

第八十回 参議院農林水産委員会會議録第十四号 (刷直しの分)

昭和五十二年四月二十七日(水曜日)
午後一時四十三分開会

委員の異動
四月二十七日

辞任

岩上 妙子君
佐多 宗二君
坂元 親男君
福井 勇君

補欠選任

小林 国司君
佐藤 信二君
亀井 久興君
梶木 又三君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

橋 直治君

委員

青井 政美君
鈴木 省吾君
粕谷 照美君
鶴岡 哲夫君

亀井 久興君

小林 国司君

佐藤 信二君

菅野 儀作君

初村 滝一郎君

福井 勇君

川村 清一君

対馬 孝且君

相沢 武彦君

小笠原 貞子君

塚田 大願君

和田 春生君

喜屋武 眞榮君

国務大臣

農林大臣

鈴木 善幸君

政府委員

防衛庁長官官房
防衛審議官

水産庁長官

事務局側
常任委員会専門員

説明員

外務大臣官房外
務参事官

外務省経済局外
務参事官

海上保安庁総務
部長

渡邊 伊助君
岡安 誠君
竹中 譲君
井口 武夫君
溝口 道郎君
鈴木 登君

本日の會議に付した案件

○領海法案(内閣送付、予備審査)

○漁業水域に関する暫定措置法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(橋直治君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

領海法案及び漁業水域に関する暫定措置法案、以上両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明はすでに先般聴取いたしましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○川村清一君 冒頭、鈴木農林大臣が日ソ漁業交渉をまとめるために大変御苦労されておりますことにつきまして、心から敬意を表するものでございます。

私も、過般、超党派の訪ソ漁業交渉国会議員団の一人として訪ソいたしました。向こうの要路の方、インコフ漁業大臣やシチコフ連邦議會議長、あるいはボドゴルヌイ最高會議幹部會議長等にお会いいたしました。率直に日本人の声を、また私

北海道選出でございますから、道民の切実な声を忌憚なく訴えてきたわけでございますが、実感としては非常に厳しいものがあることを受けとめてまいりました。したがって、鈴木農林大臣が今後第三次の交渉に行かれるわけでございますが、どうかひとつ十分御健闘されますよう、ぜひ国民や皆さんの要望が通る形の中において漁業交渉がまとまることを心から願ってやまない次第でございます。

さて、質問の第一陣として、領海法と漁業水域に関する暫定措置法案につきまして一括して御質問いたしますが、まず北海道の問題を中心として聞きますが、第一番目に、この二百海里というものが決まった場合において、沿岸の漁業協同組合が管理しております共同漁業権漁業とはどういような関係になるか、これをまずお尋ねいたします。

○政府委員(岡安誠君) 二百海里法、漁業水域法が制定公布になりました場合には、外国人につきましては農林大臣の許可がなければ二百海里内に入漁いたしましたして操業ができませんということになるわけでございます。その場合には、当然量の制限のほかに、操業につきましては秩序ある操業をさせなければならぬというふうに考えております。いま御指摘の共同漁業権等につきましては、漁業権者の漁業に支障のあるような形では絶対に操業はさせないつもりでございます。いわば、そういうような条件をつけまして許可証を発給をするということになるかと思っております。

○川村清一君 この問題につきまして重ねて長官にお尋ねしますが、これは漁業協同組合によって違いますが、また地域的にも違ふと思うんであります。北海道におきましては共同漁業権の沖出しが二万五千メートルから三万メートルぐらいいるところがあるわけでございます。領海十二海里をはるかに超した共同漁業権が設定されておるわけでありまして、これとの関係はどういうふうなことになるか。

けであります。これとの関係はどういうふうなことになるか。

○政府委員(岡安誠君) いま漁業水域との関係を申し上げたわけでございますけれども、まず十二海里になりました領海内では、これは絶対に外国人漁業の規制に関する法律によりまして、これは外国人の操業を認めないわけでございます。十二海里以遠二百海里までの百八十八海里につきましては、先ほど申し上げましたように外国人の操業を絶対認めないというわけにはまいりません。これはやはりわが国が当該相手国の沿岸で操業しているかどうかの状況のほかに、わが国の資源状態等を勘案をいたしまして、秩序ある形で入漁を認めるつもりでございます。これは農林大臣の許可によって入漁を認めるわけでござい

ますので、許可条件におきまして、先ほど申し上げましたように、共同漁業権等があるような場所につきましては、これは漁業権者に漁業に支障があるような形では操業を認めるつもりはございませんので、そういうようなことは制限を付した形での許可を与えるということになるかと思っております。

○川村清一君 重ねてお尋ねしますが、農林大臣が決めておる、御承知のように沖合い底びき漁船の操業禁止区域がございまして、あるいはオタートルの操業禁止ラインがございまして、これと、いわゆる領海外の百八十八海里の外国船との操業はどういう関係になりますか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 長官からも御答弁を申し上げましたように、十二海里の外でありまして、わが国が資源保護上、また操業の秩序を確保する、そういう意味合いでオタートルあるいは沖合い底びき網漁業等の禁止区域というものを設定しておりますから、この禁止区域では外国漁船は絶対に操業させない、こういう方針でございます。

○川村清一君 いま大臣がおっしゃったように、この沖合い底びき禁止区域という問題も、オットマトロールの禁止区域を決めておるといふ問題も、要すれば資源維持のためにやっておる、国内法によってそれを規定して資源維持のために努力しておるわけでございますね。そこへ外国漁船が入ってきて、日本の漁船が操業できないところに外国漁船が来て操業するなんというところは絶対認められないという大臣の御答弁、これをお聞きしたくって私は質問したのですが、確認してよろしゅうございませう。

○国務大臣(鈴木善幸君) そういう方針を堅持してまいります。

○川村清一君 どうも法律を読みますというところ、政令にゆだねられた点がいふふあるので、そこである疑問がわいてくるわけでありまして、いま日ソの漁業交渉が非常に今日の状況になつておりますので大急ぎでこれをやっておるんでございまして、その外国漁船というものはソ連だけでなく韓国漁船も入っているのか、入っていないのか、これを明らかにしていただきたい。

○政府委員(岡安誠君) 一般的には、ソ連人の操業のみならず韓国人その他の外国人の操業がこの「外国人」という規定に当てはまるわけでございますが、これは私も、この法律の運用といひますか、政令によりまして、十四条の規定がございまして、御指摘がございましたので申し上げるわけでございますけれども、日韓関係には現在日韓漁業条約というのがありますので円滑に操業が行われておりますし、また韓国は現在二百海里の漁業専管水域、これを設定いたしておらないわけでございます。そこで、そういうような状態にある韓国に対しては、私も、私どもといたしましては水域、海域の点におきましても二百海里の漁業水域を除外するというのも考えておりますし、また韓国人に対しましては本条の適用につきましても、本条ごとく吟味いたしますけれども、韓国人に對しましてこの漁業水域法の規制の規定を排除するというのを十四条に基づきます政令で

規定をいたしておる、かように考えております。○川村清一君 長官の御答弁は一般論としていろいろおっしゃっておりますが、私の聞いていることは端的にお尋ねしているもので、いろいろ説明なさられてもよろしいのでございまして、私も素人ではないんですから大体わかつていっているのです。聞きたいのは、その外国人漁船というのはソ連の漁船だけでなく韓国漁船も入っているのか、入ってこないのか。外国漁船に対する措置についてはただいま大臣がはっきり申されて確認されたのですから、その外国漁船の中に韓国が入っているのか、入っていないのかということを知りたい。

○政府委員(岡安誠君) 端的に申し上げますと、この法律に基づく政令によりまして、韓国人漁船につきましては適用を除外するというのを考えているわけでございます。○川村清一君 それでは韓国につきましては、この法律の、政令によって適用を除外するということは、韓国漁船は先ほど大臣のおっしゃったその原則の中には入らないということでございますね。

○国務大臣(鈴木善幸君) そのとおりでございます。○川村清一君 現に韓国漁船は北海道の沿岸周辺に参りまして操業をやりまして、ソ連と同じように大きな被害を沿岸漁民に与えておりますが、そういうものはやはりこの法律から適用除外いたしまして、現状のままそれは認めるということでございますね。

○政府委員(岡安誠君) 外国人漁船と御質問の底びき網の禁止ライン、オットマトロールの禁止ライン等に対しまして、私も、私どもが絶対入れないという方針とは、これは大臣が申し上げたとおりでございます。ただ、漁業水域に関する法律の適用につきましましては先ほどのようなことになりましたので、韓国人漁船につきましては私も先ほど大臣の申し上げましたような方針を、別途これは韓国と日本の政府間の協定を結びまして、絶対にわが国

の漁業秩序を乱さないような操業を維持してもらふような、そういう措置は別途とる、そういう考えております。

○委員長(橋直治君) この際、委員の異動について御報告いたします。ただいま若上妙子君、佐多宗二君及び坂元親男君が委員を辞任され、その補欠として小林国司君、佐藤信二君及び亀井久興君がそれぞれ選任されました。

○川村清一君 こういうことですか、それで初め私がお尋ねしたことは、日本の国の資源を維持し守るために、やっぱり規定によって沖合い底びきの禁止ラインあるいはオットマトロールの操業の禁止ラインというものが規定されておるわけですから、御承知のように、そこへ外国漁船は入るのか入らないのかということをお聞きしたら、入らないとこう言う。それじゃその外国漁船といふものはソ連の漁船だけでなく韓国の漁船も含まれるのかと、こういう質問です。そうすると、外国漁船であるけれども、韓国はいわゆる政令によって適用除外をする、こういう御答弁なんです。そうすると、この第五条で言う「外国人」と、それからさつと後にきての十四条、この十四条はこれは韓国を含んでおる。第五条の方はこれはソ連漁船の方を対象にしておると、こういうふうな理解されるわけでありまして、その辺はどういうことになつていますか。あなたの御答弁によればどうもはつきりしない。韓国の漁船については、大臣のさつき確認されたこととはいささか違ってくる。わが国が規制しておる——自国のですよ、日本の国の漁船の操業を規制しておるそのラインの中に韓国の船が入ってきて操業することもあると、こういうふうにも理解されるんですが、そういうことなんですか。

○政府委員(岡安誠君) もう一回簡単に要約して申し上げますと、先ほど大臣からお答えを申し上げますと、日本漁船が資源保護のためには漁業調整のためにみずからを制約をいたしまして、沖合い底びきを禁止をしたり、オットマトロールの禁止をしているところがございまして、そういうところには外国人漁船の操業は認めないという方針でございます。

で、それにつきまして、まずソ連船につきましては、この二百海里法が公布施行になりますれば、この二百海里法によりましてそういう排除措置といひますか、そういうところで操業しないような措置をとります。ただ韓国人漁船につきましては、先ほど申し上げましたように、十四条の規定によりまして韓国人につきましては先ほど申し上げた理由でこの二百海里法、漁業水域法の適用を除外する考えでございますので、ストリートにはこの二百海里法の適用によってそういう禁止ラインの操業を排除することはできないわけでございます。そこで、先ほど申し上げました外国人一般についてそういう場所での操業を排除するために、韓国人につきましてはわが国と韓国政府との間で別途政府間協定を結びまして、韓国人の操業につきましては、そういう禁止ラインでは操業をしないように確保をいたしたいということを申し上げているわけでありまして。

○川村清一君 そうしますと、第十四条は私が言ったとおりですが、韓国漁船を指しているというところが明らかになりました。そこで、十四条によつて韓国漁船はこの法律の適用外になるわけであるけれども、しかし政府間協定を結んでソ連漁船と同じように、いわゆるわが国が規定しておる沖合い底びき禁止ラインであるとか、あるいはオットマトロールの禁止ラインの中に入ってくることは絶対認めないようになると、こういうことでございますか。

○国務大臣(鈴木善幸君) そのとおりでございます。○川村清一君 それでははつきりこれは確認して

おきます。

そこで、鈴木農林大臣は水産の専門家でございますので十分御承知でございますが、これはわが北海道の一部ですが、日本海に面した地域でございますが、こういうふうな漁業が込み入っているわけですね。要するに、この十二海里の線を引きましても、十二海里の外にこれは御案内のように共同漁業権というのがずっと沖に出ていますから、共同漁業権の行使につきましても、それぞれ漁業協同組合が共同漁業権行使規程というものを設けて、そうしてやっているんです。これはカニの漁場であるとか、これはエビの漁場であるとか、あるいはこれはカレイの刺し網であるとか、ここはタコのなわであるとかといったように、こういうようなことが結局十二海里をやり、そして領海の外に共同漁業権がずっとまだ出ているわけでありまして、これは御承知願えらると思っております。そこで十二海里の外二百海里を決めた、もちろん領海十二海里に外国船が入ってくるなんという事になれば、こんなことはもう非常識であって認められるわけもないんですね。しかし、百八十八海里については一応これは認めることもある、それはソ連との話し合いというふうなことで、しかしながら認めても、先ほどから私が何回も言っているように、資源維持のために日本の漁船でさえ操業できない区域があるわけですから、こういうところに外国が入ってこないで、それでこの法律でソ連はつきり決まる、しかし、韓国は十四条によつてこの法律からは適用除外されておる、だから韓国がどんどん入ってきていいという事になったらこれは困るから、そこで韓国と日本との政府間協定をきちんと結んで、そして韓国も絶対ここへ入ってこないような処置をとる、これが大臣のいまのお答えですが、そう確認してよろしくございませうか。

○国務大臣(鈴木重幸君) そのとおりでございます。

○川村清一君 ぜひ韓国と話し合いを進めまして、政府間協定を結んで、いま確認をされたとお

りの線を実現していただきたい、こう思います。

次にお尋ねすることは、これは将来の問題ですが、現在の問題として韓国の漁船が、いま北海道の太平洋岸からは離れた模様でございますが、最近日本海の方にあらわれて天荒や焼尻の漁場であるとか、あるいはオホーツク海の方にいて相当操業をやりまして、日本漁船との間にトラブルを起こし大変な被害を与えている模様であります。これに対してどういうような処置を現在水産庁としてとられておられますか。

○政府委員(岡安誠君) お話のとおり、どうも三月一日にソ連の二百海里法の施行以来、ソ連沿岸で操業いたしておりました韓国漁船の相当部分が北海道の周辺、まず太平洋岸、最近日本海岸にもあらわれて、大型船による操業を行つて相当わが国の漁船に漁具その他の被害を与えているようでございます。私も日の大使館を通じましてしばしば警告を与えたのでございますけれども、それ以外に先御承知のとおり、現在韓国と日本との間におきましては、民間によります損害の発生防止のための協議会並びに損害を起こった場合にどう処理するかということの検討をする協議会を設けておりまして、昨年大体的な事項につきまして合意を得たのでございまして、その細目につきましてさらに詰めるべく、ことしの二月韓国へ参りまして相談をいたしました。残念ながら細目につきましては、まだ完全な合意に至っておりません。そこで、私もといたしましては、水産庁の職員並びに外務省の職員をさらに韓国に派遣をいたしまして、韓国船による無秩序な操業を防止すると同時に、わが国の漁船に対する被害、漁業に対する被害を最小限度に防止するような申し入れをいたしております。で、なるべく早く先ほど申し上げましたように、現在からでも直ちに日韓間におきまして政府の援助によりまして、または政府間によりまして操業ルールが確立をされるように現在も努力しているわけでございますが、この法律の成立の晩には直ちにまた再び韓国に職員を派遣いたしましたして、政府間でし

かりした約束ができるように努力をいたしたいというふうな考えております。

○川村清一君 長官のお話はわかるんですが、現実問題とすればそうならないわけなんですね。いま民間協定でというふうなお話もございまして、沿岸漁民の代表が韓国へ参りまして、韓国の方の日本の近海へ来て操業しておるという漁業者の団体の責任者といふ話も合っていることも承知しておるわけでありまして、そうしてその結果もよう聞いておるわけでありまして、もはや民間で話し合い、民間協定は不可能である、できないとはっきり言っているんです。そうして現にもうこういう私が質問しているきょうこの時間にも、韓国の漁船が先ほど言ったように北海道の近海を荒らしているんじゃないかと思つてますが、その長官のような悠長なことを言つておつたところにもならないわけございまして、これは早急にやめてもらわなければならぬのですが、民間協定に任せるとか、あるいは今後政府間で話し合つてそうしてというふうな方向に進みたいといふたようなその考えをお聞きするわけじゃないんです。しかし、いまもう現に行われているわけですから、これを即刻やめてもらわなければならぬ、これはどういう手を打たれますか。

○国務大臣(鈴木重幸君) この問題は、御指摘のように日韓の間の民間取り決め、これが誠実に履行されていらないということを私は非常に残念に思つておるわけでございます。したがうして、この漁業水域法、これが成立いたしますれば、この漁業水域法、これが成立いたしますれば、直ちに韓国側と今度は政府間の協定を締結をいたしまして、現在のような無秩序な、履行されないようなことではなしに、この水域法の趣旨、目的が確実に実行されるように政府間協定によつてそのことを確実にしたい、こう考えております。

○川村清一君 早急にぜひやっていただいて、確実にその問題を解決してもらいたいと思つたわけでございます。しかし、これもなかなか大臣のおっしゃるようなことにはならないのが遺憾のきわみ

なんです、例をとれば日本とソ連との間にも日ソ漁業協定が締結されたのは一昨年の秋です。

ね。しかし、その協定によつて一体ソ連の漁船の横暴なる操業がやまつたかというところ、全然やまないでずうっと続いていたわけでございます。御承知のように、それで付属書なんかには事細かく書いてあるわけでありまして、これを日本側の方は厳重に守つておるわけですが、ソ連側の方は一向に守らぬということで、もう三千トン、四千トンの底びきがやつてきて、トラロールがやつてきて底をかき回して引くもんですから、これは漁具、漁網、こういったものの損害というよりも、資源がなくなつてしまふ。そして危なくしてしうがないから、日本の漁船は操業ができない。休漁しておる。この損害というものは莫大なもんなんです。ね。そういう協定ができておるわけですから、そしてその協定締結のときに、いわゆるいままでも受けた、また今後損害ができた場合においては賠償請求処理委員会というふうなものが協定に基づいて設置されておる。数百件の問題が出て、数億円の損害が出ておる。その処理ができない。私は、ことしの二月五日の参議院の本院議でこの点にも触れて質問したわけでありまして、福田総理大臣の御答弁は、まあそういう委員会の発足当時であつたからなかなか事務処理にもおくれたと。今度はいいよ軌道に乗つたから、そういう問題も早く進められて処理ができるというふうな御答弁をなされておりました。しかし、どうなんですか。まあ東京の委員会を終えて、モスクワに送られたものが二件である。二件につきましては、いまだにそれが損害賠償が実現しなかつた。それで私も今度参りまして、イシコフ漁業大臣にこの問題も困るから話されました。そしたら、翌日聞いたことでございますが、イシコフがその漁業省の役人に、早急にこれを処理せよという命令を出されたというところで、この問題は近いうちに処理がされるというふうなことを聞きまして、何百件の中から二件だけモスクワに上げられたんですね。これが、協定が

あり、そして協定の中で賠償請求処理委員会というものができた結果においてなおこういうような状態なんですから、今度は韓国との間にどうなるのか。協定を結んでも守られるのかどうか。そして今日までもうすでに相当な件数、金額というものが、韓国の漁船の無謀な操業において出ておるわけでありまして、この損害に対処してどうなされるのですか、水産庁としては。

○政府委員(岡安蔵君) 確かに御指摘のとおり、日ソ漁業協定が昨年の十月にできまして、損害賠償請求処理委員会が昨年の三月に発足いたしましたのでございますが、それ以来七百件余りの審査請求があり、そのうち三十六、七件が審査をされまして、現在は三件モスクワへ行っているようで、最近一件行きまして三件モスクワに送られておりますが、御指摘のとおり、まだ現実に損害賠償が行われるというふうにはなっておりません。私もこれは非常に促進しなければならぬというふうに考えております。発足当初でもあり、急に過去二カ年間にわたりまして損害の請求を認めたものでございますので、一挙にたくさん書類が上がりまして、ふなれでございまして処理が滞ったということも事実でございまして、今後はひとつ馬力を上げて、早急に処理できるようにいたしたいと思っております。

韓国漁船により損害も確かに最近ウナギ登りに上がっております、金額も相当な金額に上がっております。私も、先ほど申し上げましたように、すでに韓国漁船による損害につきましては、これを損害を賠償をするということ、これはもう基本的に話し合いがついているわけでございます、どういふルールでこれをするかという点だけが決まっていなくてございまして、民間にばかり任せないで、政府間におきましてこの処理につきましても相談をいたしまして、早急にこれが処理されるように措置はいたしたいというふうに思っております。

○國務大臣(鈴木善幸君) 先ほど私が、民間協定では今後不十分であるので、この海洋二法案が成立を、政令でその施行をやる、こうなった場合には早急に政府間協定を締結する方針である、こういうことを申し上げました。これに對して、現在でも守られないのだから、政府間協定をした場合にも守られるのであるかどうかという何か疑問を投げかけておられるようなことでございしますが、今度はこの法案には管轄権並びに裁判権その他規定をいたしておるわけでございます。したがって、協定いたしましたところの海域、操業の条件等々に違反をしたら、政府間協定に違反をした場合におきましては、この漁業水域法に基づくとこの管轄権が及ぶと、こういうことでございまして、今後のことにつきましては政府間協定を結ぶことによつて十分海の秩序が確保できると、このように考えております。

○川村清一君 それで明確にわかりました。そういうことでひとつ嚴重にやってもいい。あわせてお尋ねしますが、鈴木農林大臣が今度訪ソされました第三次の会談をインコフ大臣とやりまして、日ソの漁業暫定協定ができた場合において、いまのお話と同じようにソ連船が我が二百海里水域内において操業する場合においてはその協定に基づいてなされるわけでありまして、したがっていまその管轄権なり裁判権というものは我が主権が持つわけでございますから、ソ連に對してもいま申されましたように、韓国の漁船と同様の処置がなされるものと判断いたしますが、それに間違いないと思いませんか。

○國務大臣(鈴木善幸君) そのとおりでございます。○川村清一君 これで私の聞きたいと思っておったことは明快にされましたので、了解いたしました。そこで、今度国内の問題で一つ心配なものですからお聞きしますが、実は私、参議院に出る前に北海道議会の議員を十年やっております、十年間一貫して水産委員会におったわけでありまして、それで大臣御案内のように、何といひしてもわが北海道の漁業というものは日本の水産の中で

王国でございまして、全漁獲高の四分の一ぐらいは北海道が生産しておるわけでございます。沿岸漁業からいっても日本一でございますが、この沿岸漁民と沖合い底びきで、この紛争をなくするために、この沖合い底びきの禁止ラインを拡大するために、まあ十年間苦勞し、沖合い底びきの人たちが戦ってきたと言つてもこれは過言でないでございまして、そういうような経過の中、当時三百隻あった底びきの船をほとんど減らしていったり、そしてまたこれは北転船として北洋に転換を図つたりして、そして現在の北海道の沿岸漁業の秩序というものをつくつたわけでございますが、この北洋から今度締め出された底びき船、特に沖合い底びきでございますが、百二十四トン型はこれはオットーロールという方向に行きましたが、九十六トン型の船は北洋からUターンしてきて北海道の沿岸に来るんじゃないかということを、きわめて憂慮しておるものなんです。

【委員長退席、理事鈴木省吾君着席】もし、沿岸にやつてまいりまして、そうしてこれらが沿岸の沖合いでもって操業するということになりますれば、これは沿岸漁民にとっては大変なことでございます、いままではソ連船だ、あるいは韓国船だということで、腹が立つて腹に据えかねてもう怒りに燃えているわけでありまして、何せ相手は外国船でありますし、余りに大き過ぎてもとて太刀打ちもできないものだからまあ泣き寝入りをしてまいりましたが、今度は日本の沖合い底びきが沿岸に来て同じようなことをやりますれば、沿岸とその沖合い底びきのトラブルというものは、これは日本人同士のけんかになるわけでありまして、下手すると流血の惨事も起るんでないかというのを私は本気になつて心配しているんです、こういうようなことについて一体大臣や水産庁長官はどのように受けとめられているか。もしそういう心配があるとするならばどういふ措置をなさようと思つているのか、この点を明らかにしていただきたいと思つています。

○國務大臣(鈴木善幸君) 四月一日以降、日ソの協定が中断いたしました関係もありまして、北洋海域で操業しております北転船並びに沖底びき網漁船が全部母港に帰港いたしておるわけでございます。その沖底びき網漁船の中には、日本近海で操業できる許可を持っているものもございまして、それに対しまして、いま川村先生御指摘のように、沿岸漁業者とトラブルを起こしてはいけません、こういうことで直ちに水産庁から係官を派遣をいたしました、稚内を初め各地の沖底びき網漁業者に対して、きょうなことがあつてはいけないうこと、強い行政指導をいたしております。そういうことで、沿岸漁業者との摩擦、トラブルを未然に防止するような措置をとつておるわけでございます。

今後におきましても、北洋のクォータ等が決まりまして減船等の余儀なきに至つた場合におきましては、私はクォータに見合った減船もやむを得ない、新しい体制で沿岸漁業との摩擦を回避しながら操業が確保できるような、そういう体制をつくつていきたい。沿岸漁業にし寄せをするというふうなことは、絶対に避けるようにしてまいり方針でございます。

○川村清一君 本日に日本人同士が血で血を洗うような、そういうことがもう起きかねないような事態になるんじゃないかということを本日に私も心配しておりますから、そういうことにならないようにしっかりとやっていただきたいと思つております。もう一点、これに関連してお尋ねしておきたいのは、日ソの漁業協定が締結されました、それによつていままでの既得権が全部認められるならばこれはもう何をかいわんやであります、しかし、そういうことにはなかなかならない、厳しいものがあると思つております。結局、締め出されてくるものがありますから、まあ減船もこれはやむを得ないでしょう。船は減船、それによつて船主とかそういう者は、これはまた後で質問いたしますが、政府の措置によつて減船が可能であると思つて

が、その船に乗っておる今度は乗組員でございすね、漁師でございすね、これは全部北海道の沿岸から出ているか、あるいは大臣のいらっしゃる岩手県とか三陸のあいう浜にいらっしゃる人がたくさんいるわけですが、船からおりたわけでありまして、もとより漁師ですから、ほかの職業にもなかなかなければならぬと、今度には漁業労働者のUターンもこれは出てくる可能性は大いにあるわけでございますね。

それから漁業協同組合、組合員の脱退、加入というものはこれは自由でございますから、その地元の漁業協同組合に加入して組合員になった場合において、先ほど冒頭申し上げました共同漁業権の行使の権利があるわけですね。そうすると、小さな船を持って沿岸漁業をやったり、特に私心配しておるの、北海道の周辺の沿岸は非常に海草に依存している、コンブだとかあるいはワカメだとか。岩手県あたりも同じだと思ふのですが、ワカメなんかね。そうすると、その組合の管理しておる共同漁業権というものは限定されておりますから、そこにある資源というものは、現在の組合員でこれを分け合つて生活しているわけですね。決まった資源、ここに、これをとる権利を持った漁民の数がずうんとふえてまいりますと、いわゆる一人一人の分け前というものが非常に少なくなつてくるわけですね。その結果、沿岸漁民は全部共倒れになってしまう、こういう状態が出てくるのが予想をされるわけでございますが、こうなつたらこれはまた大変なことであつて、沿岸漁業はつぶれてしまいますし、沿岸の漁家はもう生活もできないと、こういうようなことになるわけでございますが、こういう予想をされる問題についてどのよう把握され、またこういうことができないようにどう対処、処置をなされようとおるのか、お考えをお聞きしておきたい。

○国務大臣(鈴木素幸君) その問題は非常に大事な問題でございます。減船等のやむなき事態になりました場合におきまして、多数の乗組員の諸

君、漁民諸君が北洋における操業の場を失うということになるわけですが、この救済対策といたしましては、海からおかしな転職をいたします場合には雇用対策法によって措置をいたし、また、海から海へ転換をする、そういう場合にはおきましては漁業再建整備法の適用、活用によつて対処をいたし、そういうことをやつてまいりたいと思つておるわけでございますが、川村先生専門家でいらっしゃるので、それにしては漁師はおかへ上がったんではカッパのおかしがりになると、こういうことで、やはり海で何か生活の場を与える必要があるのではないかと。その場合に、漁業組合に加入しなければ組合の持つております共同漁業権の中の仕事ができない、これはもうそのとおりであるわけでございます。私は、組合によりましては、共同漁業権の中でまだ余裕があるという組合もあつたと思ひます。そういうところにおきましては、漁業協同組合の諸君にいたしまして、同じ漁師仲間であるわけでございますから、温かく迎えてやつていただきたいと、これもそういうふうに考えております。

また、その余裕がないというところもあるわけでございますが、できるだけそういう諸君につきましましては、栽培漁業、養殖漁業等につきましまして、これもとかく漁業権であるとか、いろいろな漁業権が付与されなければならぬわけでございます。そういう点につきましても漁業権の新しい付与をする。これは海産物調整委員の会等によく御検討を願ひたい。かぬ問題でございますが、あらゆる問題が出てくるわけでございますが、そういう問題を十分検討いたしまして、これらの漁民諸君がどうしても海でしか生活ができないという場合におきましては、それを適当な職場が与えられるようにあらゆる角度からひとつ行政指導もやつて対処していきたい、このように考えております。

○川村清一君 炭鉱が閉山いたしました炭鉱職業者がたたくさん出ます。やはり長年炭鉱で働いた人

は、別な職場へ行つてもなかなか仕事になじめない。これと同じように、いま大臣もおっしゃつたように、かっぱが陸に上がったしまつたらなかなかその陸の仕事にはなじまないわけでありまして、どうしてもまた海に戻つて沿岸で少なくなつても漁業をやつて食べていきたい、これはひとしくそういう思いを持つと思つております。さあ浜へ帰つてきたら、今度は漁業協同組合は、おまえは入れない、組合員にしない。しないというばかな話があるか、水協法によつて加入、脱退は自由だ、入れないとは何事かというやうなことで、浜でまたその漁業者同士、日本人同士がトラブルを起すというやうなことができたならば困ると思つて、私は非常に憂慮してこういうお尋ねをしておりますわけですが、それに対してはぜひ万全の措置をとつてもらいたい。漁業再建整備法に基づいてなんということをおっしゃいましたか、そんなのは個人個人の漁船の乗組員には別段大した関係もないことで、それでもつて処理をしようとしたつて、首をかしげていらっしゃいますから、大臣、その漁業再建整備法によつて、法律で船からおりたそういう漁師の方にどういうやうな処置をなされることができますか、ちよつとお尋ねいたします。

○国務大臣(鈴木素幸君) いまの沿岸漁業で共同漁業権の中でやるといふ問題につきましましては、漁業再建整備法がそのまま適用といふことではございません。私は、共同漁業権の中にも余裕のあるやうな漁業組合については、温かく迎え入れてほしいといふことを申し上げておるわけでありまして、そのほかに、政府としても新漁場の開発、そういう問題につきましましては一層今後力を入れてまいりたいと思つております。そういうこともやつてまいりたいといふ意味で申し上げておるわけでございます。

なお、御承知のように、現在日本列島周辺には三千万ヘクタールの大陸棚だのような二百メートルよりも浅い部分があるわけですが、そ

のうち増養殖等に利用されております海域はわずかに百五十万ないし一千万ヘクタールしか利用されてない。私は、これをもつともつとやはり増養殖等ができるやうに沿岸漁場の開発整備を進めていきたい。専門家の検討によりまして、せめて一千万ヘクタールを利用するやうになれば、その海域で現状よりもなお一千万トンの漁獲が可能である、こういう提言もなされておるわけでございます。そこまでするにまいりませんが、今後は沿岸漁場の開発と整備を積極的に進めまして資源をふやす、また増養殖等の栽培漁業等も盛んにする、そういう基本的な方向でやつてまいりたいといふことを申し上げておるわけでございます。

○川村清一君 大臣がいまおっしゃつた基本的な問題につきましましては、またこの後に少し時間をとつて議論をしたいと思ひますが、大体いままでの御答弁でわかつたわけでありまして、

そこで、今度二百海里の線引きの問題でちよつとお聞きしますが、一番問題になり、そして大臣が交渉を中断されたのも、暫定協定的一条、二条の問題であるといふやうに理解しておりますが、この線引きがなかなか強硬である。大体日ソ漁業条約というものはまだ存在していると、私はこう理解しておるのですが、これはどうなんだといふことが一点。

それから日ソ漁業条約におきましては、北西太平洋上のいわゆるサケ・マス、ニシン——もとはここにカニも入つておつたのですが、こういう資源の維持のための条約といふことで、そこで資源維持のために両国が努力していくといふことでこの条約ができ、今日まで二十年これでやつてきたわけでありまして、それで対象は、最初のころは、たしか北緯四十五度以北であつたわけですが、いまは、以北が対象の水域であつたはずであります。これがいつの間にかだんだん南になりまして、今度は太平洋小型から日本海マスまでこの適用を受けるやうな、こういう状態になつてきておる。これは条約の趣旨と全然変わつてきたわけでありまして、それにしても条約そのものは生

きておる。二百海里に關係なく、二百海里の外でいわれることしのサケ・マス漁業——それで、これは中部千島の四十八度以南のサケ・マス流し網漁業、太平洋の小型漁業、それから日本海のサケ・マス漁業、これが大臣がお帰りになるまではなかなか向こうが強硬で、五万七千トンの線を崩さなかった。ところが、われわれが行ってイシコフと猛烈にやり合つたところが、翌日からりと変わつてそれに五千トン上積みされて六万二千トンの、五千トンふえて六万二千トンになったわけでございますね。

で、荒勝代表は、これは早急に調印をして二十八日には東京で正式調印をして、四月三十日からこれは出漁できるというようにことをおっしゃつておつたのですが、こつちへ歸つてきて、二、三日前かの新聞見たら、俄然そこまた二百海里の問題といひますか、線引きの問題、いわゆる關係會議の決定を入れるとか入れないとかいふたような問題で、もう調印間際まで行つてから話し合ひがつかないで、四月三十日出漁、これはもうとても不可能といふたような状態で、これは大変なことです。大変な事態になつてきておるわけでありまして、一体これはどういふことなんでしょうか。どうも私にはわからないのですが、大臣の御見解をひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木善幸君) 川村先生いまお話しになりましたような経過でございます。荒勝代表からの、ほとんど九十九%ニコロフ首席代表との間で話がついて二十五日には調印をいたしました。二十八日には東京でシヤルクを再開をしてそこで正式な調印をいたしました。こういうことでニコロフ代表以下の諸君も訪日のビザも申請をしておると、そういう状況であつたわけでございます。ところが、その議事録に署名しようとする段階におきまして、突如、いま川村先生御指摘のように、一九七七年の二月二十四日付關係會議の決定の線、その問題を持ち出してきたわけでございます。これは全くソ連政府の態度の急変と申しますか、約変と申しますか、約束をたがえた行

為であるわけでございます。これに対して強く抗議的な立場に立つて再交渉も荒勝代表にお願いをしたわけでございますが、ニコロフ代表はこれは至上命令であると。その至上命令というのが一体どの辺からおりてきたのか、とにかく漁業省だけでは処理できない。イシコフさんは五万七千トンに五千トン上積みをして早くこの問題だけは処理しよう、こういうことでイシコフ漁業相の裁断によつてそこまですたやつが、至上命令という形でもう漁業省の諸君だけではどうにもならぬというふうな事態に迫り込まれておる、これが現時点における状況でございます。私は荒勝代表にもさらに折衝をお願いをいたしておるわけでございますが、ちょうど暫定協定第一条の問題と同じ問題でございますので、私も六日ころの訪ソを予定をいたしておりましたけれども、これを繰り上げて二日ないし三日には出発をして、そしてイシコフ大臣と自身が折衝に当たりたい。この問題を早く処理をいたしたい、このように考えておる次第でございます。

○川村清一君 四月三十日から操業をするサケ・マス漁業というのは、三月一日から出漁することになつておりました日本海の北緯五十二度以南のニシン漁業と同じで、これは母船式サケ・マス漁業とは違ひまして、全く沿岸の中小零細な漁業でございます。特に私は北海道の太平洋岸、日本の沿岸に住む者といひまして、この辺は太平洋の小型サケ・マス漁業、約千二、三百隻がいるはずでございます。それから日本海のマス漁業、これも本場の沿岸の零細漁業者でございます。から、これはもう四月三十日から操業できないということになれば大変なことです。大臣御案内のように、マスもやっぱり魚道がございます。これは秋のサケとは違ひまして、これはずっと太平洋を回つて北海道の方はこの西の方、胆振の方からだんだん回つて日高の方から襟裳岬を回つて、そして釧路の方へ行くというマスの一つの魚道があるわけでありまして、サケの方はそれと反対でございますが、したがって漁期というものがあつ

て四月三十日、五月なんかに入つてしまいますれば、もう胆振から日高沿岸の小型の漁船は行つたつてもう魚がいなわけですから、大変な損害を受けることになるわけでありまして。そこで、これは早急に決めてもらわなければどうにもならぬと思ひますので、強く私は要請しておきたいと思ひわけでありまして。

それからもう一点でございますが、いよいよ今度北方領土でこの法律ができれば二百海里日本も線を引くわけですから、向こうも二百海里の線を引くと、いままでは向こうだけがあつてこつちはなかったんです。共通の土俵がなかったわけですから、今度この法律ができれば共通の土俵ができるわけですから、この共通の土俵の上で鈴木農林大臣とイシコフ漁業大臣が相撲をとるといふ、こういうことになるわけでございます。から、どういふことになるわけですか、常識で言うところの線といふことになつておるわけですか。それから向こうの最高會議幹部會議議長は、四百海里あつたら二百海里ずつとたつたらいいじゃないか、それから二百海里ずつ重なつたら等分したらいいじゃないかといふようなことをわれわれに言つておりました。が、こちら側の見解はどういふことになつておるか、その場合。

○國務大臣(鈴木善幸君) その最高會議幹部會議長の御見解は、これは一般論としてお話しになつておることだと私は受けとめておるわけでございます。たとえば沿海州と北海道との間でお互いに二百海里線引きがなされる。その場合にオーバーラップしたところは、これは海洋法會議の統一草案にもありますように、その中間線をもつてそれだけの管轄する水域を決める、こういうことに相なつておるわけでございます。しかし、北方四島絡みのこの水域は、これを中間線というわけにまゐりません。日本の方としてはやはり、わが固有の領土の沖合に二百海里はわが國の漁業水域

の適用海域である、こういう立場をとるわけでございます。から、中間線理論といふのはこの海域には適用されない、私はそういう見解をとつておるわけでございます。そういう立場の上に立つて、むずかしい問題ではありますけれどもこれに対処していきたい、こう思つております。

○川村清一君 そこまでは話がわかりましたが、今度はその次の具体的な問題ですが、向こうは二百海里とこうやる。こちらの方も二百海里。それは決して半分に分けたりなんかするのではない。こちらの方の主張としては、あくまでも北方領土はわが固有の領土であるという見解で線を引く。向こうの方は向こうの方で、もうこれは処理済みであるといふたようなことで線を引く。で、線は重なるわけでございますが、決してそれを等分するなんといふことはするのではないんだと。こういうことは、具体的に言えば、事実問題とすれば、向こうは向こうでその線の中で操業するし、こつちの方もこつちの決めた線の中で操業するし、そうすると實際問題として、その海域というものは両國が共同で使うといふような海域になるんです。どういふことなんでしょうか、そこは。

○國務大臣(鈴木善幸君) これはソ側もこの北方四島は戦後未解決の問題である、今後両政府間で平和条約締結交渉の問題として引き続き協議を続けていくのだと、こういうことを前提にいたしまして、そしていま言つたようなぐあいに両方がそのことを認めて、オーバーラップした海域が設定された。これは大人の話し合ひでございます。私はそのこともいねがうておるわけでございます。そういうことが合意の上になされれば、いろいろやり方は、双方の立場を損なわれないように私はできる、このように考えておるところでございます。たとえば日本の漁船については日本の監視船等が取り締まりをする。旗国主義でございます。向こうの船については向こうがやる。裁判管轄権についてもそういうことでやる。これは本當に腹を割つて、心からそういうことで話し合ひがつかない場合におきましては、いろいろのそれに即し

たところの操業体制や操業秩序というものが私は出てくると思うわけでございます。これも考えておかなければならない有力な案の一つであろう、こう考えておりますが、向こうがこう出てきた場合はこつちとしてはこうせざるを得ないとか、いろいろの問題がございますが、これからの交渉ごとでございますので、その具体的な対処方針というもののつきまはしてはこの際御遠慮をさせていただきますと存じます。

○川村清一君 その次に、これも私代表質問のときによつと質問いたしました、福田総理の御答弁を願つたんですが、もう翌日すぐ韓国の方から大きな反響が出てまいりましたが、この法律がでますという、日本の二百海里というものの線引きは、やはり竹島であるとかあるいは尖閣列島とか、そういったような固有の領土等から二百海里のコンパスを延ばすことになるのか。その辺は、どういふお考えを持っていられるのか。

○國務大臣(鈴木重幸) この点は私明確に申し上げておるところでございます、この漁業水域法では政令でもってどういふ情勢に對しても対応できるように、こういうぐあいをお願いを申し上げておるわけでございます。私は、日韓の間には日韓漁業協定があり、日中の間には日中漁業協定があり、これによつて西日本のわが国の漁業はきわめて安定的に操業の秩序が確保されておる、このことを大事にしていきたい、こう考えております。したがって、わが方から先にこの二百海里の水域を指定をするということは、私避けていきたい。しかし、韓国側が、あるいは中国側が二百海里を先んじて設定をいたしますれば、間髪を入れず政令によりましてわが方二百海里を設定する、相互主義で対処していきたい、このように考えておるところでございます。

○川村清一君 そういうようなお考えだから、この法律そのものがすべて政令にゆだねるというふうなかついで、さっぱりつかみどころのない法律になっているというふうに理解するわけですが、それはそれとして、それらに關係したことに

きましてはまたわが同僚議員の方から質問がなされると思ひますから私は避けますが、たとえば領海十二海里にいたしましたも、いわゆる国際海峽と言われる特定海域を三海里に凍結したり、どうもみずから手でも国の主権を放棄するような、こういう処置なんというものは世界各國に例のないものではないかと私は理解しておりますが、こういう問題につきましては、あとでまた同僚議員から詳しく御質疑があるものと思ひまして、私はあえて避けます。

最後に私が大臣の御見解を承りたいのは、もう今日のこのいふ事態をつくつた原因は、日本とあるいはソ連とかこういう漁業先進国が、資金と技術に物を言わせて、領海外は全部公海である、公海上の資源はこの国がとつても構わないんだ。そうして生産第一主義というふうなことで、しかも日本政府は今日まで高度経済成長のそういう経済政策の中で沿岸はほとんど埋め立ててしまつて、そして工場をつくつて、そして廃水をたれ流して、もう沿岸でとれた魚を食べられないような状態にまでしてしまつて、そうして今度は外延的に遠洋へ、遠洋へと政府も大いに奨励いたしました、そういう漁業者に対しては漁船建造の資金はほとんど貸してやる、それから着業資金も貸してやるというところで、もうアフリカから、南米から、ニュージーランド、オーストラリア、ソ連、アメリカはもちろんのこと、どんどんどんどん発展していった。それがいわゆる後進国といひますか、開発途上国といひますか、こういう方々の反感を買つて、いわゆる資源ナショナルイズム、こういふものの形が一九七三年の第三次の国連海洋法會議の第一期、ここでこの問題が提起されてつと今日まで来ておるわけでありませう。

○川村清一君 そういうような中から、アメリカが二百海里を法律をつくつてことしの三月一日から実施した。それから、ソ連もアメリカの方から締め出された。そして、ECあるいはノルウェーの方からも締め出された。ソ連も有数の、遠洋漁業にかけては日本以上でありますから、そしてまたソ連も動

物性たん白食料としては水産物、魚に頼っているのが日本同様でございます。こういう中で、ソ連はソ連の海域の資源をやはり守るという、こういう態度はこれは私はわかるんですよ。日本もそういう立場になれば確かにそうなると思うんです。しかしながら、この北洋漁業というものは、わが先輩が全く血と汗を流して命がけで開拓した漁業であり、いわばわが日本の権益でありますから、そこで百七十万トンとはとれなくてもそれに近いものをせびとらしてくれという要求は、これは当然だと思ふのであります。

しかしながら、二百海里というものはもう世界のこれは大勢であつて、歯車はそつちの方に回つていけるのですから、これを逆に回すことはもう不可能だと思ふのです。ですから、私も、むしろ早く海洋法會議で決まつて、世界の合意のもとにわが国も実施し、世界じゅうの国がこれを實施いたしまして、そうして本當に秩序ある海洋の利用を図るべきであるということに主張してきて、そうして早くまとまるように努力せよということをおわれれば主張してまいりました。それからアメリカがこういう動きがありましたから、アメリカがやればソ連も必ず報復主義としてやることは先が見えていけるのですから、アメリカをやらせな

いように、とにかくわが遠洋漁業の権益を守るために強力な漁業外交を進めるべきだということを主張してまいりましたけれども、大臣悪いですが、自民党政府の漁業外交といふものはもうなきに等しかったと言つても過言ではないのであります。昨年一年間日米外交をどうやったのか、日ソ外交をどうやったのか、この漁業については何にも外交がなかったと思ふのです。さあアメリカがやつた、ソ連も今度は報復手段として最高會議幹部を会令におきまして三月一日から二百海里を宣言するといふことを決定いたしました、その結果この事態が招来されたわけでありまして、そういう政府の外交的な失態によつて、日本の漁民また関連産業に働く人々全部が大変な打撃を受けております。そして、日本人全体の休漁問題という点から

もきわめて憂慮すべき事態が出てきたのであります。そこでまず政府はこういうふうな経過の中で一体どう責任を感じていられるのか、まずそれを承りたい。政府の確かこれは責任であります。これは何と言つたつてやつてこなかったのですから、これが第一点です。

その次に、もうわれわれはこういう時代になりますれば、いま今日は鈴木農林大臣の努力によつて暫定協定が結ばれたといひました。これは年々歳々その漁獲量というものは削減されていくことは明らかであります。これは先が見えていける、だんだんだんだん減つていくわけでありませう。こういう時代になりますれば、先ほど農林大臣がおつしやつたように、日本列島の回りに大きなわが二百海里の漁業専管水域ができるわけでありませうから、三千万ヘクタールですか、それに匹敵するようないふ海があるわけですから、この日本列島の回りの海によつて、もうこれに頼らぬ、もう遠洋漁業なんていうものは将来第二次的なものであつて、とにかくこの二百海里の中の漁業を振興いたしましてその中で日本民族は生きていくのだと、こういう立場に立つて、そうして沿岸漁業と沖合の漁業の振興のために全力を傾注してやるべきではないか。他の政策に優先してもこれを図るべきではないか。そのためにはわれわれがいふん強く言つていけるのです。前の安倍農林大臣のときにもいふん言つていけるのですが、いまのような水産庁の予算で何ができるか。一遍にこれは三倍ぐらひに上げなさい。そうして増養殖の沿岸漁業振興のための施策を強硬に推進していくべきではないかといふことを進言しておりますが、どうも政府の予算の編成は前年度の何%アップといふようなことが基本になっておつて、も

う優先的な政策といふものはないのであつて、前年度何%だからその何%上げるのは何%だ。ほかの省庁と同じような予算をつけておるから、いつまでたつたつて、先ほどああいふ大變りつぱなことを大臣はおつしやいました、一体そんなことができるんですか、どうですか。私はぜひそれを

やつてもらわなければ大変なことになる。

わが民族はこの日本列島の二百海里の中で漁業をやっているんだと、これで生きていくんだという考え方を基本的に持つべきだと思いますが、これに対する御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(鈴木幸吉) 前段の御意見は、この二百海里時代に対する対応がおくれたのではないかと、こういう御指摘でございます。この点につきましては、率直に私も対応がおくれたということを残念に思っております。しかし、川村さんも御承知のように、わが国はこういう海によって国を立てておる国であるというところで、海洋を先んじて分割をし、そしてこれを管理し支配をするというようなことは日本が先んじてやるべきことではないと、このように考えて海洋法會議の動向等を見ておたというようなところから、結果的に立ちおくれというようになつたことを私も非常に遺憾に思っております。しかし、私は福田内閣に入閣をし、農林漁業行政を担当いたしました以来、即刻この問題には取り組んでまいりました。閣内、閣内のいろいろな議論もございましたけれども、領海十二海里法をとにかく率先してこれをやるという方針を決め、また二百海里法につきましても国会の御協力をお願いを申し上げておると、こういうこととございまして、私は私なりに全力投球をやっておるといふことにつきましては御理解を賜りたいと、こう思うわけでございます。

なお、今後の沿岸漁業の振興、沿岸、沖合、漁業の振興につきましてはお説のとおりでございます。先ほども私基本的な考え方を申し上げたとおりでございます。今後二千億、七十年計画というものを、年次を繰り上げて沿岸漁場整備のための予算を大幅に獲得をして、こういう厳しい漁業情勢に対応していくような施策を強力に推進してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○川村清一君 私は野党でございますが、鈴木農林大臣の姿勢、それから努力に對しましてはこれ

を評価して敬意を表しておるわけでございまして、大臣を決して責めているわけじゃございません。それから、冒頭申し上げましたように、敬意を表しながらひとつ今後の御健闘を期待しておるわけでございまして、そういうふうにしてお聞き取り願いたいと思います。

いまのおっしゃったことをもって詰めて申し上げますが、大臣御承知のように、戦前一つの漁業法があつて、この漁業法に基づいていろいろなあるいは共同漁業権であるとか、専用漁業権であるとか、いろいろな漁業権を免許をやる、あるいは許可をしておつた。ところが、戦後農業における農地改革と同じように、漁村の民主化を図るという立場から、戦前において与えておつたそういう漁業権を全部政府が買い上げて補償して、そして新しい漁業法をこれは昭和二十四年ですかつくりまして、それでこの新しい漁業法に基づいていろいろなまた共同漁業権、専用漁業権、許可漁業権をいたしまして、そして現在の漁業構造というものをつくつたと、それがいまの形の漁業になつておるわけですね。

そこで、私はいま考えておることは、また大臣に率直に申し上げたいことは、これをいいますぐやれと言つてもこれはできっこないことであるが、しかし、いまこの段階における日本の漁業というものは大きな転換期であつて、もうある意味においては維新ではないかと、いわゆる戦後のあの時代に匹敵する時代ではないかというふうには私は把握しております。そこで、現行の漁業法あるいは水協法、こういうものを全部見直しをする、そしてひとつこれからの二百海里時代に対応するところの新しい日本の漁業構造というものをつくらなければならぬのではないかと。そのためには、ひとつ政府は勇断を持ってあの昭和二十四年当時のように、いままでのいろいろな漁業権を一回全部これを買い上げて、そして全く新しい漁業法を制定して、この漁業法に基づくところの新しい日本の漁業の仕組みというものをつくるべきではないか、こう考えます。これを御提案申し上げます。

げます。そのためには、ぜひひとつ漁業制度基本問題調査会というふうなものをつくりまして、そして十分時間をかけて、新しい時代に対応するところの日本の漁業構造をつくるためのいろいろな御検討をこの調査会でやつてもらいたいというところが一点。

それから、アメリカなんかでも漁民の代表を入れてのいろいろな規制——この二百海里の中で外国漁船の操業を規制するいろいろな調査会というふうなものがつくりられておりますが、漁民代表を入れて日本でこういうものをつくりたいということがいいのではないかと、思ふんですが、そういうような一体御用意があるかどうか、いま私提案した問題につきまして、大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木幸吉) 私は、現在の漁業法に基づいて沿岸のこの共同漁業権初め漁業権制度というものが確立をし、その上に立って一定の安定的な秩序が確保されておる、沿岸の漁民諸君はこれが漁業協同組合に与えられることによつて漁業組合のもとにその漁場の活用等もなされておる、こういうことでございまして、いま直ちに漁業法並びに漁業権制度を根本からやり直すというようなことは考えておりません。ただ、遠洋漁業等新しい情勢に対応したところの許可制度というようなもの等につきましては、新しい情勢に対応するようにこれを見直しして、再検討を加えるということは考えなければならぬ問題だ、このように思つております。

それからなお、この二百海里漁業水域時代、専管水域時代になりました、アメリカ等におきましては各州にそれぞれ地区漁業委員会のようなものができております。このことも私もいろいろ研究をいたしておるわけでございまして、わが国の二百海里水域法の運用等に当たつてそれをどういうぐあいにするか。現在、御承知のように、中央には中央漁業調整委員会というのがございます。それから各道府県には、それぞれの漁業調整委員会というものがございまして、さらに、数府県

にまたがつて連合漁業調整委員会というものも設けられるように法制的にはできておるわけでございます。これは、いずれも漁民の選挙によつて調整委員が選ばれておるといふようなことで、きつめて民主的な組織でやつておるわけでございまして。私もそういうものの活用等も含めましてこれからどうしたいかということも十分検討し、具体化していきたい、このように思つておるところでございます。

○川村清一君 最後の質問でございますが、漁業調整委員会が設置されておることは十分承知しております。しかし、漁業調整委員会のやっばり守備範囲があるわけでございまして、私の申し上げますのは、この二百海里以内において外国漁船がいろいろ操業する、それを規制するためにはもつと漁民の代表を入れて、そしてそれを調査するあれをつくつたらどうかということが一つです。

それから、大臣は消極的でございますが、私が言つてゐる真意をのみに込めたいらっしゃるかどうかわかりませんが、とにかく漁業の全く維新時代を迎えたと言つても過言ではないと、漁業構造を根本的に変えなければならぬ時代に来ているのではないかと、この判断のもとに、漁業法あるいは水協法、こういったようなものをもう一回洗い直し、見直しする必要があるのではないかと、このことを、そのためにやっばり漁業制度基本問題調査会のようなものを設置されて、それで各界のそういう有識の方を集められて、それで今後の日本の漁業のあり方というものを十分ひとつ考えてみたらどうか、検討されたらどうかということ、を提案しておるのですが、私もこれがすぐ来年、再来年できるんじゃないかなとは思つてゐるのではなくて、昭和二十四年の漁業法の改正のようにな大きな問題でございまして、そう簡単にはできないことも十分承知して申し上げてゐるのですが、もつと大臣も積極的に御検討いただきたいと思ふのですが、これに対する御答弁と、最後に、ひとつ訪々されましたら、冒頭申し上げましたように、ぜひ日本の権益を守るために、そして

漁民や関連産業に働いておる方々の生活を守るために存分の御健闘をされてまいりますことを強く要請申し上げて、私の質問は終わりたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) 川村先生の言っておられるところは、十分私理解をいたしております。今後十分に検討してまいりたいと考えております。

なお、三たび訪ソするわけでございますが、私、しばしば申し上げておりますように、わが国固有の領土であるこの北方四島、この問題は戦後未解決の問題になっておるわけでございます。この問題を抱えた日ソ平和条約交渉、これにいささかの影響を与えてはならない、日本の立場を損ねてはいけません、これを一つの大きな柱にいたしております。

まず、先ほど来お話がございしますように、一世紀以上にわたってわが国の漁民が営々と開拓し築き上げてきた北洋の漁業権益、これはどうしても守っていかなければならない、この二つの命題、これを達成するために微力でありまされども全力を挙げて努力をすることを、ここにお誓い申しておきたいと思ひます。

○國園哲夫君 どうも鈴木農林大臣、大変御苦勞さまでございます。十八日の日に党首会談が行われまして、御案内のような形で、法案はまだ両法案ともきょう衆議院の委員会が採決になるかどうかはつきりしないわけでありまされども、私どもとしては全く異例な形で現地調査をやった、あるいは参考人に来てもらって意見を聞いた、あるいはまた三つの委員会と合同審査をやるといふような形で努力をいたしておるところです。

そこで、農林大臣のソビエトに行かれますのは三日というふうにはつきり決まったんでございしますか。それと、七日間か十日間か、そういうものがはつきり決まったのか、どうですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 今回の日ソ交渉に当たりまして超党派の御支援をいただいております。この点厚く御礼を申し上げます。また、参議院の農林水産委員会におかれましては異例の審議をやつていただいております、このことにつきましても厚く感謝を申し上げますところでございします。

私は、先ほど来申し上げますように、漁期の迫つておるサケ・マスの問題もございします。そういうようなことで、当初六日ころ訪ソする予定でございしましたけれども、これを繰り上げてまして、二月、遅くとも三日には東京を出発して訪ソをしたい、いま国会の方にも政府の方から正式に二日訪ソということで手続を御承認をお願い申し上げておる、こういうことでございします。

なお、一応日程は十日間の日程ということにいたしておりますが、情勢次第で、これはあくまで今度三度目の訪ソでございしますので、多数の漁民諸君もあはして船をつないで出漁を待つておるわけでございしますので、十日が二週間になりました、何となくこれをまとめてくるように努力をいたしたい、こう考えております。

○國園哲夫君 そういたしますと、農林大臣の訪ソは二日、遅くとも三日という考え方で進めておられると、決定をされているわけではない、そして日程としては十日間、こういうようなことなんですね。

○国務大臣(鈴木善幸君) それは、私の会談の相手であるイシコフさんの御都合等もいま伺つておるところでございまして、二日ないし三日にはぜひ出発をしてそして交渉に直ちに入りたい、こういう考えでございします。

○國園哲夫君 それでは次にお尋ねをいたしたいのは、四月十四日に打ち切つて総引き揚げという形になったわけですが、大臣が行かれますと要結までは帰らぬというふうなことで行かれたわけですけれども、これはしかし新聞等の情報によりまして、なかなか向こう側の姿勢が強い、さらにまた、イシコフさんの方がE.C.との漁業交渉の問題も始まるというところから、四月の十四日に打ち切つてお帰りになつた、こういうことなんでありまして、私はなぜ、どういう理屈で打ち切られたのかというのを聞きたいわけなんです。

新聞等の伝えるところによりますと、領土と魚を分けてやる、この考え方で行かれたんだけれども、しかしあの段階で考えますと、そのことがいままになつてみると甘かつたというふうな感じが私は持つておるわけだけれども、大臣はどういうふうな考えでいらつしやるかお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) 私は、二月二十八日から三月の四日までイシコフ漁業大臣と会談をして、そして御承知のように合意文書の書簡の交換をいたしたわけでございします。これを受けまして三月十五日から、わが方の代表とソ側の代表の間で暫定措置につきまして協議に入つたわけでございします。こういう段階におきましては、イシコフ漁業大臣と私との間ではこれは漁業の問題として話し合ひをし、新しい北西太平洋の漁業秩序をひとつ確立をしよう、という基本的な考え方で、ずっとやってきたわけでございします。しかるに、その後協定文、案文の第一条にきつめて象徴的に出てまいりましたのが、一九七七年の二月二十四日の閣僚会議の決定の海域というぐあいに、線引きを内包するところの案が出てきたわけでございします。イシコフさんと私は、そういう新しい情勢の中でいろいろ交渉も重ねたわけでございしますけれども、ついに平行線であり妥結に至らない、こういうことでございまして、私ももう一遍帰国をいたしました。そして政府首脳にも経過を報告をし、また全く対立状態になつております状況に對して冷却期間を置いて互いにひとつ考え直してみようではないかと、こういうこともイシコフさんとも話し合ひをいたしまして、一時的に中断をして帰国をした、こういうことでございします。

そこで私は、その間にわが国の国論もかつてないほど固まつております。また、超党派の御支援もちょうだいをしておる。国会の決議もここで御鞭撻をいただいております。また超党派の議員団の訪ソもあつて大局的な立場で日ソ友好を訴えられたと、こういうふうなことで、条件は私の交渉中とは大分変わつてきておるわけでございします。私は

こういう情勢を踏まえまして、三度目の訪ソで何とかこの打開策を見出したいという考えでございします。

○國園哲夫君 私は、幹部会令の線引きのあいまいな形で仮に決まつたとしましても、二百海里というものを設定をするということになれば、当然ソビエトの側としましてはこれは北方領土を線引きするわけでありまして、当然出てくる。そういう意味合ひから言いますれば、私はイシコフさんとの間でお進めになつておつた領土と魚とを別にしていくというやり方では甘かつたのではないかと、あるいはもっと言うなら、少し根拠が薄かつたという感じがしてしょうがないわけでありまして、そこで、まずその点をお尋ねをしたわけですが、農林大臣が向こうに行つていらつしやる間に二百海里の線引きについて妥協をするとか、あるいは領土問題についてはどうだ、どうだといふようなことが外務省筋という言葉で流布されたり、あるいは政府筋という形でどういふ問題が流されたかというわけでございしますけれども、私はどうもそこをめぐり納得できないわけなんですけれども、ですから、やはりそこをあいまいな形で表現をするというふうなことで領土問題というのが扱われるというふうな考え方は処理できなかつたのではないかと、こういうふうな思つておるわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 私は、領土問題に直接触れた話し合ひをするにつぎまして、この点はいろいろのことを実は考えておつたわけでございします。領土問題に触れますと、領土問題が白黒がはつきり決着がつかせんとこの漁業協定が結ばれないと、こういうことに相なる危険も多分にあると。私は常に頭にありましたのは、北方四島は残念ながら戦後未解決の問題、この問題は田中・ブレジネフ会談、一九七三年のあの会談で合意された、共同声明が出ておりますように、戦後未解決の問題、それにふさわしい漁業協定、具体的には適用海域もしたい、こういう考え方を常に頭に置

いてやっておるわけでございます。領土問題こそイシコフさんも私も一言も触れてはおりませんけれども、何とかそういう立場で漁業問題として処理をしたいという考えであつたわけでございます。したがって、あの三月三日の合意文書には、第一項としてソ連邦沿岸に接続する北西太平洋の海域でかつ幹部会令の適用を受ける海域と、この表現をいたしておるわけでございます。

ソ連邦の沿岸に接続する北西太平洋の海域、これはあるいはソ連側は北方四島は自分のものだと、こう考えておるかもしれませんが、わが方は断じてさうには考えておりません。ソ連邦の沿岸に接続する、この点が一つあるわけでございます。第二は、幹部会令の適用を受ける海域、こうございますが、そこに幹部会令を事務局が持つてございまして、その第一條を受けまして、第二條以下も第一條で定められた海域と、こういうぐあいに表現をいたしておるわけでございます。幹部会令の第一條というものは、いま申し上げたような北西太平洋のソ連邦沿岸に接続する二百海里の海域、こう書いてあるわけでございます。そういうようなことで三月三日の鈴木・イシコフ合意文書、これは私は決してわが方の立場を損ねるものではない、こういうまでも信じておるところでございます。

しかし、いま鶴岡先生が御指摘になったように、そういう玉虫色といいますが、同床異夢といいますが、そういう形では片づかないのではないかと、こういう御指摘、それがまさにソ側の協定案文書として第一條ではっきり一九七七年二月二十四日閣僚會議の決定の海域と、こういうぐあいに出来てまいったわけでございます。それではこれはとうていわが方としては受諾できない。これは今後の日ソ平和条約の交渉にも非常な影響を与える、こういうことでついに一条問題で合意ができなかつた、こういうことでございます。第二條

の問題につきましては、これはイシコフ漁業大臣と私との間におきましては基本的な話がついております。いま実務家にそれを下げまして、修文化を進めておるといふ段階で中断になったと。しかし、第三條以下につきましては全部合意をいたしまして、修文化も全部完了しております。また、その細目を定めた付属書、この方も全部修文化も進んでおる。問題は、第一條の問題でございます。領土がらみの問題である、こういう状況にあるというのを御報告申し上げておく次第でございます。

○鶴岡哲夫君 鈴木農林大臣が二回訪ソされました、さらに政府の特使ということで総理の親書を持って官房長官も訪ソされる、こういう中で中断をしなきゃならぬ、大変私は異常な事態だと思つております。さらにまた続きまして、先ほど川村さんの方からもお話がありましたのですけれども、荒勝代表と本間に仮調印の寸前にこれがまた領土問題と絡んで延期されるという事態になつたわけですから、私は、鈴木農林大臣が大臣になられたから、本間に二回にわたる訪ソ、さらに今回三度目の訪ソになるわけでありまして、そうしてこの漁業交渉の文字とおり先頭に立つて活動をしていられしやるわけですから、そこで、今度三回目の訪ソに当たって、これを二日あるいは三日というふうな早められたのは、荒勝代表のところでは調印しようとしておつたものを暫定協定とともに解決せざるを得ないというふうな判断なされたのが一つだろうと思つております。

そこで私は伺いたいんですけれども、第三次の訪ソに当たって鈴木農林大臣はどういう新しい立場で行かれるのか、それをお尋ねしたいわけでございます。

○國務大臣(鈴木重幸君) 今回、超党派の御理解、御支援によりまして、領海法並びに二百海里漁業水域法、これが国会の御決定をいただくと、こうなりますれば、私は交渉に当たって共通の土俵で交渉ができるという新しい立場、条件を付与していただいたと、このように認めております。

私は、もとよりイシコフさんと第一回の会談で、わが国も近く二百海里漁業専管水域をやる方針であるという事は申し上げてあります。ソ連側もこれは予告として受けとめておつたと思ひますけれども、その法律が現実に国会の御承認を得たと、実施されるんだということ、これからやるのだと、国会で果たして御承認が得られるかどうかという点では、交渉の足場というものが全然違つてまいります。また、国民世論、国会の超党派の御支援、そういうようなわが国の体制もはつきり固まつてまいっております。私は、前二回の交渉よりも今回はしっかりとわが方の立場に立つて、共通の土俵で交渉が行われるという事を大変心強く思つておりますし、それを背景といたしまして、私も最善を尽くしたい、こう思つております。

○鶴岡哲夫君 荒勝代表が仮調印の寸前に延期せざるを得なかつたということについて、一体どういうふうにお考えなのか。新聞等の報道によりまして、二百海里法案にしても領海法にしても、衆議院を通り、そして参議院も通るといふ見通しの上で立つて、この領土問題はあくまでもソビエト側としては、どういふことで先制攻撃をかけたのではないかと、こういう見方が有力だといふふうに報道されております。私は確かにそういう点もあるのではないかと、いふに思ひますけれども、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(鈴木重幸君) 私は先ほどちょっと触れましたように、イシコフさんとの第一回の会談で、わが方も近くやりますよということをはつきり申し上げて、これは交換書簡の中で明記しておるわけでございます。したがって、ソ側としてもそのことは織り込み済みの問題である。私には何も言わぬで、今度帰つてきて国会にお願いをして急にやつたといふことであれば、これはどうも信義に反するところがあるいは抜き打ち的によつたとか、こういう批判もソ側から出てくるかもしれません。これは前もってはっきり、わが

方も二百海里漁業専管水域を近く設定をする方針であるということも明確に私申し上げておいたところでございます。

それに関連いたしまして、この条文にもございますが、この漁業水域法は本邦沿岸沖合二百海里に全部しくわけでございます。しかし、相互主義で相手国が二百海里をやらないところはこれを消去法といひますか、ネガティブな形でこれは相互主義で海域の指定から削除をする、適用しない、こういう仕組みになっております。そういうことを余り神経質に考えて、中国との間にはしないのではないかと、韓国との間にはしないのではないかと、ソ連だけを相手にしているのではないかと、対象にしているのではないかと、こういうふうなことは、これは私は大変さういふ解釈はわが方の基本的な考え方を理解していない言ひ分である、わが方はあくまで相互主義でこれはやつていくと、できるだけこの二百海里というふうなこの海域を分割支配をする、排他的なことをやるということは日本としてはこれは好まざるところでございまして、できるだけこれは避けたい。よその国がやる場合は、これはそれに対応する利益上の措置をとらざるを得ない、こういう立場でございます。韓国も中国も現時点におきましては二百海里をとつていないわけでございますから、わが方もこれを適用から除外をするという政策をとるという事は私はこれは当然のことだと、こう考えております。その点についてあるいは思ひ過ぎたといひますか、わが方に対する誤解等がありとすれば、これは私、イシコフさんに会つた際に、おいて十分説明をしたと、こう思つております。

○鶴岡哲夫君 そうしますと、いま鈴木農林大臣のお話を承つておまして、第三回の訪ソに当たつての政府の考え方というのは新しい立場をとつたといふふうにお考えられるわけですが、それはいまおっしゃいますように二百海里、領海法、特に二百海里、これを踏まえましてわが方も二百海里の線引きをする、ソビエトの方も二百海里の線引きをするという同じ土俵の上に立つてという立場

にお立ちになって、いままで漁業交渉で、争点になつてゐるのは領土問題だといふことがわかつていながら、実際はそれを避けて通らう、できるだけ避けて通らうという形になつておつたのを、そうではなくて、今度はいふ言つたような形に出てきたと、お行きになるというとは、新しい立場に立つてお行きになるというふうに考えるわけですから、いかがでございますか。

○國務大臣(鈴木重幸) 今度は条件、土俵を同じやうにつくつていただいたわけでございます。でありますから、ソ連の二百海里の海域にわが方の漁船が伝統的な実績に基づいて入漁をする。同時に今度は、ソ連の漁船もわが方の二百海里水域に入つてくるわけでございます。したがうして、この協定の全文にわたりまして、それぞれ、今度はソ連にこつちが入つていくだけのことなしに、日本側に入つてくることも考えながら、この案文の話し合い、交渉といふものが持たれるといふやうなことも大分違ひます。私は、そういうことで、今後の交渉といふものは相互の立場が非常にわかりやすくなる。いままで日本だけのことを考へておつたかもしませんが、今度は日本の海域に自分の方も入つてくることも考えながらやらなければいけない、こういうことになるわけでございますから、そういうことが非常に条件整備ができた、こういうことを申し上げておくわけでございます。これは一般的な考へとして申し上げるわけでございますが、すべての条文は、ソ連の漁業海域に日本が入る協定、日本の漁業海域に向かうが入つてくる協定、これはいずれもパラレルに物事を考へなければならぬと、こういうことが一般的にこれは常識として言われる問題ではないだらうかと、このように考へております。

(理事鈴木重幸君退席、委員長着席)

それからもう一つ具体的に申し上げるわけでございますが、第二條についてのイシヨフさんと私との話し合いは完全に意見が一致いたしておりますが、これが成文化に当たりまして向こうとこちの法制上の仕組み、たてまえが違ふのでござい

ます。向こうは、ソ連邦沿岸沖合い二百海里、これに全部漁業専管水域としての幹部会令が適用されておるのでございます。その中にソ連の領海といふものが存在をする。ところがわが方のたてまえは、本邦沿岸沖合いに十二海里の領海がある。その十二海里の外側に百八十八海里の漁業水域を設定をされる、こういうことで大分法的なたてまえが違ふわけでございます。向こうは根拠から二百海里が幹部会令の適用を受ける漁業専管水域である、こういうことでございまして、協定によつては十二海里の中にも入れてもいいと、入り得るといふこれは根拠になるわけでございます。わが方ははっきり、国会の御決定というものは十二海里までは領海であり、領海は領土の延長として外国船は一切入れない。その外、百八十八海里がいわゆる漁業水域であつて、これは実績等に基づいて一定の条件のもとに入漁を認めると、こういうことで、きつめてはつきりしてまいりましたから、二条問題の成文化につきましても、こゝんがらかつておつた問題もここに明快にこれが処理できる、こういうことも言へると思つたわけでございます。

○鶴岡哲夫君 どうも私は、先ほども申しましたように、この二百海里法案が通るといふ、あるいは領海法が通るといふ、確実視されたという段階で、荒勝代表の仮調印の寸前に、大臣のお言葉ですと、九九%固まつておつたものを、領海を絡めましてこれを延期したという問題は、これはやはり私は重要視しなければならぬ出方ではないかと。したがつて、状況はなかなか厳しいものがある、こういう感じがやはりするわけでありま

もう一つ、イシヨフさんが四月の十九日からECとの間の漁業交渉をやられたわけですが、一ラウンド、二ラウンド、三ラウンドと、結局、実績主義は通らない形でこれまたそのまゝの形になつておりますですね。このECとソビエトとの間の漁業交渉の問題というのは、これは端的に日本の漁業交渉に非常に大きな影響を及ぼすのではない

かといふふうに考へておりますけれども、そのECとソビエト側との交渉の問題について、政府としましてはどのような検討なり研究を行つていらっしゃるのか、そこらあたりを簡単によろしゅうございましてから伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木重幸) 私は、ソ連とECとの漁業交渉の成り行きにも重大な関心を持つておるわけでございます。と同時に、ノルウェー、デンマークあるいはアイスランド等との漁業交渉にも至大の関心を寄せております。そういうものが、結局わが国との交渉にも微妙に影響してくるであらうといふことを憂慮するからでございます。しかし私は、イシヨフさんに申し上げておるのでありますから、ソ連も遠洋漁業国家であり、わが国も遠洋漁業国家である。この二大遠洋漁業国家がお互いにその漁獲量を大幅に削減し合うといふようなことはこれは賢明なことではない。第三国に対してそれぞれ実績の尊重を訴へ、できるだけその実績の多くを要請をしていく立場にある両国が、みずからはこの漁獲量の削減をし合うといふようなことでは私は主張が弱くなるのではないかと。これはやはり両国は、大所高所に立つて、相互の利益になるやうにひとつやつていくのではないかと。いふことを、私はイシヨフさんにも申し上げておるわけでございます。しかし、それは申しましたも、ECその他の国々で失つたところのソ連の漁獲量の穴埋めを、自分の庭先の北西太平洋でできるだけこれをカバーしようといふやうな方針で臨んでくることも、これは十分わかるわけでございます。

そういうやうなことから、仮に協定ができ上がりまして、実績の問題になりまして、これもまたいろいろ粘り強い交渉が必要である。何といつてもここで申し上げる必要もないほどでして、北海道の漁民諸君を初め日本の漁民が一世紀以上にわたつて営々として開拓してきたこの北洋の漁場、これはソ連の漁民が開拓した漁場ではないのです。日本の漁民が開拓をした漁場でございます。そういうやうなことで、多数の中小漁業者

がこれによつて生活をしておるし、また関連の産業もそれによつて成り立つておると、こういうやうな事情もございまして、この実情といふものを踏まえまして、私はソ連側の理解も十分得るやうに話し合いをしておるわけでございます。今後とも努力をいたしたいと思つております。

○鶴岡哲夫君 ECの二百海里水域の中でソビエトの漁獲高といふのが六十万トンだと、それでEC諸国がソビエトの二百海里の中での実績といふのは六十万トンだと、これは大変差があるわけなんです。ですからソビエトとしましてはやはり実績といふことを言うのだからと思ふんですけれども、余りにもかけ離れておりますからその折り合いがつかないといふことだらうと思ふんです。でありますから、そのことが、ECの二百海里水域からソビエトがこの実績を守り切れないといふことになりますれば、どうしてもその分を、日本を二百海里の中から悪い言葉で言へば追い出すといふやうな形になつてくるだらうと、なつてくるといふやうに見なければならぬだらうと。事実、きのうの新聞でありますけれども、総評と同盟と中立労働と新産別が、この労働四団体が四月の二十六日にソ連の大使館に行きまして、ソ連の大使に対してコスイギン首相あての申し入れ書を手渡ししています。その際の大使の発言というのが、やはりソ連はECなど二百海里の設定の動きで約六〇%漁獲高を失うんだと、そういう情勢も理解してほしいと、こういうことを言っています。

ですから、私は、やはりいま大きな問題になつておりますECとそれからソビエトとの漁業交渉、しかも、この漁業交渉は、五月末まではソビエトとしては協定があつてできるというんですけれども、したがつて五月末までは恐らく要結に至らぬだらうと、ECとソビエトとの間の妥結には至らぬだらうと、こういう言い方をしておるわけですね。そういうふうに見ていいと思ふんです。そうしますと、私は先ほど申し上げました、何か今度三回目の訪ソを農林大臣がやられるに当たつ

て、新しい立場に立ち新しい方針に立っていらつしやいますけれども、しかしそれは私はどうもそう簡単なものではない、むしろ非常にむずかしい問題だと、そこへもってきて E C の問題というのがもう一つ大きく覆いかぶさっている、それも五月の末ごろまでに解決すればソビエトとしてはいいわけでありまして、そうしますと今度の訪ソというのはなかなか容易なことではないと、これは大変むずかしい交渉になるのではないかと、うふうに思えてしょうがないわけでありましてけれども、大臣はどういうふうに考えていらつしやるのか。

○国務大臣(鈴木喜幸君) 韓国先生がおっしゃられるように、情勢はなかなか厳しいということも私十分承知をいたしております。しかし、インコフさんと私の間の数回の会談を通じていろいろ受けとめておる点は、この日ソの漁業関係というのは日ソ友好のかけ橋であると、これが要にこじれてくると日ソ関係全般に大きな影響を持つものであるということ。それからこういう問題はなるだけ早く解決をしないと、日ソ国交全般にも悪い影響をもたらすであろう、こういう認識、これは一致しておるところでございます。私はそこで申し上げておるのでございますが、ソ連の最高指導部が一体日本との友好関係をどのように位置づけ、どのように評価をしておるのか。日ソ関係というものをやはり大事にし、これが両国の将来の友好と発展、繁栄のために大事に考えておるのか。こういうソ側の国際政治に対する戦略の中における日本の位置づけというものをどう考えておるのか、私はこのことが非常に大事な問題だと、ただに漁業の問題だけではないと、こういう認識を持っておるのでありまして、そういう意味合いで、私は超党派の訪ソ議員団の方々が三役の一人である最高会議の議長にもお会いになってこの点を強く訴えられた、こういうようなことは私は非常に良かったと、このように喜んでおるところでございます。

○農林水産大臣(松本重治君) 私はいま農林大臣のおっしゃるよ

うに、漁業問題というのが日ソのかけ橋だと、日本とソビエトとの友好ということはどう位置づけているかということによって、これは左右されてくる問題だと思ひます。ただ私の心配いたしますのは、それではそういう日ソの友好を深めていくというふうな積極的な着実な努力が行われてきたのかということになりますと、これは私はそういうふうな受け取れないわけでありまして、いろいろ申し上げてもよろしゅうございまして、いろいろこれは結局向こうは恐らくこれはやはりかけ橋と申すし、こつちもかけ橋と思つてゐるし、また両方の友好のためにいろいろ位置づけをしておると思ふんです。しかしこちらの側の外交態勢、政府の姿勢というものが、そういうものを深めるための努力を着実に積み上げてきたとはこれは言えないと私は思ふんです。

そういう中で、鈴木農林大臣が三回目の訪ソをやられるわけなものですから、私は大変に御苦労だといふふうに思ふわけですが、やはり議論が統一しておるということも必要であるし、超党派の議員団が行つていろいろやってきたということ、あるいは農林大臣が三回も行かれて努力をされるということ、あるいは親書を持って官房長官が行かれるということ、しかし何といひましても、やはり日ソの関係というものを友好な関係に持つていく外交姿勢といふことが、それが着実に行われてきていなかっただけでなく、特に私はこの一、二年の間そうでなかつたと思ひますね。それがやはり大きな問題になつてゐるといふところから行かれるわけですから、しかしこの問題は解決するということになりますれば、これはまたひとつ前進が図られてくると思ふんですけれども、そういう点が私はまだ残念だと思つておりますのですけれどもね。

にかかわらず、大変な重荷をしょつて一回、二回、そして三回といふふうに行かれるわけで、大変御苦労だと、大変御苦労さまでございますと、こう申し上げたいわけでありまして。だからなかなか大変だという感じがすね。まあ、ミグ25の間

題を取り上げてもそうですからね。とにかく福田内閣が成立しまして、三木さんが出てそれから以降の問題見ましても、どうもそんなふうには見えません。アメリカとの関係についてはそれはね。ですが、ソビエトとの関係についてはどうもやはり政府の外交姿勢として、私は着実に積極的に行つてゐる努力を行つたなといふふうには考えられない。むしろ逆だといふような感じがする。そういう中で大変だろと思ふんでありますけれども、しかし、これは何せいま当面している最大の問題になつてゐるわけでございます。大変御苦労さまでございますけれども、ひとつ御苦労をお願いしたいといふふうに要望する次第であります。

もう一つは、先ほど川村さんも触れましたけれども、二百海里という問題は、すでに七四年の六月、日本がああいうような形で二百二十五カ国が賛成をして、ただ一カ国日本だけが反対をしたという、ああいう惨めな外交失敗。だから、もうすでにあのときから、二百海里の問題については日本が積極的に考えなければならなかつた。ところが依然として、七六年になつて初めて政府としては条件つきで二百海里というものを認めるということになつた。それでも二百海里の問題といふのは、具体的にないなかつたわけですね。そして、今度のソビエトとの漁業交渉によつてまさに突如として浮かび上がつてきて、二百海里だといふ話なんですね。それも、初めは参議院選挙が終わつてからの臨時国会といふ話だったのですが、これを突如として四月までの間とかいふような、まさに驚くべき急激なものでしょうかね、これ。外務省といふのは、私はこういうふうな経済外交になれていないように思ひます。すね。きょう外務省の参事官お見えになつておりますが、私は、いつも外務省といふのはどうもこういう問題になれていない。農林省も、どうもこの二百海里問題については大変に甘い。何とかなるだろうといふような調子のことでこれだけのじやないだろうかと思ふ。そんなものは、私はどうも

大変理解に苦しむわけですが、こういう事態になつて、突如としてまさに息を切つておるのですよ、これ。えらい話です。ね、これ。われわれもそのために大変苦勞しなければならぬわけで、しかもこう急にやらなければならぬわけで、大変なんです。こういう外交のあり方といふのは一体どういふことなんですか。参事官ちよつとあなたの見解でもいいから聞かしてもらいたい。余りにもこれはひど過ぎるよ。

○説明員(井口武夫君) どうも私から余り申し上げるのも確かに自己弁解的なものかもしれませんが、なかなかこういう問題についていろいろ側面がございまして、これは、わが国自身は遠洋漁業の面が非常にありまして、これが、海洋法会議では遠洋漁業の実績確保ということが実は最重要でございまして、それが、三年前くらい前から二百海里が確かに非常に圧倒的に有力になつてきた段階でも、なかなか二百海里の排他的な漁業専管水域そのものをそのまま認めるということは、日本の立場としてはとりにくかつたわけでございます。ちよつどカラカスで二百海里の経済水域というのが、日本と E C 諸国を除いて米ソも原則的にこれに同意するといふ方向にまいりましたときにも、国際司法裁判所では、当時イギリスとアイスランドの漁業紛争の実は判決がございまして、そのときも国際司法裁判所は、当時はまだ国際法上は、二百海里以遠では優先的な権利の主張ができるという形の実判決だったわけでございます。

ただ、さらにその翌年から交渉が進展して、急速に二百海里ということが国際的に受容されるという状況になりましたので、昨年三月、ニューヨーク春会期、第四会期でございましてけれども、これが開かれますときに、農林省とよく御相談して、やはりこれは大勢であるから日本としてはその中で条件闘争をして、内容的に合理的で日本の遠洋漁業ができるだけ守られるような形であれば受け入れるということで、むしろ昨年三月には閣議で経済水域二百海里、特に漁業に關しまして遠

洋漁業の実績確保を最重点にしながら受け入れざるを得ないということでも踏み切りまして、昨年二会期にわたって交渉したわけでありまして、やはり大勢というものに即応しながらいろいろ条件闘争しなければならぬという非常に難しい立場に立つてやってきたわけでございます。この点についてはいろいろ日本の既得権とか、やはり従来の国際法の枠の中で非常に国民全体の努力で発展した海洋国家でありますから、それがやはりまた新しい世界の秩序の中で適応し直さなければならぬという状況でありまして、過去の立場というものも簡単に変えるわけにはいきませんけれども、やはり新しい状況に即応しなければならぬ。そういう二つの目的があつて、やはりそこは日本のつらい立場でありまして、外交の観点から私どももいろいろ悩みがあつたわけでございます。

○鶴岡哲夫君 とにかく私は、やっぱり七四年の段階で、あるいは七六年の春の段階ではつきりすべきだと思ふんですけれども、それがこういう状態になりました。まさに急遽ですよ、全く変身、変身ですわ。まず息せき切っちゃって、通せ通せでしょう。全く場当たり的と言ふのか何と言ふのか、たまたまものじゃないという感じが私としてはしょうがないですね。こういう外交をやっておられたんでは、どうにもならぬという感じがしてしょうがないわけですね。ですが、苦悩のほどは十分推察できますので、さっきまた川村さんからもそういうお話がありましたので、これはこれで終わりたいと思います。

そこで、この二百海里の問題につきまして、先ほど川村さんの方からもいろいろ質疑がありました。西日本の日本海の方は除外をした線を引くわけですか。何か線を引いたものがあるんですか、われわれの手元には来てないんだけれども、線は引いてあるわけですか。

○政府委員(岡安誠君) これは、法律の第三条の三項で漁業水域の定義がございますけれども、定義のところで領海とそれから政令で定める海域を除くということになつてゐるわけでございます。したがって、政令でこの海域を定めれば漁業水域から除かれるということになります。私どもも手元に配付してあると思ひますけれども、「政令規定見込事項」という中でお示ししておりますのは、日本海の西部それから東海、黄海、それから東海に接続する太平洋西部の一部ということで、東海と南西諸島を境にいたしまして、接続いたしております太平洋の一部につきましてこれを除外をいたしたいというふうなことを考えております。これはまだこういうことを考えておるといふことでございまして、具体的にどういふ部分と申しますか、線引きをするかにつきましては、なお検討いたしまして政令で具体的にあらわしたい、かように考えてゐるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 衆議院の農林水産委員会だつたと思ひますが、鈴木農林大臣が、西日本の線引きをしてないところにソビエトの漁船団が大挙して入つてくるということになつた場合は、直ちに線を引きんだというお話だつたですね。その場合に、韓国と中国はやはり除外されるわけですか、線の中でも除外されるわけですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 先ほど御答弁を申し上げたところでございまして、日韓漁業協定、日中漁業協定によりまして西日本海域の漁業秩序は安定的に維持されておる、このことは私は大事にしていきたい、そういう前提の上に立ちまして、韓国なり中国が先んじて二百海里をした場合におきましては相互主義で直ちにわが方も二百海里を設定する、両国がしないのにこちらから先にやるということとは避けてまいりたい、このように考えておるわけでございます。

なおまた、いま衆議院の私の答弁に関連しての御発言がございましたが、そういう際におきましては、これは西日本の海域にも二百海里の水域の設定を政令に基づいて直ちにやることに考えております。ただ、この法案をよく御検討いただいております。おもうのでありますが、水域の適用とまたその適用から除外される漁船、漁業者というものも

これでもできるようにしております。海域で除外することもございまして、海域を設定してもその海域の中で適用を受けないという漁船もある、そういう国籍の漁業者もある、できる、こういうきわめて弾力的に対処できるようにいたしておるところでございます。

○鶴岡哲夫君 もう少しそれじゃ具体的に伺いたいんですけれども、アメリカ側の方は、日本列島の周辺の十八国際海峡ということを中心としておられるんですが、日本は五海峡というふうになさつたわけですね。その点の関係についてちょっとお尋ねをしたい。

それからもう一つは、五海峡の中のこの間現地調査で参議院の方は大隅海峡の現地調査をやつたわけですね。あの海峡は、十二海里をとりまして海峡は、十二海里をとりまして。若干ちよつと点みだいのが残りますが、ぼつかり入るわけですね。あそこは三海里で凍結した形になる、それ以外は公海という形になる。そこに外国の漁船が入ってきた場合、操業した場合、心配もしてゐるわけですね。あそこはアジ、サバ等の大変いい漁場です。水揚げ高も鹿児島の水揚げの三割近くを占めてゐるわけですが、そこでそれについてはこの二百海里法によりまして外国漁船の禁止をするというお話でございまして、その禁止については非常に細かく規定せざるを得ないだらうと思ふんですけれども、ただ禁止をするのか、漁業そのものをそこで禁止区域とされるのか、あるいは細かく規定をして魚類なり漁法なり漁船の種類なりそういうものを細かく規定をして禁止をされるのか、そこら辺のことをお尋ねしたい。いまのところその実績はないわけですが、やはり韓国それから台湾等のことを心配してゐるわけですね。その辺についてどういふふうな措置をされるのか、お伺いしたいんです。

○説明員(井口武夫君) 前半の御質問の五海峡の問題についてまずお答えさせていただきます。十八ということをお先生言われましたけれども、確かに日本は島が多いために、公海と公海をつなぐ水路という意味では相当の数のいわゆる通称の海峡といひますか、そういう水路はあると思ひますが、そして二十四海里前後ということと十二海里の領海という場合には領海ですつぱり包まれるというふうな水道が、おっしゃるとおり数としてはかなりあるのではないかと申します。ただ、海洋法会議の実質は国際海峡の方はこれはまだ定義が最終的に固まつておりませんで、それに基づく国際海峡というふうな観点から選んだわけではございまして、これはいままでの政府の答弁からおわかりいただいてゐると思ひますけれども、あくまでもわが国の総合的な利益の立場から、国際的にこの資源を確保する上から、わが国として五海峡の領海幅員は現状維持という立場をとつたわけでございます。その場合に五つの海峡というものの選定をいたしました基準といたしましては、これは公海と公海をつなぐというだけではないで、やはり大きな海といひますか、大洋を結ぶものであつて、そして国際航行に使用されてゐる重要な海峡ということ、やはり外国船が通る頻度とか、そういうものを考えて選んだわけでございます。その結果、この五つがやはり現状凍結をする海峡として必要であるというふうな考えでございまして、

○政府委員(岡安誠君) いまお話の特定海域のうち、特に大隅海峡ですか、これについての外国人漁業の規制をどうするかというお尋ねでございまして、これは漁業水域に関する法律の第五条にございまして、特定海域である海域につきましましては、外国人の漁業はこれにすべて漁法のいかんにかかわらず「漁業又は水産動植物の採捕を行つてはならない」、こうなりますので、これで禁止されるわけでございます。なお、正確に申し上げますと、この五条の括弧にございまして、特定海域のうち、沿岸から三海里から十二海里の間のところ、この海域に属する部分というものが禁止になるわけでございます。仮にいま本条十二海里以遠のものにつきましては、これは今回の

特例の対象にはならないわけでございますので、これは従来どおり漁業は継続をされるということになります。

○國務大臣(鈴木幸吉) 中南米あるいは大洋州関係、あるいは東南アジアの国々、いずれも日本の遠洋漁業にとりましてはきわめて関係の深い地域でございます。したがって、今回のわが方の二百海里設定につきましても、豪州政府とも外交チャンネルを通じて、その内容を説明をし理解を求めておるところでございますが、これらのいまだ申し上げました中南米、南半球関係の諸国に對しましては、いまだ積極的漁業技術協力等を進めております。きょうもアルゼンチンの計画大臣がお見えになりました、漁業の技術協力等についての要請がございました。豪州に對しましては、積極的にそういう面の協力関係を進めております。その他の国々からもいろいろの希望もあり、またわが方からも専門家の派遣をやつて技術指導をやる。また、向こうの技術者を受け入れて養殖その他の技術の指導研修もやつておる、こういうことでございまして、そういう友好協力関係の上に立つてその国の漁業の開発振興に寄与し、またその国の消費を賄つてなお余剰が出るというやうなもので、わが国の関心を持つところの魚種につきましては、これをわが国の市場に受け入れをすると、こういうやうな相互の利益になる形で協力関係を進めております。

○政府委員(岡安誠君) 五条の規定によりまして、外国人の漁業は禁止をされるということになつておるわけでございます。

○國務大臣(鈴木幸吉) それでは結構な話で、ぜひそういうふうにしてもらいたいと思つておる。しかし、これは問題が起るんじゃないかなという感じがしてしうがないけれどもね。しかしいづれにいたしまして、この二百海里法案というのは突如としてまゝに出てきたわけでありまして、このことによつて、これはまさに日本の漁業政策というものも大変大きな影響を受けるわけだと思ふんですね。しかし、そういう問題について、詳細な検討は恐らくならぬでこの法案を出さざるを得なかつたのだらうというふうに思ふわけですね。

そこで、中身についても少し伺いたいのですが、いま二百海里の問題をどういうふうな設定することによつて、日本の一体遠洋漁業というのはどういふ大きな影響を受けるのかという点については、いまソビエトとアメリカとの関係で問題になつておるわけですが、南半球の問題についてはどういふやうな交渉を持っておられるのか。恐らくことし五月から開かれますところの海洋法會議の結論がどうなるかと、恐らく南半球の日本の漁業と最も関係の深い、日本の遠洋漁業に非常に関係の深い、これはニュージランドから豪州から、フィリピンから、インドネシアから、あるいはミクロネシア、パプア・ニューギニア、ミクロネシアはまだアメリカの統治下にありますが、パプア・ニューギニアから、これは一斉にだれを打つて二百海里論を出してくると思ふますですね。そういうものに対処して政府としてはど

のような交渉を進められるのか、折衝をやつておられるのか、お伺いしたいわけですね。

○國務大臣(鈴木幸吉) 中南米あるいは大洋州関係、あるいは東南アジアの国々、いずれも日本の遠洋漁業にとりましてはきわめて関係の深い地域でございます。したがって、今回のわが方の二百海里設定につきましても、豪州政府とも外交チャンネルを通じて、その内容を説明をし理解を求めておるところでございますが、これらのいまだ申し上げました中南米、南半球関係の諸国に對しましては、いまだ積極的漁業技術協力等を進めております。きょうもアルゼンチンの計画大臣がお見えになりました、漁業の技術協力等についての要請がございました。豪州に對しましては、積極的にそういう面の協力関係を進めております。その他の国々からもいろいろの希望もあり、またわが方からも専門家の派遣をやつて技術指導をやる。また、向こうの技術者を受け入れて養殖その他の技術の指導研修もやつておる、こういうことでございまして、そういう友好協力関係の上に立つてその国の漁業の開発振興に寄与し、またその国の消費を賄つてなお余剰が出るというやうなもので、わが国の関心を持つところの魚種につきましては、これをわが国の市場に受け入れをすると、こういうやうな相互の利益になる形で協力関係を進めております。

○政府委員(岡安誠君) 五条の規定によりまして、外国人の漁業は禁止をされるということになつておるわけでございます。

○國務大臣(鈴木幸吉) それでは結構な話で、ぜひそういうふうにしてもらいたいと思つておる。しかし、これは問題が起るんじゃないかなという感じがしてしうがないけれどもね。しかしいづれにいたしまして、この二百海里法案というのは突如としてまゝに出てきたわけでありまして、このことによつて、これはまさに日本の漁業政策というものも大変大きな影響を受けるわけだと思ふんですね。しかし、そういう問題について、詳細な検討は恐らくならぬでこの法案を出さざるを得なかつたのだらうというふうに思ふわけですね。

そこで、中身についても少し伺いたいのですが、いま二百海里の問題をどういうふうな設定することによつて、日本の一体遠洋漁業というのはどういふ大きな影響を受けるのかという点については、いまソビエトとアメリカとの関係で問題になつておるわけですが、南半球の問題についてはどういふやうな交渉を持っておられるのか。恐らくことし五月から開かれますところの海洋法會議の結論がどうなるかと、恐らく南半球の日本の漁業と最も関係の深い、日本の遠洋漁業に非常に関係の深い、これはニュージランドから豪州から、フィリピンから、インドネシアから、あるいはミクロネシア、パプア・ニューギニア、ミクロネシアはまだアメリカの統治下にありますが、パプア・ニューギニアから、これは一斉にだれを打つて二百海里論を出してくると思ふますですね。そういうものに対処して政府としてはど

手に回つておるといふ点は痛切に感じておるわけですが、ソビエトの問題にいたしましてはアメリカの問題にいたしましては、通知を受けてから腰を上げるというやり方で、とても腰が重い。いま一番やばい不満がありますのは、そういうアメリカが通知をした、ソビエトが通知をした、そこから腰を上げて、さて交渉が始まるというんじゃないかな。もうわかつておるんだから、もう二百海里時代に突入してしまつておるんだから、だから積極的になつて漁業交渉というものをやつていかなきゃならないのじゃないか。私もいろいろやつていらつしやることは承知しております。しかし、一般のこれは特に南半球についての不満は、これは後手後手、後手後手だけれども、その後手もいところだ、通知してから腰を上げると、農林省というのは、政府というやつは。そういう感じがする。ですから、私は通知してからどうだということじゃなくて、もう怒濤のようにせきを切つたやうにこれは二百海里になる、もう二百海里というこの前提に立つて、いろいろひとつ漁業交渉をやつて安全操業、そうしてそういう実績を確保していくやうな努力をしてもらいたいと思ひますですね。

アメリカとかソビエトと違ひまして、發展途上国でありますから非常にやりにくい点もありますし、相互互恵の立場からこの問題について積極的

にひとつ努力をお願いしたいと思います。この四月の二十三日、ニュージランドの副首相が国会内で記者会見をやつて言つております。この八月以降に宣言すると、ニュージランドが。こういうわけですね。そしてその中に、宣言に当たつては伝統的な操業国である日本と協議をしたい、こう言つておるわけですね。そしてニュージランドの牛乳、バター、酪農製品、こういうものとひとつ、というやうな話をしております。早

いですが、これ。ですから、私はこの間も農林大臣に南半球の問題について要請をしたわけですが、これも、ぜひ通知があつてから腰を上げるというんじゃないかな。もうわかつておるんだから、もう二百海里時代に突入してしまつておるんだから、だから積極的になつて漁業交渉というものをやつていかなきゃならないのじゃないか。私もいろいろやつていらつしやることは承知しております。しかし、一般のこれは特に南半球についての不満は、これは後手後手、後手後手だけれども、その後手もいところだ、通知してから腰を上げると、農林省というのは、政府というやつは。そういう感じがする。ですから、私は通知してからどうだということじゃなくて、もう怒濤のようにせきを切つたやうにこれは二百海里になる、もう二百海里というこの前提に立つて、いろいろひとつ漁業交渉をやつて安全操業、そうしてそういう実績を確保していくやうな努力をしてもらいたいと思ひますですね。

と。まあ水産庁の手が足りませんわな。見とつて手が足りぬから、去年のいまごろ私は水産庁の人間を少しふやしたらどうだという話もしたんです。外務省は外務省でだらしないですから、やっぱり漁業専門家がいないからいかなから、そういう大使館にもそれぞれ駐在させたらどうだというやうな話もしたわけですが、いづれにいたしましても、この問題については速やかにひとつ取り計らいを、積極的な交渉や折衝をしていただくやうに、基本的な考え方は農林大臣のお話でよくわかりましたので、ひとつぜひ進めていただきたい。

それから先ほど私は歴史的な段階に入つたと、もうすでに入つちまつておるということでありまして、いろいろな面で漁業政策の転換を図らな

きやならないという時代に来ておる、そのときに来ておる。去年は水産庁が法案を續々と出して、五つぐらゐ出しました。去年の通常国会には、農林省の中でも、水産庁は五年分の仕事をしたというふうな言つておる人もおりました。すけれども、余りこれは二百海里の問題にいたつてはなかつたというふうには思つておるんですが、そこで昨年の国会で、五十一年の通常国会で成立をいたしました漁業再整備特別措置法、この問題もこれはもう根本的に考え直さなきゃならない。いまのやうな自主減船という形ではどうにもならない。速やかにこれは改正する必要がある。いまのやうな自主減船で、そして残つたものが融資を受けてやるというやうな措置ではどうにもならぬのじゃないかというふうに思ひますし、先ほど大臣が、沿岸漁場の開発や整備についても大いにやるというお話でありました。私は、ちょうど去年のいまごろ、水産庁が大変な法案を五つも出しましたから、その際に伺つたんですが、五十一年度から七カ年計画で沿岸漁場の開発整備を行うことになっておると思ふます。七年計画で二千億円なんですね。そのとき私は、国土庁が発表したところの資料によると、いまから五年

と。まあ水産庁の手が足りませんわな。見とつて手が足りぬから、去年のいまごろ私は水産庁の人間を少しふやしたらどうだという話もしたんです。外務省は外務省でだらしないですから、やっぱり漁業専門家がいないからいかなから、そういう大使館にもそれぞれ駐在させたらどうだというやうな話もしたわけですが、いづれにいたしましても、この問題については速やかにひとつ取り計らいを、積極的な交渉や折衝をしていただくやうに、基本的な考え方は農林大臣のお話でよくわかりましたので、ひとつぜひ進めていただきたい。

で、経済的に技術的に開発できる沿岸漁場というものが千二百万ヘクタールぐらいあるという具体的な数字を出してあるわけなんです。千二百万ヘクタールあると、五年間でいまだに経済的に技術的に。ところが、農林省が昨年を初年度とする七年計画で二千億円の事業費でやられる面積はその一％なんです。十二万ヘクタールなんです。そんなことで、二百海里をその目の前に控えてどうするんだという話を大分しつこく私やっただけです。ところが、わが政府は二百海里を認めていないと、二百海里を前提にして物を言うわけにいかないというふうな話をされるわけですね。そんなことじゃないじゃないかという話をしたんですけれども、どうなんですかね、これ。大臣も大いにやりたいとおっしゃるんですけれども、数字は出ているわけですよ、国土庁が発表しているわけですから。千二百万ヘクタールある中で一％ぐらいを七年計画でやるというふうな話ではとても私ではできないと、こういう問題も抜本的にこれはやる必要があるというふうに思っています。まあそういうことや、どれやこれや、私は水産政策というものをこれはあらゆる面から見直さなきゃならないという段階に来たというふうに思っております。

なお、日本列島を中心といたしますこの二百海里、大変な水域を抱え込む。その中における魚族の研究調査というのはほとんど行われていないと言っても過言じゃないと思います。今度初めてじゃないでしょうか、三億幾らの金をつぎ込んで調査をやるというのです。そういうことで、私は二百海里に対応する対策というのは、ほとんどできていないというふうに言い切りたいわけなんですけれども、新しく水産庁長官になられた岡安さんに伺いたいと思います。この間、たばっかりだから。

○政府委員(岡安誠君) 確かに私も、こういうような時代が来るとは思っておりましてけれども、このようなテンポで二百海里の時代というものが到来するというふうには確かに考えております。

せんでした。したがって、いろいろ準備を進めておりましたけれども、その準備が完成するテンポと現状とが必ずしも合っていない点は認めざるを得ないわけでございます。したがって、私ども現在ある制度、法制等はフルに活用いたしまして現状に対処するつもりでございますけれども、なおかつそれで不備な点がございしますれば、やはり早急に体制を整えてやらざるを得ないというふうに思っております。

いま御指摘のわが国二百海里内の水産資源等の問題につきましても、かねてから調査はいたしておりますけれども、それは、じゃ完全な現在の資源状態の把握をするようなデータがあるかと申し上げれば、データの整理等につきましてもまだ十分でもございせんし、また調査そのものにつきましても必ずしも満足するようない状態に至っていないと。そこで、五十二年の予算におきまして、全国を七つの海区に分けてまして標本船を置いて調査をするということもやっておりますし、既存のデータを電子計算機にかけて整理をするということもお願いをいたして成立いたしております。若干おくれればその点はございしますが、新しい事態に対応していただけることはすると、またそれはある程度はできるのではないかとこのように思っております。

○鶴岡哲夫君 私去年のいまごろも盛んに主張したのは、国土庁が発表している数字というのはこれは水産庁が出した数字に違いない、国土庁自体が持っているわけじゃないんだから。その中で国土庁が言っているのは、千二百万ヘクタールというものがあつて、その中の百万ヘクタールというのがいま使われていると。が、なお千二百万ヘクタールというのがいまから五年間で技術的に経済的に可能なんだということを言っておるにかかわらず、水産庁が初めて七年計画で行うものが、その中の一％ですよ。一割じゃない、一％をやりますよ。これはまあ、二百海里の時代ではなかったと言えなかったと言つてもいいですよ。しかし、私はもう去年から二百海里時代に

入っていると思つてゐるから、盛んに主張したわけですよ。ですから、そういう問題を根本的に取り上げていくには、やはり特別措置をしないと私はどうにもならぬだろうというふうに思っています。ね。そういう体制をとつて、そしてこの二百海里後の日本列島周辺の二百海里というものを、大臣のおっしゃる通りに積極的にやはり開発しなきゃいけないというふうに思っていますけれども、大臣のひとつ考え方を伺いたいと思います。

○国務大臣(鈴木幸吉君) 御指摘のとおり、二百海里時代という厳しい現実が、われわれ漁業関係者を担当しております水産庁だけじゃなしに、政府全体としても、また全国的な立場で、今回はだもってしつかりと受けとめたわけでございます。私は、食糧政策という観点からも、これは今後一層力を入れていかなければならないと。大蔵省その他財政当局、政府全体としても、この厳しい現実を踏まえて、今後の二百海里時代に対応するところの日本列島周辺の沿岸漁場の整備等につきましまして最善を尽くすと、こういう方向で私も努力をしております。

○鶴岡哲夫君 最後に、私も大臣のおっしゃいますように、食糧政策として漁業を、水産業を位置づけて積極的に開発をしていくという点については大いに賛成でありますし、また期待が持てるというふうに思っておりますが、ただ、きのうも参事人から、根室の市長がおっしゃつておられたんですけれども、輸入をしようという勢いが大変強いという話がありまして、私も、これはやはり何かの対策をとらないと、全く無秩序な形で殺到してくるというふうに思っています。それで、出ましたのはこれはこういうことであります。どうせ大変な日本は二百海里の問題で漁獲制限される、今後数年間にわたつて相当な大きな打撃を受けてくるであろう、したがつてわが社に輸入させてくれというところで、モスクワには四十八社が行つてゐるというわけですね。大変なものは、これは漁業外交の足を引っ張るのもいいところですよ。

ね。このことは、根室の市長がそういうふうにおっしゃつただけではなくて、それはまあそういうふうに見ました。この四月に出ました本で、座談会の記事の中で、水産業界の代表の方が、四十八社がモスクワに行つてモスクワは大変にぎやかだという話を聞いたわけですが、また新聞等報道によりますと、各国の大使館の水産担当の人が、とにかく日本の輸入商社に対して大変な売り込みをやつてゐるという話ですね。これは全く、一体日本の水産政策というのはいまこでどういう状態になるんだらうかという危機感を感じます。これは、これはしかし政府としてどうというわけにいかないんでしようけれども、これは私は大変な事態になつてくるおそれを感じます。それこそ怒濤のようにまたこれは水産物が入ってくるという可能性を恐れなければならぬのじゃないかというふうに思つておりますけれども、大臣のお考えを聞きたいと思つてゐます。

○国務大臣(鈴木幸吉君) 私も新聞や週刊誌にそういうことが載つてゐるということも聞き及んでおります。しかし、私もモスクワで半月ぐらゐり前へ行つておるわけでございますけれども、大手漁業会社とか、あるいは商社とか、そういうものには一度もお目にかつたことがございせん。私は、日本の大使館の方にもそういう情報がないやうでございます。果たして四十何社が行つておるといふようなことが事実であるかどうかということも疑問に思つておるところでございます。しかし、それはそれといたしまして、私はこういう厳しい日本の漁業交渉をやつてゐるなかで、多数の沿岸漁業者を初め漁船が係船をして苦悩を続けておると、こういう段階におきまして、もしもそういう不心得な者があつたならば、これは断じて許されぬ、まさに反国民的な行動であると思つておるわけなんです。こう思つてゐるわけでございます。なお、魚種によりましては、スケトウタラのごときは、これはIQ品でございますから、政府としてはそういうものは絶対に輸入

を認めると、割り当てを認めるということはいたしません。この点は、はっきり申し上げておく次第でございます。

ただ、全体としてこういう二百海里時代になってくる、わが国は開発途上国に対して技術協力、経済協力等をやつて、その国の沿岸漁業の振興に協力していくと、私はそうして漁業開発によって得られた漁業資源というものは、第一義的にその国の消費に充てる、福祉に寄与するというのがこれが本来の姿である、このように考えております。なお、その間におきまして余剰が出る、そしてわが国にとりまして必要なもの、関心のあるものにつきましては、これは二百海里時代でお魚が少なくどうしてもなるわけでございます。消費者のこともございますから、これはそういう開発途上国等において増産がなされ、余剰部分でわが国の国民生活に必要なものは、これは入れてあげるといふような政策はとつてまいりたいと考えております。

ただ、その際に、沿岸漁業によるところの漁獲物でございまして、わが国の沿岸漁業者のるところの魚種と競合するものが私はたくさん出てくるのではないかとございまして、したがって、今後は私の構想の中にありますけれども、それをどういう形で受け入れをするかと、この問題が非常に大事だと思っております。もう商社に任してばらばらに入ってくるというようなことでは、これは結果的にわが国の沿岸漁業者を圧迫することになる、こういうことでは、全漁連その他の沿岸漁業団体等を中心とした何かの受け入れ機関というものをつくつて秩序ある輸入をやつていくと、または開発途上国のわが方の協力によって漁業を盛んにした、ところがそれを売るところがないというやうな点もあり得るわけでございまして、そういう点を実効あらしめるために、わが方でも必要なものは受け入れる。秩序ある輸入、その受け入れ体制をどうするか。これは今後重大な課題として私は早急に確立をしたい、こう考えております。

○鶴岡哲夫君 きょうのところは、これで終わります。

○青井政美君 私も、自由民主党の立場から、現在御提案の領海法案及び漁業水域に関する暫定措置法案の問題につきまして、与党の立場から大臣並びに岡安長官にお尋ねをいたしたいと思つてございまして。

御承知のように、海洋秩序をめぐるものも問題点は、国連の海洋法会議以来御承知のように南北の問題だとか、あるいは先進国と後進国との問題であるとか、いろいろ合議がなされぬうちに諸外国においてのやはり権益確保の見地から逐次進めてまいつたわけでございまして、水産日本という立場で考えてみますときには、やはり世界の海でとつておつたという日本の漁業という立場からは非常に大きな問題点があり、今後の日本の漁業をどのような状況に進めていくかという問題が、端的に申し上げますならば、二百海里時代というもののつきまちは非常に大きな御苦勞を願うと同時に、問題をより積極的に進めなければならぬというのじゃないかというふうに思つてございまして、特に今後の日本の漁業の展望について、大臣並びに長官の所見を伺いたいでございまして。

○国務大臣(鈴木幸吉) 殿 誠に二百海里時代が現実のものとして到来をいたしまして、わが国の漁業に与える影響はきわめて甚大なものがあり、かつ深刻なものがあるわけでございまして。こういう二百海里時代に対応いたしますために先ほど来申し上げますように、技術協力、経済協力、いろいろな総合的なこれに対するところの漁業外交を展開をして、できるだけ沿岸国との理解と協力のもとにわが国の漁業実績をできるだけこれを確保するというのが第一点でございます。

第二点は、それにしてもやはりわが国の遠洋漁船の操業の場というものが狭くなつてくるわけでございまして、新漁場の開発、未利用資源の有効利用、そういう面にこれまで力を入れていかなければならない。

第三点は、結局、日本列島周辺の沿岸、沖合い

漁業、これを的確な資源調査の把握の上に立ちまして沿岸漁業の積極的な振興、これを図ることが必要である。

第四点には、わが国の沿岸でとれるイワシ、サバ等のような多獲性の魚種、栄養価も高い、こういうものがミールになったり、肥料になったり、あるいは魚の養殖のえさになったりというやうなことは、資源的に見ましても非常にこれはむだになると申しますか、もったいないことでございまして、そういうものの有効利用、できるだけこれを国民の食糧に上せるようにいたしたい。そのために保蔵、加工、流通の根本的な改善策を講ずる必要がある。このように私は考えていく必要があるわけでございまして、そういう意味で総合的なわが国の漁業政策というものを、この厳しい二百海里時代を踏まえて再検討し洗い直して、新しい体制を確立して対応する必要がある、このように心得ております。

○青井政美君 先ほど来、川村委員、鶴岡委員からもお話がございましたように、近年、わが国の沿岸でソ連等の大型漁船というものの本格的な操業が始まつてまいりまして、わが国の沿岸漁業は、漁船やあるいは漁具に非常に大きな被害を受けておるといふのが実態だと思つてございまして、このやうな影響をこうむつておる沿岸漁業者の心境なり対策なりというものが非常に大きな課題だと思つてございまして、この考え方の中には、やはり領海十二海里の設定を過去においても切実に要求しておつた漁民の考え方というものが、日本の政府としてはやはり領海法の設定がおくれたのではないかと、立案が少しくおくれたのではないかと、いふやうなことを批判せられる者がたくさんおるとございまして、現在までおくれまい、たという状況についての見解を伺いたいでございまして。

○政府委員(岡安敏君) 特にわが国沿岸の外国船による漁業被害が大きくなりましたのは、昭和四十九年がピークでございまして。それ以前にも非常に損害を受けておりましたけれども、四十九年を境

境といたしまして非常に被害を受けたので、沿岸漁民からは、この損害を防止するために一日も早く領海の幅を三海里から十二海里にしてほしいというやうな要望が出てきたわけでございまして。政府といたしましては検討をいたしました結果、やはり領海は十二海里に拡張すべきであるというやうな方針を昨年の一月には決定をいたしましたわけでございまして、その実施態様等につきましては、御承知のとおりまだ国連海洋法会議におきまして、これが多数国間の合意によりまして決着がつく見通しが非常にあつたのでございまして、その様子を見まして実施の時期を決めるという態度であつたのでございまして、残念ながら海洋法会議の会期を重ねてもなかなかそれが実現をすると言いますか、最終的に多数国間の合意が成立するといふ見通しが立たないものでございまして、その間様子を見たという点において実施はおくれましたけれども、ことに至りまして、漁民の方々の御要望にこたえて、わが国として実施に踏み切つたといふやうな次第でございまして。

○青井政美君 今回の日ソ漁業交渉におきまして、ソ連はわが国の三海里の外、いわゆる十二海里の領海の中で入漁の要求をしてきたというふう聞いておるわけでございまして、またわが方の領海の十二海里の設定がおくれたからそのやうなことを言つておるのかどうか。先般、日ソ漁業の超党派の議員団として出てまいりましたときにも、インコフ漁業相が、相互主義をとれば現状の時点においてはそれやうなことを言つておることも有効ではないかといふやうな意味の発言があつたのでございまして、この問題に対する見解を伺いたいでございまして。

○国務大臣(鈴木幸吉) この問題につきましては、インコフ漁業大臣と私の間では完全に意見の一致を見ておるわけでございまして。わが国は領海の幅員を十二海里にした場合においては、この領海の中では一切外国船は操業させない。その際、いままで三海里領海時代に、三海里と十二海里の中でソ連が上げておつた実績というものは、

今後十二海里の外の百八十八海里の漁業水域の中における漁業実績にこれを加算をしてクォータを決定する、それを基礎にしてクォータを算定する、こういうことを申し上げて、なおまた、そのためにイワン等が十二海里の外では十分とれないというようなことがあった場合には、ソ側にこれを輸出してもよろしい。また、外貨事情その他の関係で、わが方の関心を持っておるスケトウタラその他の魚種と一定の適正な価格で評価をした上で物々交換してもよろしい、こういうことも申し上げて、十分理解がいつておるところでございます。つまり、十二海里の中ではソ連漁船の操業は一切認めない、こういうことにいたしております。

ただ、青井先生もよく御存じのところでございますが、ソ連の法体系は、ソ連邦沿岸沖合基線から二百海里の間全部に幹部会令が適用をされる。言葉をかえまして、ソ連の主権的権利が行使される、こういうことになっております。専管水域でございます。その中に十二海里の領海が存在すると、こういうことでございますから、ソ連の法体系としては、沿岸から二百海里の間には、他国との協定によって操業も認められるという法体系になっておる。ところがわが方におきましては、基線から十二海里までがこれが領海であつて、これは外国漁船は一切操業はできない。その十二海里の外百八十八海里がいわゆる漁業専管水域である。こういうことで、この百八十八海里の中には、過去における伝統的な実績、また一定の条件、漁法等によってこの操業を認める、こういう仕組みになっておるわけでございます。法体系がソ側と日本側が違ふということで、イシコフさんが、そのことは非常によくわかる、しかし、お互いに別個の協定によって領海の中でも操業を認め合うという方法もあるのではないかと、こういうことを言うわけですが、それは、ソ連の法体系ではそういう道が開かれておるけれども、わが方では認められない、こういう根本的な違いがあるわけでございます。あくまでこれは両国の

の合意が成立した場合に協定ができるということであつて、わが方は絶対にそういう協定を結ぶ意思もないわけでございますから、この問題はきわめて明確になっておるということを申し上げておくわけでありませう。

○青井政義君 若干の予定がございますので、相沢先生にこれから引き続きお願いして、残りの時間は先生が済んだ後でやらしていただくと、こういうことにいたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○相沢武彦君 鈴木農林大臣、大変どうも御苦勞さまでございます。連休中には三たび日ソ漁業交渉のために訪ソされるようでございまして、いまや日本国民はその成り行きを見守つておるわけでございますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

さて、水産王国としてその名をほしいままにしてきた日本が、諸外国の二百海里経済水域あるいは漁業水域設置へ踏み切つていくという、こういう世界の趨勢の中で、わが国にとっては日本漁業史における歴史的な転換を迫られておる、またいわば漁業維新を迎えている、こういう状態になつておると思ふんです。すでに外国漁船による日本沿岸における漁業被害というものは近年増大しておりまして、いわゆる沿岸漁民からのやかましく領海を十二海里に広げるべきだ、こういう声が高まつて、ここ最近農林省は、政府内部においては十二海里へいち早く踏み切らねばならない、こういう意思を決定してこられたわけなんです。早晩二百海里時代を迎えるそのためのいわゆる対応ですね、準備というものを速やかに進めなければならぬ、こういう点は非常にやはり甘い見通しで来たのではないかと、このように思われます。

日ソ漁業交渉を行うに当たつて、ソ連の方から二百海里を先に宣言されて先制パンチを食らい、また繰引きの問題で交渉が難航し、結局同じ共通の土俵で話し合ねばならないということで、今回領海法として漁業水域に関する暫定措置法を急遽提案された。ところが、この二百海里時代とい

う新しい漁業時代に対応するための広範な具体的な準備というものが立ちおくれたために、今回提案されたこの両案を見ても、条文はきわめて簡素きわまりなく、ほとんど政令にゆだねられておるという現状でして、きょうこの本院の委員会での審議に先立って、先ほど両法案に対する「政令規定見込事項」というものが私たちに渡されました。まあ非常に、こういう重大な法案の審議に当たつてまことに遺憾なことだと思ふわけですが、鈴木農林大臣は、大臣就任以来大変な難問と終始御熱心に取り組んでおられまして、その点は大変評価をし、また期待も申し上げるんですが、鈴木農林大臣自身はかねがね与党の中にあつても水産行政については非常に明るい立場にいらつておる、そういうし、そういうことで、世界の趨勢がこういう急テンポで二百海里時代を迎えるんだと、それにいち早くわが国としては対応しなきゃならない、こういう予測に立つて水産庁等に警告し、またそういう準備に対する側面からの応援をされてきたのかどうか、それとも、大臣に就任されて直接担当されて、これは大変なことになったと、こういうことでいまあわてられておるのか、これまでの認識の甘さ、対応の遅さを痛感されておるのか、その辺のところをまずお伺ひしたい。

○国務大臣(鈴木善幸君) いろいろの経過がございます。また紆余曲折もあつたわけでございますが、結果的に二百海里時代に対応ができたというところは私も率直にこれを認め、遺憾に存じておるところでございます。

私は、就任前から長年与党の水産議員連盟の会長をずっとやつておまして、政府与党の水産政策につきましても常に関心を寄せ、また鞭撻もしてまいつたところでございますが、なかなか野にあって自分の思うように全部いくというわけにはまいりませんで、そういうこともございまして、私の意に沿わなかつた、反したところもございませう。こういう点を、自分の力の足りないところを申しわけなく考へておるところでございます。ただ、ソ連に先んじてわが方から二百海里をや

つた方がよかつたのか、またソ連に続いてわが方が二百海里体制に入つた方がよかつたのか、この点はなかなか微妙なところだと思ひます。北洋の漁場にわが国の漁船が多数入つております。ソ連側が北西太平洋で二百海里をしない前に日本がやると、そしてわが国の二百海里の中でソ連に対していろいろの管轄権を行使するというようなことが果たしてよかつたかどうかというところは、この点は非常に微妙な点であると、こう思つておりますが、とにかくそれはそれといたしまして、二百海里時代に対する対応が結果的におくれまして、これを、大変私遺憾に存じておるところでございます。

○相沢武彦君 まあ二百海里時代を迎えることは、もうこれは世界の趨勢になつてきておることはもう大分前からわかつておるわけですが、そうなりますと、ソ連もこれまで遠洋でつてきた地域から、よその国から締め出されると、そのはね返りがわが国にも来るであらうというところは、当然これは予測されることであります。今回の場合は余りにも厳しいソ連側の態度というところで、やむなく急遽こちら側としても二百海里を設定しなけりやならぬと、こういうことになつたわけですが、その設定した後にくるいろんなこの対応策については、もう少しやはり水産庁としては事前準備というものがなされていなくてはならなかつたのではないかと、いろいろに思ひます。また、当委員会でも私どもの党の先輩委員が、早晩世界は二百海里時代を迎えて日本も対応せざるを得なくなるというところは、かねてからこの委員会の質疑を通じて政府に対しても警告を発していたところでありまして、そういう面では、やはり政府としても相当の反省をなされなきゃならぬんじゃないかと思ふんです。きょうは一時間の質疑予定時間でもございまして、三つの問題についてお尋ねをしていきたいと思います。

一つは、日ソ漁業協定との問題でありませう。それから二つは、特定海域の外国漁船にかかわる問題、それから二百海里設定に伴う中国、韓

国除外のことにつきまして、対ソ交渉を今後どうするか、以上の観点からお伺いしたいと思ひます。

日ソ漁業協定がさきの七十六国会で承認されて、一昨年の十月二十三日に発効したわけでございまして、その発効後もわが国沿岸漁民の受ける被害というのは増加をしていくわけでして、それによつて十分な補償は全く現時点では行われていない、こういう状況です。そこで、日ソ漁業協定がその第一条で、わが国の地先沖合いの公海水域に適用することとなっておりますけれども、わが国の二百海里漁業水域が発効されると、二百海里の漁業水域は漁業に関する限り公海とはみなされなくて、当然この協定は適用されなくなるのではないかと。わが国の国内法によつて規律されてくることになると思ふんですけれども、この日ソ漁業協定と二百海里漁業水域との適用関係、これは今後どうなっていくのか、水産庁長官ですか、御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(岡安誠君) 御指摘のとおり、現在ございまして日ソ漁業協定第一条にその適用範囲がございまして「公海水域」とありますが、公海は領海以外の部分ということを示しております。また、今回御審議を願つております漁業水域に関する法律で設定されます漁業水域でございまして、この漁業水域におきまして、わが国は水産資源の保存及び管理につきまして一定の管轄権を持つわけでございまして、やはりこの漁業水域は公海であるというふうな考え方に立っておりますので、この漁業水域に関する法律が制定施行になりますと、この日ソ漁業協定は、十二海里の領海以外の公海におきましては有効にこれが働くというふうな考え方をしております。

○相沢武彦君 外務省は、この点はどういうようなことを準備されておりますか。

○説明員(井口武夫君) お答え申し上げます。ただいま岡安水産庁長官の言われたとおりでございます。この日ソ漁業協定は、公海に適用があるというこは、いま先生が指摘し

たとおりでございまして、日本が今度いたします漁業水域もこれは公海に漁業水域を適用するというところでございまして、この点は従来どおり日ソ漁業協定の適用というのとはあるということでございますが、ただ御存じのとおり、領海十二海里に拡張されますから、従来は三海里だったのが十二海里になるという意味では、日ソ漁業協定の適用水域である公海部分がそれだけ狭くなるというところはございまして、二百海里の漁業水域の法律によつてその点適用がなくなる、日ソ漁業協定の適用がなくなるということとは全くないわけでございまして。ただ、日ソ漁業協定においては、事故防止とかそういう観点からの取り決めでございまして、漁業水域の方は逆に入漁を外国に認めない水域で、入る場合には許可を要するというところでございまして、これはそれぞれ目的が違ふということでございます。

○相沢武彦君 それでは、二百海里法案の第四条によりますと、「外国人が漁業水域において行ふ漁業及び水産動植物の採捕に関しては、政令で定めるところにより、我が国の法令を適用する。」こうあるんですが、実際、この二百海里法には各所に先ほど言ったように政令委任規定があつて、政令で適用除外を設けることによつてはザル法になつてしまふおそれがあるわけなので、この第四条の政令の中身について農林省としてまずどのように考えているのか、この際、詳しくお聞かせいただきたい。

その後、外務省として、農林省との間の協議事項においていまだ問題点として残つてるところがあるのかどうか、御答弁をそれぞれいただきたいと思ひます。

○政府委員(岡安誠君) これにつきましましては、お手元に「政令規定見込事項」というのを配りいたしておりますが、そこにございまして、この四の政令におきましては、海上保安庁法、刑法、それから刑事訴訟法などのわが国の法令をこの漁業水域に適用するように定めたいというふう

に考えております。

○説明員(井口武夫君) 農林省との協議に關しましては、これは現在いろいろ打ち合わせ中でございまして、全くその点についての意見の何と云うか、食い違ひというふうなものはないと思ひます。

○相沢武彦君 この第四条によりますと、わが国の漁業水域内での外国人の漁業については国内法令によつて規律され、そして「規定見込」によりまして海上保安庁法、刑法、刑事訴訟法等が適用される見込みであるということですね。そこで漁民が被害を受けた場合に對する補償はかなりの程度実効が伴う、こう期待されるわけですが、この二百海里以内の裁判権並びに漁民の被害を受けた場合の補償については本心に安心していいんでしょね。この辺、どうも関係者から不安がられていふと思ひます。さらに、被害が発生してからの対処はそれはしておかきやならないのですけれども、できれば被害が発生しない方がいいのですから、その予防対策としてやはり万全をあらかじめ期していただきたい。この予防対策の具体的な措置としては、何かお考えになつてゐるのかどうか。

○政府委員(岡安誠君) 一般的に、漁業水域内におきまして外国人漁船の漁業につきましては、資源状態との見合いにおきまして、乱獲の防止のほか秩序ある漁業をしてもらわなきゃならぬということになるわけでございまして、したがって、私どもが漁業水域内におきまして外国人の漁業を認める場合にございましては、農林大臣の許可を受けさせて漁業を認めるわけでございまして、許可に当たりましては、先ほども御説明いたしましたとおり、わが国の漁業等と競合等をしないように、またわが国の漁業者が資源保護のためまた漁業調整のためにみずから休漁、禁漁をしてゐるような場所においては、やはり外国人漁業者の漁業を認めないというふうな制約を付すつもりでございまして、一般的には大幅にトラブルの発生等は防止できるものというふうな考え方をしております。

ただ、万一違反をした場合には、当然これはこの法律によりまして処罰その他が行われるわけでございまして、ただ損害賠償その他の話になりますと、これは先ほど申し上げましたように、漁業水域は公海としての扱いを受けるものでございまして、損害賠償請求に係る裁判管轄ということになりますと、これは加害者の属する国の裁判所がこれを行うことになるからざるを得ないわけでございまして。したがって、私どもは規制を厳にし、また取り締まりを励行することによりまして、トラブルまたは損害が起らないように、損害発生防止のために万全を期すというふうに考えております。

○説明員(井口武夫君) 外国に對しても、この漁業水域二百海里というものの設定に關しましては、外交ルートを通じてその法律及び政令を周知徹底させるということでも準備しております。それからこの通報を行う場合には、外国漁船が漁業水域内で違法に漁業した場合に、まさに漁業水域法等に従つて措置をとるということも明らかにするわけでございまして、この点、海上保安庁等とも密接に協力してゐるわけでございまして。

○相沢武彦君 そこで農林大臣に今度お尋ねをしたいんですけれども、これまで北海道、東北における過去の被害、それから今後もあるいは処理し得ない被害は起り得るだらうと思ふのですけれども、そのために関係者の中からは外国漁船被害救済制度を政府の責任でこの機会に発足させてほしい、させるべきだ、こういう強い要望があるんですが、これについていかがお考えですか。これまで損害賠償に十分力を果たせなかつた政府としては、この際やはりそれぐらいの努力はしていただきたい、すべきであると思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(鈴木重幸君) これは政府委員の方から御答弁がなされたと思ひますが、基本的には民事の問題でございまして、加害者が賠償責任を負うと、こういうことになります。これが早く処理されるようにソ側に対しても、あるいは韓国側

対してもその促進を図っておるところでございます。ただ、それが延び延びになっておる、また漁業経営上非常な影響をこうおつておるというものに對しましては、これは損害賠償をかわつてやるということではございませんが、漁業経営安定資金というものを、別途の考慮の上に融資の措置を講ずる等の対策は講じてまいる考えでございます。

○相沢武彦君 これまで協定はできてはいるんだけれども、実際に現場ではそれが処理されないという点に不満があるわけですね。ですから、これまでずいぶん被害を受けてきた、さらに今回の二法案が成立したとしてもやはり被害は同じように続く、問題処理は解決されない、しかもいろんな点で経営が圧迫されてくると、こうなりますと踏んだりけったりということになりますので、もし直接政府が補償ということができないというならば、いまおっしゃったような経営安定資金の面で十分それを補えるように対処していただきたいし、その紛争が起きないような予防の対策というものについてはまた別途考えて対応していただきたいと思ふんです。

次に、特定海域の外国漁船の問題でさらにお尋ねしておきますが、五つの特定海域における漁業の問題ですけれども、昨年暮れから今年の二月ごろまで津軽海峡でソ連のトロール船が操業して、地元の漁民はソ連船の乱獲で魚道が破壊されたこともあって根づけ魚さえいなくなつてしまつたと嘆いていますし、また対馬海峡の方では韓国漁船があらわれてきています、こういう状態で、ここで確認の意味でお尋ねをしておきたいのですけれども、領海を三海里に凍結する五つの特別海域において外国漁船の操業にどう対処するのか、この点について明確にひとつ。

○國務大臣(鈴木重幸君) これは御審議をいただいております漁業水域法第五條で、外国漁船の操業はこれを禁止する方針でございます。

○相沢武彦君 これが現場でいまの明言とおりに実施をされるように、水産庁としても取り組みを

しっかりお願いしたいと思ひますが、漁業水域暫定法の第十四條の適用除外規定ですけれども、これには五條から十一條までの規定について政令で定めるようになっていますね。この政令の中身が問題でして、この「見込事項」というのはほぼこれで必ず実施をするという確信のもとにわれわれにお配りになったのだと思うので、単なる見込み、これからの成り行きでもってこれが変更するということはまずないだろうと、こう思ふんですけれども、それでもこの後漁業禁止の適用除外がふえて漁業者が迷惑を受けるということになっては困るわけで、大臣としても将来ともこの政令はあくまで漁業者を考へる立場で定めたものであり、またさらに今後とも補足をして漁業者を守る立場に立つての細かいそういう政令は今後どんどん発令をすると、こういうことをここで明言していただきたい。

○國務大臣(鈴木重幸君) この政令の見込み、適用の見込みというのは、関係各省庁と十分協議をしその結果決めたものでございまして、その方針で政令をつくっていくと、実施していくと、こういう考えでございます。なお、実施の上でいろいろまた新しい予想できない事態が発生した場合に、政令でもってそれを新たに補完をするということとは十分考へてまいりたいと存じます。

○相沢武彦君 次に、第五條の「漁業等の禁止」について伺いたいんですけれども、第五條第二号に規定されている海域とは、当然漁業法に基づく許可、告示、制限条件等、国内規制に基づく水域がすべて含まれているのかどうか、また試験操業による北海道海域のオッタートロール禁止ライン内水域もこの中に入るのかどうか。

○政府委員(岡安誠君) いま御質問の漁業法による五條の二号ではなくて、十條で、許可の場合には制限または条件を付することができるといふことがございます。ですから、外国人の操業を許可する場合、厳重な条件を付しましてそれでやりたいというふうに考へておられるわけでございます。五條の二号の方は、いわば零細なわが国の沿岸の小型漁船が多数操業しているような海域等は、外国の大型漁船の操業によりまして資源保護とか漁業秩序の維持の点で非常に問題があるわけでございますので、そういうところをとにかく外国人漁業者は操業してはならないというふうに禁止海域にしたいというふうに考へておられるわけでございます。

○相沢武彦君 今後再開される日ソ暫定協定の交渉によつて、日ソ相互主義の立場からこの第二号についてソ連漁船も適用除外になるのかどうか、この点お伺いいたします。

○國務大臣(鈴木重幸君) 現在、韓国並びに中国の近隣の諸国、この国々はまだ二百海里漁業専管水域を設定をいたしておられません。しかし、ソ連は三月一日からこれを実施いたしておられるわけでございます。私はそういう意味で、またソ連の漁船もわが国の沿岸沖合において操業しておる実績もございます。そういうようなことで、相互的にわが国もソ連の二百海里水域の中で実績に基づいて操業を認めてもらふ、そのための協定も結ぶ、またわが方の漁業水域二百八十八海里、この中でソ連が操業実績に基づいて一定の条件のもとに一定のクォータの中で操業するということは、これは認めてまいる考へでございます。したがって、いましめて、この漁業水域法というものはソ連には適用される。また、韓国並びに中国に對しましては相互主義で、向こうがおやりにならないければこちらから先んじてやるといふ考へはいまのところ持つておりません。

○相沢武彦君 「必要な海域」を今後幾つ、どのような基準で定めるのか、その辺はまだ明らかにしていませんか。

○政府委員(岡安誠君) いまの御質問はどの条文のどの海域……。

○相沢武彦君 五條の二。
○政府委員(岡安誠君) この第五條の二号は、先ほど申し上げましたように、わが国の零細沿岸漁

民の操業を保護する、また資源上からも保護するというような立場から農林大臣が定めるつもりでございますけれども、また具体的にどこというふううに決めているわけではございません。これはやはり、外国漁船の操業状況等を見まして、随時的に農林大臣がばつと指定をする、そうなりますれば、そこにおいては外国人漁船の操業ができなくなるということで、外国人漁船の操業状況等を見ながら、ひとつ敏速に的確に運用するということを実は考へておられるわけでございます。何か所、どこというところまでまだ現在考へておられるわけではございません。

○相沢武彦君 先日衆議院の農水委員会において、中国、韓国においては二百海里法から全面適用除外が行われることが示されましたけれども、ただいまも御答弁あったのですけれども、この中国、韓国について適用を除外した理由を、この際確認の意味でもう一回伺つておきたい。

○國務大臣(鈴木重幸君) 私は、日韓の間には日韓漁業協定がある、日中の間には日中漁業協定がございまして、この漁業協定によつて西日本のわが国の漁業者は安定的に何らのトラブルなしに操業が行われておられるわけでございます。この関係は、私はこれを大事にしていきたいという基本的な考へを持っております。したがって、わが方から先んじてその海域に向かつて二百海里の漁業水域を設定をする、こういうことはいたさない考へでございます。しかし、相手国が二百海里をやつてまいるにおきましては、この法律の定めるところによりまして、政令によつて直ちにわが方も二百海里を設定をする、こういう相互主義で臨んでいきたいという考へでございます。

○相沢武彦君 外務省にちよつとお尋ねしておきますけれども、伝えられるところでは、韓国は七月末までには領海十二海里、漁業専管水域二百海里を設定する意向だと、こう聞き伝えておりますけれども、そうならばわが国は韓国に對しても二百海里法を適用せざるを得なくなると思ふのですが、その結果、日韓漁業協定は事実上破棄された

台湾を二百海里の対象から除外するという態度をとっているのにソ連には何の特権を与えようとしていない。そういう態度は相互利益の原則に反するし、交渉を困難にする新しい事態だと、こういうふうに出てきたというんで、大臣は近日常に出発される、そういうわけで、今後の交渉についてこの点は困難な一つの障害になると思われる点もありまうけれども、それについてどのような姿勢と態度で交渉に当たられるのか。

○國務大臣(鈴木素幸君) 私は、相沢先生も御承知のように、三月の鈴木・イシコフ合意書簡、これにも見られますように、すでにわが方も二百海里をやるのだ、二百海里漁業水域を設定する方針であるということを確認に申し上げて、それを交換書簡の中にも明示しておるわけでございます。したがって、ソ連側としても日本が近く二百海里水域を設定するであろうということはこれは織り込み済みのことであると、こう信じております。決して抜き打ち的にこれをやったものでもないというところで、この点は私は信頼を裏切るものではないというところを確信をいたしております。

それから、この二百海里の問題につきましては、やはり相互主義でございまして、韓国並びに中国等が二百海里を先方からやってくれないという場合には、わが方としては先んじてやるという考えは持っております。しかし、ソ連は三月一日からもうすでにおやりになっておるわけでございまして、わが方として相互の立場からいたしまして、わが国の沿岸沖合いにおける漁業水域、ここで同様のやり取り協定を結んで、そしてソ連漁船の操業を一定の条件のもとに受け入れていくと、こういうことでございまして、相互の立場を害するものではない。ソ連の方も中国や韓国やその他の国と同じように二百海里専管水域をおやめになるということであれば、わが方もそれは適用から除外をするということには変わりはないと、あくまで相互主義でやってみようという方針でございます。

○相沢武彦君 それでは、これで終わります。

○小笠原貞子君 まず最初に、サケ・マス交渉の仮調印が延期された問題について伺いたいと思います。

日ソ漁業委員会、モスクワでソ連二百海里以外のサケ・マス漁について二十五日の仮調印ということをおぼろげに思っています。また、まますまざりやうな表現をめぐって領土問題がまたこころはつきり出てきたと、延期されるというふうな事態になってまいりました。四月から出漁ということも期待していた人たちが、非常に絶望的な状況だとなつておられます。こういう事態になりまして、大臣としてはこれについてどのような対策、方針を持っていらっしゃるか、その問題でお伺いしたいと思います。

○國務大臣(鈴木素幸君) 超党派議員団のお骨折り等もございまして、この公海上におけるサケ・マスの漁獲量というものが六万二千トンに決まると、そうして漁業の間にございましては、もうこれで話し合ひはついたというところで、二十五日には議事録に署名をする、二十八日には東京でシヤルクを再開をして調印をする、こういうことになっておったわけでございまして。荒勝代表の報告によりますと、もう九十九%までそれに間違いがないというふうな観測が来ておったわけでございまして。それが一転いたしましてあんな事態になつたと。つまり、日ソの暫定漁業協定第一条の適用海域の問題がまたここに登場してきたということですが、小笠原先生もびっくりされたと思つております。その点は、どうもいままでの交渉をやってきたわが方の代表団としては、それは約束違反ではないかと、どうしてそういうことになつたのだというところを相当抗議的な意味も含めましてそれを撤回を合意の線によって取り決めるようにしようというところを再三申し入れをしておるわけでありまして、しかるところ、これは至上命令である、こういうことで、どうも漁業相を越えたところ、そういう方針が打ち出されたのではないかと

ことで、私もこれを深刻に受けとめておるわけでございます。

したがって、私も当初、イシコフさんとの交渉再開のために五月の六日前後訪ソの予定をいたしておりましたが、こういう事態にもなりまして、五月の二日、遅くとも三日には羽田を出発をいたしましてできるだけ早く両国の責任者間でこれが打開を図りたい、このように考えております。

○小笠原貞子君 いまおっしゃったように、この問題というのは暫定交渉が中断される事態と同じような問題になってきたわけですね。向こうで私も行って感じたことは、非常に厳しいということですが、こつちで領土問題を絡めないでということに言っても、向こうはもうはつきり領土問題から線引きというものを示してきているわけですから、そつとしておいて何とか表現上で領有権の主張放棄にならないようにとずいぶん御苦労なすつていらっしゃるんだけれども、こういうやり方で解決できるというふうにお見通しになっていらっしゃるか。まあ、いま一生懸命になさるうという御努力のほどは買わすけれども、その一致点を、いままでもまた同じようなことで蒸し返してやらなければならぬ。一致点をどういうふうにお求めになるのか、それについてのお見通しはどういうふうに持っていますか。

○國務大臣(鈴木素幸君) これは基本的には私は、北方四島の問題につきましまして一九七三年の田中・ブレジネフ会談の合意——戦後未解決の問題である——これを前提にして相互の立場を損なわないようにやるといふことが何となくこれは基本だと、こう思っています。それをそうでないんだと、領土問題は解決済みであると、したがって北方四島はソ連の領土であると、こういう前提に立ちますとこれはわが方としても絶対に譲れない、こういうことになるわけでございまして。私は両国の最高首脳が合意された線、戦後未解決の問題、こういうこの事態に即したところの問題を、両方が大人になって日ソ友好ということを大事に考え

て、そういう前提に立つて漁業問題、特に第一の問題を話し合えば打開の道は出てくると、このように考えております。

○小笠原貞子君 確かにわが方としては決してソビエトの領土だと認めているわけではないから、やっぱりこれは懸案事項として留保しなければならぬという線で、きちんとそのところは物を言つて奮闘していただきたいと思います。そしてまた、この二百海里外のサケ・マスというのは日ソ漁業条約で既存のものとして現実に生きているわけですから、日ソ漁業条約というものが、だから、この辺のところでもまたこれも抑えて、しっかりと御奮闘をいただきたい、切にお願いをしたいと思うわけです。

それで次に、それじゃニシンの資源調査の問題なんですけれども、日ソ交渉が難航したあおりで北海道内の各地の水産試験場を初め各試験研究機関の海洋資源の調査が現在ストップ状態に陥つていまして、特に全面禁漁のニシン調査というものはほとんど手につかない状態だ。で、こういうことでは来年からの日ソ漁業交渉では、日本側の資料と調査というものがまとまりがつかなくなってくるというふうな考えると、交渉の際にソ連側資料の一方的なもので押されてしまうと、日本側の主張に大きな影響が当然出てくるだろうというふうな心配をするわけです。その上、明治時代から続けられている貴重な調査資料に空白がここできるといふこともこれは大変なことだ。学術的にも欠かれない貴重な調査資料だけに、調査船だけでも一日も早く出動させてほしいという訴えが出てきているわけなんです。私も当然な要求だし、資源というものを大事にするという立場からは、やはりこれも一つの問題として考えていただきたいと思います。もうすぐですが、いかがでございますか。

○國務大臣(鈴木素幸君) これはニシンに限ったことではございませんが、私はソ連の二百海里の漁業水域につきましても、またわが方の漁業水域につきましても、相互にやはり資源の評価なり情

報の交換なりというものはこれはやっていくべきものだ、資源の保存と有効利用ということを根本的にやはり踏まえまして、そうあるべきだと、このように考えております。ただ、従来のような調査船の形で、ある意味の商業的な形態で資源調査というところで対応できるか、あるいは政府の調査船等による資源調査という形になりますか、恐らく後者であらうと思うのでありますけれども、今後やはり両国はこの北太平洋の漁業資源というものを大事にし、保存をし、有効利用していくという基本の上に立って、そういう調査であるとか資源の評価であるとか、情報の交換というものはやっていくべきだと、このように考えておりますし、これはイシコフさんとの間でも今後私はよく話し合いをしていきたい、こう考えております。

○小笠原貞子君 それで、まあこれは時期がございいますから、おくれましてしまった何にも役に立たないわけなんです、いままでおっしゃったように、商業的に調査船という名前がでっぱりとつくるなどというやり方ではなくて、本当の意味での資源を守るという、調査するというような問題は、やっぱりこれは緊急に解決して出ていかなければ、来年、いま言いましたように、交渉のときの日本側の資料というものがもう手がないわけですからね、で、そういう意味で、いままでは全然この問題についてはお話しにならなかったんですか。今度行ったら話すると、そして解決してすぐに本当の意味の調査船を出すというふうに解釈していいんですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) これは日米の漁業交渉、漁業協定の場合におきましても、全体がまとまりましてから、その時点で資源の評価なり情報というものを今後続けようではないか、こういうことで合意しておるわけでございます。私は何にせよ、何千隻という漁船がもう出港、操業を急いでおるといふ時期でございますから、まずこの問題を解決しなければならぬ。したがって、調査の問題でありますとか何とかはそういう問題が片づいた上でやりたいということでございます。

○小笠原貞子君 やっぱりあれかこれかじゃなくて、確かにいま現実には大きな問題として重々私も行ってわかりますよ。北海道の漁民の立場がわかるんですけれども、長期的な展望に立ってみれば、やっぱりここで調査が中断されてしまうと、来年度また交渉のときには全くこっち側の調査というものが無いということには非常にまたもうひいては大きく漁民に影響するわけでございますから、もう本当に頭いっぱい、いまの漁民のことであるかと思ひますけれども、その漁民のためにも本当の意味の調査船というのだけでも早く出そうじゃないかというように御尽力いただきたい、再度御要請申し上げます。いかがでございますか。

○國務大臣(鈴木善幸君) そのとおり私も考えております。

○小笠原貞子君 帰ってきて、時間がなくて言えなかつたなどというところがないように、何とかその辺のところ具体的に調査の方もきちんとお願ひしたいと思ひます。

それでは、漁業水域法の問題に直接関連してお伺いするわけですが、外国人漁業等の禁止について先ほどもちょっと長官が答えになりましたけれども、農林大臣が定める海域について漁業法に基づく許可、告示、制限条件等、国内規制に基づき水域すべて含まれるのかどうか、その点いかがでございますか。

○政府委員(岡安誠君) いまの御質問は、この漁業水域法の五条の二号についての御質問だと思ひますけれども、この五条の二号につきましては、先ほどもお答えしたと思ひますけれども、これは当面、わが国の零細な沿岸小型漁船が多数操業いたしている海域でございます、そういうところに外国漁船の大型な高能力の漁船が操業を行うことになりまして、資源の保護の点からも、それから漁業秩序の維持の点からも非常に問題がございしますので、そういうところはこの五条の二号の海域として指定いたしまして、外国人漁船の漁業を

禁止をいたしたいというふうに考えておるわけでございます。具体的には現在漁業法等でやっております漁法、漁期その他の制限等につきましては、これは外国人漁船に許可を与え場合には制限条件というように形で処理したいというふうに、現在は考えているわけでございます。

○小笠原貞子君 沿岸の零細が入ってくるということのようなことで、禁止する海域というのは非常に限られた狭いところというふうに理解していいわけでございますか。

そうしますと、この海域についてもこの法第十四条の適用除外の規定に加えられるというところになってくるわけですね。そうすると、日本漁民も禁漁すると、適用除外以外の外国船について禁漁するというふうになっているのに、適用除外された韓国船には操業許可するというふうになるわけ。いまおっしゃったように、非常に沿岸で零細なところにも結局なつてしまふわけですね。そういうことになると、非常に心配されるのは、水産資源の保護という本法の趣旨から考えて、これは反するものではないかというふうに思ふんですけれども、その点はいかがでございますか。

○政府委員(岡安誠君) この十四条の外国人に対します適用除外の規定でございますけれども、五条から十一條までの規定についても個々に検討をいたしまして、どの外国人についてもどの海域について適用除外をするかというところを検討をいたしてから定めたというふうに考えております。お説のように、五条というのはいかなる重要な禁止規定でございますので、韓国漁船等につきましては、この五条によつて韓国漁船の操業を禁止するという方向で私どもは現在対処したいというふうな、いま現在考えておるわけでございます。

○國務大臣(鈴木善幸君) この点はきわめて大事な問題でございますから、私の方針を明確に申し上げておきます。

このいわゆる国際海峡、それにつながるところの特殊海域、その外の公海部分、こういう部分に

つきましては、第五条によりまして、外国漁船はいかなる国の漁船といえども操業は絶対に認めない、こういう方針でございます。

○小笠原貞子君 確かにこの五条というのは大事なんです。このところはいかなる外国漁船も操業させないという、ここはどうしてもきちっと押さえておかなければならないのに、後にいって十四条で適用除外というのが出てくるわけですね。十四条で、五条から適用除外ということになります、筋から言つても禁止海域を適用除外とするというのはおかしいんです。この十四条で五条も含めてあるから、結局これも適用除外で韓国船と中国船、政令のこにあるように韓国船と中国船というの適用除外ということになるわけでしょう。そうすると、せっかくここできちつと五条で押さえたのだから大丈夫だと思ひますが、これはもう正しいと思ひますが、十四条で適用除外されてしまうと、これは何のことはない、ざる法になつてしまつて入れるということになるんじゃないですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 日韓の間におきましても、たとえ韓国が二百海里をやらなくとも、私は漁業水域法あるいは領海法、この趣旨、目的を貫くために日韓間では民間協定でなしに政府間の協定を締結をする、そういう方針で進んでまいります。そういうことを前提として、この五条を認めないという方針で対処いたします。

○小笠原貞子君 それじゃ、その問題で政府間協定でそういうことはさせないというふうにおっしゃったのは後またお伺いしたいと思ひますけれども、それじゃ韓国と中国は漁業水域全域についての適用除外にするということですね。それはどういう理由か、もう一度はつきりおっしゃってください。なぜ適用除外するか。

○國務大臣(鈴木善幸君) これはしばしば明らかにいたしておりますように、現在、日韓の間には日韓漁業協定がある、日中の間には日中漁業協定が存在をいたしております、この協定によつ

て、西日本のわが国の漁業はきわめて安定的に何らのトラブルなしに行われておる。私は西日本の漁民諸君の立場を考えましてこの関係を大切にしたい、こういう考えを持っておられます。そこで、中国、韓国が先んじて二百海里を設定した場合におきましては、わが方はこれを適用除外にしていこう。向こうがおやりになる場合には相互主義でこちらも政令によりまして直ちに適用していく、こういう考えでございまして、あくまで相互主義の上に立っておるということを御理解願いたいと存じます。

○小笠原貞子君 先ほどからそういう御意見で私も伺っていたんですけれども、確かに西日本に關してはお互いにトラブルはない、安定的な関係にあるというふうに言えると思うんですけれども、それじゃ北海道の韓国漁船による被害、先ほど長官の御報告でも急激にふえているわけですね。そうすると、日韓間の安定的な関係、トラブルがないという場合に、北海道における韓国漁船による被害、このトラブルを大臣としてはどういうふうにごらんになっていらっしゃるんですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 現時点におきましては、御承知のように領海は三海里である、三海里の外には底刺し網等の漁業が日本の沿岸漁業者によって行われておる、それに対する被害が頻発をしておる、また沿岸漁業者の操業も制約を受けておる、こういうことでございまして。しかし、今度これを十二海里にするわけにございまして。そういたしますと、いままでのトラブルなり被害というものは大部分十二海里の中で起こっております。外でも起こっておりますが、大部分は十二海里の中で起こっております。でありますから、今後は領海の中にも一歩も外国漁船の操業は認めないわけにございまして。それから十二海里をはみ出して資源保護上の観点から底びき網等の禁漁区域を設定をされておる、こういうこともあるわけにございまして。その場合は、そのままにしたのではやっぱり被害等が起こるのではないかと御心配が当然あるわけにありますが、こういう禁漁区、資源の

保存、そういうような観点でわが国政府がとっておること、そしてまたわが国の漁民すらもそこでは操業してないというところでございまして、この百八十八海里の漁業水域におきましては、ソ連に對ししても、韓国に對ししても、その水域はこれは資源保存上の措置といたしまして条件として農林大臣はその海域では操業することをこれを禁止すると、こういう措置を講ずる考えでございまして。

○小笠原貞子君 確かにこつちからトラブルしかける必要はないし、しかけると私言っているわけじゃないんですけれども、現実には発生している。北海道に行ったら、いまソビエト漁船も大変だけれども、とにかく韓国漁船の問題というのでもう頭いっぱいになっているわけですね。それで、漁獲高だとか何だとか見ても、五十年で大体いま出されているわけですね、五十年以降というのがもう非常に被害が大きくなっているわけに、私もちょっといろいろ資料見ても、五十年二月から五十二年三月までで八百三十三件、約二億四千万円の漁具被害まで発生しているというふうに非常に大きな問題になっている。また、水産資源の保護という点から考えても、日本の漁民は百二十四トン以上の底びき禁止区域とか、またそれぞれに期間を決めて操業の西と東、底びき全面禁止等の規制措置を実施している。しかし、そこに韓国漁船が入ってこられると、北海道の沖合い底びき漁船は現在どれくらいかといって調べると百九十八隻、総トン数二万三千五百五十二トン。韓国漁船は四千トントクラスの大型が入ってきますから、大型漁船初め総トン数で言ったら道の総トン数を上回るものになっている。だから、それが来ますと、北海道近海に一律に沖合い底びき船の倍増になってしまうというふうな状態になってくるわけですね。これを、政府間協定を結んで同様に規制をするというふうにおっしゃるわけですか。

○政府委員(岡安誠君) そのとおりでございまして、私も現在の韓国漁船の操業をそのままに放置いたしません、やはり被害がなかなか減らない

ということを考えておりますので、先ほど申し上げましたとおり、私も日本漁民が守っているような操業の規制はぜひ外国船、特に韓国船にも設けてもらいたいというために、私も早急に二国間、韓国との間でもって政府間協定を結びまして、秩序ある操業の確保を図りたいというふうに思っております。

○小笠原貞子君 じゃ角度を変えて伺いますけれども、ソ連漁船については漁業規制について許可を出す場合に、日本漁業者の規制と同様の規制を行うということになるんですか。それから、漁業水域法案の何条でソ連船の場合には規定されるんですか。

○政府委員(岡安誠君) ソ連船の漁業水域内への漁ににつきましては、第六条によりまして、農林大臣の許可を受けなければ操業を行ってはならないというふうになっているわけにございまして、それが第十条に、六条一項の許可につきましては「制限又は条件を付し、及びこれを変更することができる」という規定がございまして。この許可に對する条件を付すると。その条件の内容が、いまお話しのように、わが国の漁船に課していると同じような制限を課したいというふうに思っているわけにございまして。

○小笠原貞子君 いま御説明ありましたように、ソ連船に對して規制するという規定については、いまおっしゃったように、六条ですか。

○政府委員(岡安誠君) 十条です。

○小笠原貞子君 十条ですね。十条で規制するというふうになっているわけにございまして。韓国船については、わざわざ政令で適用除外と別に同趣旨の規制を政府間交渉で行うということになるわけにございまして、こつちの方の中ではソビエトにはきちんと規制しておいて、韓国だけはこれではやりませんよ、適用除外ですよという、一歩こつちは大きく譲っているというふうになってくるんじゃないですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 日韓の間では、長官から申し上げたように、日韓漁業協定を取り結ぶ考

えてございまして、政府間の協定を取り結ぶと。そうして、その法律でソ連漁船に對すると同様のことをやってみようというところでございまして、その法律の趣旨、目的というものは十分確保されるようにすると、こういう考えでございまして。その辺は、西日本の漁業者もとにかく何とか安定的な漁業をさしたい、北海道の漁民にも形は変わっても同様の措置をやりたい、こういうことでございまして、ひとつその点は御理解を賜りたいと思います。

○小笠原貞子君 両方立てるといって、なかなか御苦労なところよくわかるんですけれども、その御苦労を本当に実のあるものにするために私たちも一生懸命考えたんですけれども、問題の一つは、いまも何度も政府間協定ということを考えて禁止すると言われたわけにございまして、政府間協定というのは相手があることですよね。こつちでやるんだと言ったって、韓国がいやだと言えどそれきりなわけにございまして。そうすると、いままででも北海道の漁民は、本当に俗な言葉で言えど頭にくいてるというのでございまして、二国間協定で韓国を規制、韓国と話し合いをすいぶんやっているんだけれども、いままで守られたことがないという実績ですね。これで政府としては韓国政府がこういう規制に乗ってくると思っているわけにございまして、こつち側は政府間協定でやりまうと言えど、ああそうですかで済むわけにございまして、相手のあることでしよう。それに向こうは乗ってきて大丈夫だというふうに見通されているんですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 日ソ間におきましてもそういう操業の条件、規制の方法とか、そういうことは合意されております。ただ一点、漁業協定第一条の問題と、これは領土絡みの問題でございまして、それが残されておると、こういうことでございまして。日韓の間には、もっと日韓関係というものはあらゆる分野において緊密な結びつきがあるわけにございまして、私は韓国がこの日本の秩

序ある操業という提案に対して拒否的な態度をとるといふようなことは毛頭考えておりません。

○小笠原貞子君 毛頭考えていないというのはいかんなで、その辺が主観的に毛頭考えないと言ったって相手のあることだから、だからそれを私は何っていいわけなんですよ。北海道の漁民が特に言っているわけなんですよ。二国間協定で韓国を規制するのなら、漁業水域の水域法の施行と同時に進めたい。つまり水域法では三ヶ月以内ということになりますね。特に二国間協定で話し合っているという、なかなか問題は早く進めたいということになるわけでしょう。そうすると、何としても協定を結ぶとするならば、三ヶ月以内にこの法と一緒に規制できるんだということが言い切れるかどうか。三ヶ月以内のこの法のあれと同じ時期にやれるというふうに、願望ではなくて客観的に見てはつきりそう確信を持っておっしゃれますかどうですか。

○國務大臣(鈴木幸幸君) すでに韓国に對しましては、外務省並びに水産庁から人を派して、今回成立するであろう領海法並びに漁業水域法、この趣旨、目的等につきまして十分説明もし、理解を求めておるところでございます。急にこれが成立してからやるといふのじゃなしに、もういまからずつとやっておるわけでございます。したがって、この二つの海洋関係の法案が実施に移される、そして日ソの間にも協定が結ばれて実施されるという段階までに、日韓の間にも協定もぜひ成立をさせるように最善の努力を払うつもりでございます。

○小笠原貞子君 御決意と御努力のほどは大いに期待するところなんですけれども、韓国の漁業者の意向としては、四月四日の日・韓民間漁業協議会においても、先ほどもちょっとお触れになったと思いますが、操業海域については両国の主張が大きく相違したと共同議事録に明記されております。私も北海道漁業協同組合連合会から、韓国漁船団の本道前浜海域操業阻止に関する陳情書という中で伺ったり、またその議事録を伺

わせていただいて、これはもう全然いまいのところが、いまの大臣の話だと、もうずつと話をしているというふうにおっしゃっているけれども、これは全然一致点を見出せないで平行のままで、議事録も併記を出されるというふうな結果に終わっているわけですね。そうじゃないですか。

○政府委員(岡安誠君) 全然平行線ということじゃございませんで、いま合意に到達したところは、十二海里以内には入らない、まだわが国の領海は三海里でございますので、十二海里以内には入らない、それから沖合い底びき網漁業の禁止ラインは尊重するということまで来ておりますが、さらに沖合いの方のオッターロールの禁止ラインにつきまして、私もそれは少し遠慮をしてもいい、操業をやめてもらいたいということをお願いしておりますが、それらの点についてなお合意に達していないということなので、今後さらにそれらの線について詰めたということでございます。

○小笠原貞子君 この第二回日・韓民間漁業協議会共同議事録という中を見ましてね、ここに「操業海域については両国の主張が大きく相違し、最終的には両国の主張を併記せざるを得ない結果となった」と。だから決して大臣の、話をしているから、だからわかってもらえんだというふうな甘いものではないと私は思うわけですよ。そのことはもう漁民自身が知っています。いままで韓国と民間協定を結んだ、そして政府へもいろいろ被害の問題を陳情したら、ちゃんとそれは韓国にも申し入れて、行政指導するようにというふうな話したと言われても、後を断らないで被害が起きてきたわけですからね。やっぱりそういう見方と

いうのは、非常に私は甘いんじゃないかというふうな考えざるを得ないわけですよ。で、韓国政府はどう言っているかといういろいろ新聞を見ますと、韓国政府は大陸的な条約が未批准の場合、現在の日韓漁業協定を破棄して二百海里を実施するという意向を、ソウルの有力朝刊紙の韓国日報が一面トップで韓国政府消息筋の言明として報道し

ておりますし、日本の二百海里規制が及べば韓国も二百海里を実施するというように、盛んに向こうも、決して理解したなというふうなものじゃなくて、攻勢的な立場に立っている。

○國務大臣(鈴木幸幸君) いま韓国の有力紙がそういう報道をしておる、こういうことは私も耳にしておるわけでございますけれども、外務省から私ども何ておられますと、近くこうやるとか、そういうことは全然正規の外交関係においては意思表示がなされていないということでございます。

それから民間協定、民間交渉でまともでないから政府間の協定、交渉でもなかなかそううまくいかぬのじゃないかというのが小笠原先生のお話のようでございますが、しかし、今度はこういう事態になってまいりました、民間の交渉にゆだねるわけにいかない、政府の責任でこれをやらざるを得ないということでございますから、政府間交渉に御信頼を賜りまして御協力をいただきたいと思

います。

○小笠原貞子君 御信頼申し上げたいのはやまやま、でも、もう胸いっぱいそういう気持ちを持っておりますんで、外務省の情勢と、今度ソビエトへ行きますけれども、やっぱり外務省の情報のキャッチというのは非常におくれていますね。やっぱりそういう外務省からの正式の報告という

ものを待って打たれるから、いまの日ソ漁業交渉も明らかに後手後手に回っているんですよ。だから、ここで大臣とかけたら始まらないから、これはしませんが、大臣は大丈夫だとおっしゃる、だけれども、私はこれは空手形に終わる、こういうふうに見えているわけですよ。だから、もしも空手形に終わったとき、大臣の責任において迷惑はかけません、後始末やりますというところまでおっしゃっていただきたい、もしそうおっしゃるんだら。

○國務大臣(鈴木幸幸君) 当然政府の責任で交渉するわけでございますから、政府としてはその措置につきましては十分誠意ある措置を講じてまい

る所存でございます。

○小笠原貞子君 私は、地元のいろいろな新聞を読んだりまた情報を聞いたりしていますけれども、この点が一番空手形に終わってしまうということが不安な問題になっているわけなんです。釧路の漁民は四月七日、海を返せと韓国船に海上デモで行っているわけですよ。この海域は日本漁船もトロールが禁止されていると、日本語と朝鮮語で呼びかけてサイレン鳴らして退去を迫っているというふうな、そういう一生懸命にやっているわけですよ。適用除外から韓国を外すことが、西日本の漁民に与える影響が大きくて困難だといふふうに大臣は御心配になってのことだと思えますけれども、それならば、せめて漁業水域二百海里の管轄権の行使の一つとして、農林大臣の責任で日本の漁業者の漁業規制等を守らせるような規定を、許可の適用除外した外国人にも及ぶものとしてこの漁業水域法案に明記するというのが必要なのではないかというふうに考えるわけなんですけれども、その辺どうでしょうか。

○國務大臣(鈴木幸幸君) その点は、先ほど来御説明申し上げておりますように対処する方針でございます。日韓漁業協定の第四條第一項に「漁業に関する水域の外側における取締り(停船及び臨検を含む。)及び裁判管轄権は、漁船の属する締約国のみが行ない、及び行使する。」と、こう

日韓漁業協定第四條第一項にあるわけでございます。これは、この日韓漁業協定で定められた水域の外側における公海上の取り締まりあるいは裁判管轄権は、漁船の属する締約国のみが行い得ると、こういう日韓の漁業協定があるわけでございます。この協定は両国を縛っておるわけでございます。わが国もこの協定は誠意をもって守っていかねばならない、こういう立場に置かれております。私もこれを踏まえまして、そこでこの水域法等が成立をいたしました場合におきましては、別途日韓の間で漁業協定を取り結んで、そしてこの水域法の趣旨、目的というものを達成をしていくと、こういう立場をとらざるを得ないし、とてまいる考えでございます。

○小笠原貞子君 私たちもいろいろ考えまして、西にも東にも日本全部によくするのはどういふふうにしたらいかと、大変むずかしい問題でした。それも考えまして、それからまた、この水域法というのが、いま当面ソビエトばかりに目が向いて、そして大きな抜け穴として適用除外ということで韓国なんかこのままやられたら大変なことになるといふような点から考えまして、やっぱりこの水域法の中で、いま大臣がおっしゃったような問題がきちんと整備される必要があるのではないかと。政府間協定でやりますということではなくて、やはりこの水域法の中にそれが生かされるようなことの整備がされなければならぬんじゃないかと、そういうようなわけで私たちが考えて修正を考えたんですけれども、この十四条の中で五条から十一條までとなっているのを、五条の禁止海域というのはこれはどうしても外してもらうては困ると、だから、この五条まで含めて適用除外というのではなくて、これを七条から十二條までにすべきではないかということですね、一つの点は。

それからもう一つは、ここに新たに、いま大臣がおっしゃった御趣旨をこの法の中にも生かすと、そして、政府間協定を行われるためにもこの法律が大きな後ろ盾となるというようにするためにも、

新しく新設をして第六条というのを入れて、「漁法等の制限」ということを入れたいと思うんです。これは、「外国人は、漁業水域のうち水産資源の保護及び我が国における漁業規制等の実情を考慮して漁法又は漁業期間を制限する海域として農林大臣が定める海域においては、農林大臣が定める漁法により、又は農林大臣が定める操業期間内は、漁業又は水産動植物の採捕を行ってはならない。ただし、その水産動植物の採捕が前条第一項ただし書の農林省令で定める軽易なものであるときは、この限りでない。」というふうな文章にして、修正をいま衆議院の方で出したいというふうな考えでいるわけですが、やっぱりもう本当にどういふようでも、政府間協定を結ばれる場合にも、交渉なさる場合にも、これできちんとういふふうにならねばならぬというふうな後ろ盾がなければ、相手のある政府間交渉でいう、幾らこつちが誠実にやってももらえぬと思うなうて言っても、きちんとして法的な根拠がなければ私はやっぱりやりにくいんじゃないかと思うんです。そういう意味で、十四条の五条から十一條までのところを七条からというふうな一歩上げましたように修正すれば、そうすると、もうあつちもこつちも立つし、心配もないし一番いいんだと思うんですけれども、いかがでございますか。

○政府委員(岡安誠君) いま先生の五条及び六条についての修正の御意見を伺ったわけでございますけれども、私も、先ほど大臣から申し上げましたように、非常に国際関係というものは複雑であると同時に、非常に流動的であるわけでございます。現在の日韓漁業協定の条文がこうなっているということは大臣から申し上げたわけでございますけれども、私も、私どもが今後直ちにまた交渉しようとする日韓間の協定内容によりましては、この条文の適用等について、どうしたら一番合うかということはきわめて流動的である。私も、この十四条で五条から十一條までと書いてございましては、実質的な制約規定をすべて挙げてあるという

ことで、それをどうするかということ、それはそれぞれ本条の規定について、どこの国の人にとこの海域をいうことをそれぞれ吟味をして適用をいたすつもりでございます。で、前々から大臣から御説明申し上げましたとおり、五条につきましては、私も、私も適用除外の方針ではないというのを申し上げたわけでございます。で、これを適用する方向で私も日韓その他と協定を結び、運用をいたしたいというわけなんです。で、協定の内容いかにによりましては、むしろ五条を形式的に外しておいた方が、新しい協定の方で受けられるという場合もあるかもしれない、私もはひとつこの法律の運用につきましては、流動的な国際情勢、流動的な国際関係等を意識いたしまして、適切に運用をいたしたいというふうな思っているわけでございます。

六条の制限につきましても、おっしゃるとおり、外国人すべてにつきまして、一律に制限その他を付するということを六条でお書きになりたいというふうな御意見でございますけれども、これはやはりむしろ許可条件といたしまして、その都度その都度条件を付したり減らしたりということの方が実情に合った運用ができるというふうなことも考えるわけでございます。制限等につきましては、相互主義という問題もございまして、しかし、絶対に許してはならない点につきましては、これは共通的に条件を付すということも可能であるわけでございます。で、私も、私もいたしましては、やはり漁業の関係はきわめて流動的であるということ、きわめてその流動的な上に立つて適切な相互主義という考え方も入れまして運用したいというところ等を考えまして、このような条項でひとつ運用をいたしたいというふうな思っておるわけでございます。

○小笠原貞子君 この問題ばかりやっているとき間がなくなっちゃいますので、どっちが効果的であったかというのは、後の結果を見て、またそのときに一つの問題としてお伺いしたいと思います。

次に、補償関係の問題なんですけれども、底びき網漁業者なんかは正しい解決をするためには国内体制づくりも重要だと、だからつらいけれども、政府の休漁要請を了承しようということで、了承してしまっているわけなんですけれども、この了承するという中でやっぱり一つ大きな問題なのは、補償問題なんです。で、行っているいろいろ聞いてみると、水産庁は四月初めに各地に係官を派遣された、そして国の都合で休漁というふうな事態になつていんだから金を惜しむものではないと、一般融資などにこだわらないで政治的にも政策的にも問題を解決しようとしている、なかなかいい姿勢なんです。そういうふうなみんな漁民の方にお話をしていると、つまり補償に結びついて大丈夫なんだと、協力してくれただけらというふうにおっしゃっているんだけれども、二十六日、緊急融資を決定されていらっしゃるわけだけれども、これは融資だけで決着つくもんじゃないと、補償という問題とからめて、つなぎ融資だけというんじゃないかと、補償というものの結みでどうなっているんだというところが問題になっているわけなんです。その辺についての漁民の心配に對してどうお答えになるか、伺わせていただきます。

○國務大臣(鈴木善幸君) 関係漁民に大変な不安と困窮を与えておるということに對して、私も大変申しわけがないことだと考えております。

そこで、この救済措置につきましては、私としては最善の措置を講じてまいりたい、このように考えておりますが、当面四月中の休漁に伴うところの措置といたしまして、百五十億、金利三%というものをつなぎ融資として出すことにいたしました。これを今月中に末端に全部届くように急いでやっておるところでございます。その際におきまして、船主だけでなく、乗組員の諸君、そういう方々にも固定給なり、あるいはその他の歩合等もございましょう。そういうことに見合つて、船主だけのそれが支払い、その他に充てられるのじゃないに、一番大事な乗組員の方々の生

活を守るためにも、十分それが行き渡るようにという指示をいたしまして、いまやっておるところでございます。

なお、関連企業の関係がございます。この点につきましては、財政当局とも話し合いがございまして、水産加工業者に対する緊急融資、これを融資の枠を三十億、そしてこれも追っかけて、できるだけ早く措置してまいりたいと考えてございす。その他の関連企業等につきましては、まだその影響の度合い等の把握に努めておりますので、これらにつきましても措置をしてまいりたいと考えてございます。

これはあくまで四月中の休漁に伴う損害と申しますが、措置でございまして、今後日ソ漁業協定が結論が出て、そしてクオータ等も決まってきた減船等の余儀なきに至った場合、そういう最終的な決着がついた時点で本格的な救済措置を講ずる考えでございす。したがって、この融資は、その救済措置を講じます場合にこれの中へ吸収をされて、本格的な救済措置の中で取り上げていくと、こういう方針でございす。

○小笠原貞子君 直接漁業者でなくて関連加工——関連というものが非常に多いんですね。私もこの間訪ソして、ほんとにもう発言しながら頭に浮かんだのは、加工業者というのが非常に困っているということなんですね。特に加工業者の前処理なんかというものは、ほとんどがお母さんたちですよ。その人たちが、だからこの日ソ交渉の結果、漁業者だけではなくて、とにかく主婦、そしてその不安を持っている中で、子供がもういま深刻になつていくという点を私はソビエトも考えてほしいというのを発言したわけなんですけれども、大臣も重々御承知だと思ひますけれども、やっぱり北海道で、また言ひますけれども企業数で千九百でしよう、従業員数で加工業は四万超えているわけですね。道庁で四月十七日現在調べてきたんですけれども、八百三十四工場が操業中止あるいは操短に追い込まれて、解雇、離職者は三千百人、自宅待機は一万数千人というのが道庁の調べ

でも出ているわけなんです。さらに漁網とか運送、製かん、塗料、燃料というように関係業者と二、三月だけでその損失は五百億を超えるものと試算されているわけですね。そうしますと、いま直接の加工業者、前処理とか冷凍とか、そういうものはもちろん対象になると、しかし、そのほかのいふ言つたような製かんとか運搬とかそういういわゆる関連業者というものが対象にして、そして調査なすつた結果で、これも対象にしていろいろ融資だとか損害補償だとかいろいろの考えているのかというふうなことを考えています。

もう時間がないので続けてお伺ひいたしますけれども、水産加工業などでは雇用調整給付金制度の対象業種に何としましてはいいというものが具体的に要請として出ているわけなんですけれども、これについてどういふふうにお考えになつていらっしゃるのか。それから、さしあたって、働いている人たちに對して給与相当分の補償というものを何とか措置していただきたいというふうにお伺ひするわけですが、その点について具体的に何かお考えを伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木善幸君) 加工業者だけじゃなしに、関連産業関係につきましてもその休漁等に伴う影響の度合い、そういうものを十分調査、把握をいたしまして、これも対処してまいりたいと考えてございます。

なお、加工業者の従業員等に対する問題も適用されるように措置していく方針でございす。○和田春生君 近く農林大臣また日ソ漁業交渉のために向こうに渡られるわけで、その前にこういうふうな遅くまでの審議に御努力いただいてまことに御苦勞さんであります。

実は、この領海十二海里並びに漁業水域二百海里ということについて私たちは基本的に賛成の立場に立っているわけですが、法案を検討してまいりますと、かなり重要な問題点が含まれているように思ひます。とりわけ領海法にそういう問題が絡んでいるわけですが、先ほど来の同僚委員の御質問とかかわりのある問題で、領海法と漁業水域法に両方にまたがっている二、三の問題についてお伺ひしたいと思ひます。

これは、まず最初に外務省の方に伺ひをしたと思うんですが、領海法の附則の第二項で、宗谷、津軽、対馬海峡の東、同じく西、大隅、この五海峡を特定海域としております。この線引きをやりますが、この特定海域として政令で線引きをされた海域内の領海三海里部分を除く部分は、海面はこれは公海である、こういう考え方で外国にも臨む、そういうことでございすか。

○説明員(井口武夫君) お答え申し上げます。

和田先生の言われるとおり公海でございす。○和田春生君 そういたしますと、今度は漁業水域法の方に戻るわけでございす。漁業水域法によりまして外国人の操業を禁止する、この問題について非常に議論をされていることは、農林大臣初め水産庁の皆さんも御承知のとおり、国際海峡として——一応国際海峡という言葉は使っておられません、特定海域として公海部分として残されたところと外国漁船が操業に入ってくるという形になると非常に困るんだと、こういうことが言われております。特に南の方に行くと、北から締め出された漁船が対馬海峡の東水道、西水道あるいは大隅海峡の近辺にやっておりますと、この辺はイワンであるとかアジであるとかサバの好漁場であると、非常にトラブルが起こつて困るんだはないかと、こういう意見があるわけなんです。これに對して現地における事情聴取においての政府側の説明また本院のこの委員会におきまして農林大臣の御答弁におきまして、それは漁業水域法の五条によって排除するから心配は要らないんだと、こういうふうにおっしゃっているわけ

ですけれども、そういうふうな確認してよろしゅうございすか。

○國務大臣(鈴木善幸君) そのとおりでございす。

○和田春生君 そうすると、この五条を読みますと、こういうふうな法律はなっているわけですが、「外国人は、漁業水域のうち次に掲げる海域においては、」こういうふうな明記をされて、その五条の前文を受けて第一号で「領海法附則第二項に規定する特定海域である海域」と、こういうふうな決められていくわけですね。そして本日配付されました「漁業水域に関する暫定措置法案政令規定見込事項」というのによりますと、「第三条第三項の政令で定める海域」というのは、その前に戻りまして第三条第三項では漁業水域の定義が、除く、と、こうなっている。その漁業水域から政令で定める海域を除くわけですから、漁業水域から除く政令で定める海域というものは、日本海西部、東海、黄海及び東海に隣接する太平洋南西部の一部の海域とする見込み。」と、こうなっている。これは見込みでございす。もしこれが閣議で決定をされて政令という形になります。そういたしますと、対馬海峡の周辺、大隅海峡、この付近は漁業水域から除外されることになりすね、間違ひございせんか。これは政府委員で結構でございす。

○政府委員(岡安誠君) 御質問に直にお答えをすればそのとおりでございす。さらに先にお答えした方がいと思ひますけれども、そうなりますと、先ほどお答えいたしましたように、五条の漁業水域の適用にならないわけでございます。そこで、私どもこの五条によりまして、いま御質問の対馬海峡の東水道、西水道並びに大隅海峡につきましても、五条の規定によりまして外国人操業を排除するためには、対馬海峡の東水道、西水道それから大隅海峡にかかる特定海域については適用除外の海域からまた外すと、逆に適用すると、その部分は、そうすることによりまして第五

条の運用ができるということも考えておるわけ
ございまして、その辺は私も実態によって運用
をいたしたいというふうに申し上げました。ま
た、海域等につきましては、その「見込事項」で
は大ざっぱに書いてございすけれども、必要に
応じて漁業水域部分を残しまして、その漁業水域
につきましては五条によって外国人漁業を禁止を
するということも考えられるわけでございます。

○和田春生君 これは法律や政令の運用に對し
て、そんなに恣意的なことが許されていいん
で、結局法律では、いま私が指摘いたしま
したように、漁業水域というのを第三条第三項で
決めておるわけですか。これはずっと線引きを決
めておるわけですか。そしてその中で、しかし政令で
定める海域を除くんだという、その「政令で定め
る海域」という中に、いま先ほど申し上げました
ように、日本海の西部や、黄海、東海、これは除
くわけだ。これは漁業水域じゃないんです。それ
でさっき外務省にばくは確認したわけだ。特定海
域というのは何だと言ったら公海だと、間違ひは
ないと答弁している。公海なんですよ。それは日
本の主権が及ばない範囲として特定海域は残して
あるということになっておるわけだ。そして漁業
水域は適用してない。適用してなければ、それは
明らかに公海部分であって、法的にも實際的にも
日本の主権の及ぶ範囲ではないですね。そこで、
今度は外国人漁業をその適用をまた外すと。一
体、それに対して相手が従わないうとき、
従わなければならぬという法的根拠はどこにある
んですか。これは責任持って答えてもらいたい
と思ひます。

○政府委員(岡安誠君) いま公海ということを外
務省からお答えいただきましたけれども、確かに
公海でございます。津軽海峡をお考えいただけば
いいと思ひます。津軽海峡は、津軽海峡は
まず適用除外する海域に入っておりませんから
漁業水域になるわけでございます。で、領海法の
上では津軽海峡に関する特定海域は公海部分とし
て残る、しかしその公海部分は漁業水域としての

制約が課せられて、第五条によりましてその特
定海域のうち三海里を超え十二海里までのところ
につきましては、五条一号によりまして外国人漁
業の禁止がなされるということになるわけござ
います。そこで対馬海峡の東、西、大隅海峡につ
きましては公海部分には違ひございせんけれど
も、漁業水域といたしまして五条を働かせる余地
は十分あり得るというわけでございます。

○和田春生君 それはおかしいですよ。津軽海峡
はその三条の三項によって漁業水域に指定するわ
けだから、当然津軽海峡については五条による
「漁業水域のうち次に掲げる」という形で特定海域
というものは外国人の操業を禁止するという対象
になる。しかし、予定されているこの「政令規定
見込事項」によれば、ともかく日本海の西半分か
ら、漁業水域を決めないわけでしょう。これは
もう農林大臣にも驚かして聞いておいただいた
いんですけれども、決めないわけでしょう。漁業水
域を決めなければ、特定海域として領海の範囲か
ら外したら公海部分じゃありませんか、それは。
その公海部分に、外国人は出ていけということを
日本の政府がどうして決めつけることができるん
ですか。外国人はそれに従わなければならぬとい
う義務はどこにあるんですか。日本の法律に基
いて漁業水域として指定してあるから、その漁業
水域と指定してある中ではかゝる魚をとって
てもいいけれども特定海域はだめですよと、じゃ
その日本の漁業水域法を尊重する限りそうなる。
ところが、漁業水域の指定から海域を外しちゃっ
ているのだから、これは完全にかゝる留保条件
もない公海として領海法によつては残るわけ
でしょう。締め出せるわけがないじゃないですか。
言うことを聞かぬと言ってきたら、何を根拠にし
てそれに対抗できるんですか。

○政府委員(岡安誠君) ちょっと少し整理して申
上げますけれども、まず公海であるか公海でな
いかということとは直接関係ないことというふう
にお考えいただいて、と申しますのは、私どもの考

え、これは外務省も一緒でございますけれども、
漁業水域というものはそういう意味では公海であ
る、漁業水域の設定された海域もこれは公海
であるというふうには私どもは考えているわけ
です。そういう意味合いで、特定海域の領海以外の部
分につきましてこれは公海部分が残るという意味
の公海であることには間違ひないわけございま
す。したがって、公海であるかないかということ
は一応おきまして、問題は、私どももう一回い
ますけれども、日本国の沿岸周辺につきましては
二百海里の漁業水域を引くと、これはもう第三
条に書いてあるわけですか。そのうち特定の海域につ
きましてはこれを除外するというふうに書いて
あるわけですね。その特定をする海域につきま
してどこからどこまでと、こういうふうに書き得る
わけでございますね、まず。それは漁業水域では
なくなる。したがって、漁業水域でなくなるとい
う点につきましては、五条が働かないのは当然の
ことでございす。その場合に、全部対馬に関す
る特定海域部分も大隅海峡に関する特定海域部分
もすべて漁業水域から外してしまえば、おっしゃ
る通りこれは第五条の適用対象になりませんか
ら、われわれの法律を及ぼすわけにまいりませ
んか、というところで漁業水域を残せば、五条の適用
があるということをおし上げておるわけですか。

○和田春生君 公海であることはわかつてい
るんですよ。公海のところは漁業水域が公海から、津
軽海峡の場合の特定海域については外国人の操
業を禁止するというのが効いてくるわけでは
しょう。ところが、政令で漁業水域から外しちゃ
うんですよ。全部外しちゃって特定水域につ
いては漁業水域が効くんですよ。これは、牽強附会も
なはだしいです。それはもう法律をねじ曲げてま
ことに恣意的にそれは適用するということになる
んですよ。もし水産庁の説明がそのとおりである
とするなら、この法律は書き直さなければ、第三
条の第三項のところの、この法案でいけば三ペー

ジの初めだけでも、「中間線(我が国と外国と
の間で合意した中間線に代わる線があるときは、
その線)とする。」までの海域、——これは農林
大臣よく聞いておいていただきたいと思ひます
が、括弧内の「(領海及び政令で定める海域を除
く。)」となつておるのを、「及び政令で定める
海域」は削除せよ、いかに。この括弧で「(領海
を除く。)」と、こうしておかぬ、第三
条の三項で。そして、第十四条において、この
ところの、「第五条から第十一号まで」と、こ
うなっているけれども、「第五条(第一号を除く)
から第十一号までの規定については、政令で、当
該規定ごとく外国人及び海域を指定して適用し
ないこととする」と。

つまり、この原案であれば二段落ちになつて
いる。海域をつくり外しておいて、そしてさらに
また海域と外国人となつておる。これは全く法律
の立法措置としてもおかしいんです、これは。だ
から、海域は除かないで、全部一応二百海里
の中に入るんだと、しかしそれはいま申し上げ
したこの十四条の規定によって外国人に対して適
用すると、こういうものについて海域を指定して
適用しないことにするから、たとえばそれが韓
国、中国に対して適用しないことにするのがい
か悪いかについてはいろいろ議論があるように
す。仮に、それをやろうと、相互主義でいこう
と、韓国も二百海里やっております。中国も二
百海里やっております。で、漁業条約がある、漁
業協定がある。したがって、これは除こうと思
えば十四条によって、それは韓国あるいは中国人
を外すか、あるいはその海域を指定して、この部
分については一応二百海里なんだけれども、こ
ちらに対しては適用しないというふうな十四条で
外せるわけですか。そして、国際海峡というふう
に恐らく政府は考えたんだらうけれども、この特定
海域については外国人は全部びつと締め出せるわ
けですから、議論の余地がない。これは公海部分
として残っているんだけれども、領海十二海里に
準じまして漁業については外国人の操業は対馬海

れを直したって何の差し支えもないわけで、十四条がある限り、これが外国人だけなら別でなければ、適用しないこととすることができると書いてあるわけでありまして、この運用で非常にいいわけですが、それを三つの事項が入ってきたために、外しておいてまた呼び戻すというふうなめんどろなことをする。

私は、これは非常に立法のやり方としてはまずい立法である。特に対外関係においては、はなはだどろな方式でぐあいが悪いと思うわけですよ。これは所管大臣の農林大臣に押しやるわけですから、外務省の委員は答弁はしにくいと思うけれども、大変まずいことではなかったか。こんなことにするぐらいなら、むしろ対外関係を見れば私は領海は三海里にしておいて、日本の十二海里については排他的漁業専管水域とすべきであつたと思う、こういうめんどろなことをするぐらいなら、魚だけが対象ならそれでいいわけなんです。排他的漁業専管水域にしてしまつて、日本の十二海里は全部やる。そのほか二百里の漁業水域があつていいわけですから、十二海里については排他的な漁業専管水域で外国人の操業は一切認めません、二百里の水域を求めて運用をしていく領海は三海里のまゝと、国際会議の決定を待つというところにした方がもっとわかりがいいし、日本の態度も私はすっきりしたのではないかと、そういうところに私は非常に問題があると思うんです。

きょうは質疑で時間も限定されておりますから問題を提起をいたしておきまして、私はこの問題については与党の側にも十分御相談いたしたい、政府としてむずかしければ、場合によれば国会におきまして与野党一致で修正をするのが妥当である、この考え方を申し上げておきたいと思う。農林大臣の御説明はそれなりとして私はわかつていてるわけですが、そのとおりならば変えなさいと、こういう意見が残るわけでありまして、これは留保しておきたいと思ひます。

さて、これで領海の方に質問を移したいと思うわけですが、領海で一番大きな問題になるのは、やはり国際海峡だ。国際海峡の関連があるものから、五つの特定海域を定めたとするのは、恐らく——これは恐らくはなくて、提案趣旨の説明理由の中にも書いてありますように、国際海峡というものを五つの特定海域を設定したというものは間違ひがない、これは政府からの説明の中に印刷物の中に入っているわけですね。

そこで、これはまず最初に外務省の方にお伺いをしたいと思います。国連の海洋法会議においてまだ結論が出ておりませんけれども、私どもの承知している範囲では、領海に關しましては、通過通航の方法についてのお議論の余地は残されておりますが、非公式の単一交渉案改訂版におきまして、領海並びに国際海峡ということについては、通過通航の方法についての議論は若干残っているけれども、ほぼ全体的な合意はできている、あるいはできつつあると、こういうふうな理解してよろしうございませうか。

○説明員(井口武夫君) ただいまの御指摘の問題に關しましては、領海の十二海里及びその中における無害通航というものに關しましては、確かに新しい条約でもほとんど確定しておりますけれども、海峡につきましては、実は国際海峡の定義そのものもまだ最終的には固まつていない面がございます。それから、通過通航制度に關しましては、これは一般領海の無害航行よりも自由であるという形で、いわば領海の無害航行と、それから従来の公海の自由航行の間の中間的な形のレンジムができ上がる形成過程にありまして、その限りでは無害航行より自由な通過通航を確立するということに收斂しつつありますが、ただ、沿岸国の実権に關しまして、特に汚染防止との關係におきましてまだ最終的な意見の調整が出てない点がございまして、やはり大型タンカーの問題なんかとの関連におきまして、沿岸国が一般的に

形により規制権を強化したいという点がございまして、さらにこの国際航行のための航路帯の設定に關する国際機関の権限という点でも最終的な詰めが残されているというのが現状でございます。

○和田壽生君 で、そういうこともあつてであらうと思いますが、領海法案の政府から提出された説明理由によると、こういう特定海域を五つ設定をした。「これは、国際航行に使用されるいわゆる「国際海峡」の通航制度につきましては、国連海洋法會議において、一般の領海に比し、より自由な通航を認める方向で審議が進められており、その後が大事なんですが、「我が国としては、総合的の利益からみて、この問題がこのような方向で国際的に解決されるのを待つことが望ましい」と等にかんがみ、当分の間、いわゆる国際海峡のような水域につきましては、領海の範囲を現状どおりとすることにいたしましたものであります。」と、こういうふうな書いてありますが、特定海域をいわば国際海峡のような水域と国際海峡の通航制度と、それが政府の意図であるというところは、そういうふうに確認してよろしうございませうか。これは大臣。

○國務大臣(鈴木善幸君) そのとおりでございます。○和田壽生君 そういたしますと、この資料にも出ておりますが、私どもの承知している範囲内では大体六十九、資料からではこの国際海峡に該当するであろうと思われる水域が出ておりますが、この場合、国連の海洋法會議において言われている国際海峡というもののについては、公海と公海、または公海と経済水域の一部、あるいは経済水域の一部と他の部分と、そういうものを結ぶ海峡で国際的な通航の用に供されるということでは、大体は固まつているというふうな受け取つてよろしうございませうか。

○説明員(井口武夫君) お答え申し上げます。国際海峡の定義に關しましては、原則としては公海と公海を結ぶ水路、そして国際航行に使用さ

れる海峡ということで、原則はそういうことになつておりまして、したがって、公海と第三国の領海を結ぶ海峡というふうな形ではないわけでありまして、しかしながら、まだ若干この定義についても議論が残つておりまして、国際海峡の定義そのものが最終的にまだ確立したというわけではございませんで、今回の五海峡、いわゆる国際海峡と指定した場合の基準といたしましては、これは公海と公海をつなぐのみならず、重要な国際交通上の地位に於いて、地理的にもそういう国際交通を制約するようないふことがありまして、たとえ日本海と東海を結ぶとか、太平洋と日本海を結ぶとか、そういう大きな海洋をつなぐようなルートということ、やはり外国船舶の通航が多くて第三国ルートという観点から重要であるということも考慮したわけでございます。海洋法會議の定義ではそういう形の詳細な規定ではないわけでございます。

○和田壽生君 われわれも実はそういうふうな理解しておりますから、その点は政府側も私どもの理解と一致しておるわけですから、その一致した上に立つて御質問したいと思ひますが、なお議論は若干残つているとは言え、国際海峡というものの輪郭はほぼわかつてはいるわけでありまして、その中で五つだけを選んだわけですね、日本政府は。

さて、そうなりますと、まだ国連の海洋法會議で最終結論は出ていないが国際海峡についてはそういうふうな方向で話が進んでいるという中で、わが国が積極的なイニシアチブをとらない方がよい、そしてその結論を待つというところなんですね。ところが、この五つを選んだためにそれ以外のところについては全部現行の領海条約が適用されることになつてしまふわけですね。それはそういうふうな確認してよろしうございませうか。

○政府委員(岡安誠君) そのとおりでございます。

○和田壽生君 そうですね。そうしますと、日本も加入をして現在効力を持つてはいる領海条約によ

れば、領海の幅は規定しておりませんけれども、領海については無害通航なんです。先ほど言ったようなより自由な妨げられる通過通航、つまりトランジット・パッセージ、これがウイ・ジャル・ノット・ビー・インビデッドと書いてありますけれども、それよりもっと非常に厳しい無害通航という形で現行の領海条約はでき上がっているわけです。五つを除く他の部分については、それがもたらふてくるわけです。そうすると、領海の上には領空というものがあつたわけです。そして中国の沿岸から太平洋に抜けるというところは、御承知のとおり吐噶喇列島あるいは奄美群島、沖縄群島というふうなずっと東海と太平洋を遮断する形で日本の島がそこにいて、この間、そこには、さういふところで見えてきますと、これはしつちゅう通つていないかもしらぬけれども、太平洋から中国の沿岸に入っていく、あるいは中国の沿岸ないしは東海、黄海から太平洋側に出ていく船舶並びに航空機、こういうものを考えた場合に、たとえば沖縄本島と与論島の間に、与論島と沖永良部島の間に、沖永良部と徳之島の間に、徳之島と大島の間に、こういうものがあります。吐噶喇列島に行けば、南から言つてくれば諏訪瀬水道、中之島水道、あるいは口之島水道、吐噶喇海峡、こういうものについては幅員も十海里以上、場合によれば二十海里以上あるわけですから、これはその上空を航空機が飛んでも従来の領海三海里であれば日本の領空侵犯にならなかった。ところが、今後はそこから出る分については、もうこの図面で見ればわかりますが、大隅海峡を日本が特定海域としてあげたところの海峡で、あるいは津軽海峡でもこういうふうな非常に複雑な妙な線引きをしておりますが、これはいままいますまい。まことに芋虫がはつたような妙なやつになつておるんですけれども、このところを通る以外にはだめだということになる、領空侵犯ということになりますね。それを確認しておきたいと思ひます。

○説明員(鈴木登君) お答え申し上げます。

実は先生もすでに御存じのとおり、民間航空につきましても航空協定等によってお互いに承認を合つておりますので、その点につきましてはほとんど問題がないと思ひます。それから軍用機につきましては、これは防衛庁の方が御出席ですので、防衛庁の方から……。

○和田善生君 後から聞きます、それは。もちろん、民間航空機については、お互いに協定すればそれぞれの領海の上は飛べるわけで、それでなければ成り立たぬわけですね。しかし、軍用機があるいは国籍不明機か、わけのわからぬものが飛んで行けば、これはもう領空侵犯という形になるわけで、領海の上には領空というものが必ずくついているわけです。ですから、通過通航というのは艦船だけじゃなくて、航空機並びに艦船なんです、これは。それはもう自明の理なんです。

そこで私が問題にしているのは、事実上南はもう大隅海峡までという形で五つに限定したということによつて、いまもう吐噶喇列島あるいは奄美、沖縄では、沖縄群島と先島群島との間にはあいてるものの、事実上太平洋と東海の間には通せん坊、つまり日本の領海、領土というものがそこにかんばつたというふうになるわけです。そこにおいて、現行領海条約があるわけですから、その国際法に対して、その通過通航で無害通航よりもより自由な通航制度を主張しているという日本の基本方針と背馳する態度をとつたことになる、この部分については、無害通航になる。領海条約が生きています。そして特定海域を残さなかつた、ふたしちやつた。だから、より自由な通航を念願をしているからあげたと言ひながら、そういう重要なところについてそれと全く背馳をする。むしろ非常に国際的に見れば厳しい、国連海洋法会議の中でいけば領海については全部無害通航でなければいかぬという最も強硬な主張に、日本の領土の大きな部分においてそれは日本は同調したという形になりますね。これは一体どうですか。井口さん、国連海洋法会議にあなただけいぶん取り組んでこ

れたわけですが、問題になりませんか。

○説明員(井口武夫君) これはあるいは大臣のお答えになる重要な問題かもしれませんが、御指名があつたので申し上げれば、これらの五海峡を特定した理由に關しましては、国際交通上重要なルートという観点から五つに選ばつたということでございます。海洋法会議で最終的にでき上がる国際海峡というものがどういう形にでき上がるか、それによつてまた改めて海峡の問題というのはそこで見直されるわけでありまして、この五海峡以外に今後国際海峡でどういうものが出てくるかというようなことは現在の段階で確定的なことは申し上げられないわけですが、六十九と

いうふうにおっしゃいましたけれども、これは単に公海と公海をつなぐ水路というもので、十二海里の領海で覆われるということでありまして、恐らく外国の船舶等が全く通つてないものもありまして、ほとんど通つてないようなことでありまして、しよし、総合的な判断としてはこの五つを現状凍結ということに決定したわけでございます。

○和田善生君 私の質問に対する答えになつていないわけですが、それではちよつと論点を變えてお伺ひしたいと思ふんですが、国連の海洋法会議、これは大臣に特に後でまとめてお答え願ひたいと思ふんですが、海洋法会議の結論が出ていない。その場合に、国際海峡なるものに対応するわが国の選択としては、幾つかの政策的な選択の方法というものがあつたと思ふんですね。その一つは、全部一律十二海里にして現行領海条約第三章の無害通航を適用する、これは最も強硬な措置を日本が先頭に立つてとつたということでありまして、これは、あることがあつたというだけで、一応外しませう。

第二番目は、一律十二海里にしておいて国際海峡、この規定は公海と公海を結ぶ、あるいは公海と経済水域を結ぶ、経済水域の一部と他を結ぶというふうな海洋法のいま草案の文句を使つていいと思ふんですが、それに相当するもの、六十九と言ひましたけれども、はつきり言ひましてこれは

本土と島の間に水路があるが、その島の外側に同様に便利な通路がある場合にはこれは適用しなくてもいいということになってますから、これ六十九全部というようなことは言ひません。しかし、そういうようなところについては、すべて外国の航空機、艦船が通過する可能性があるというところについては自由通航、あるいは自分の間從來どおりの通航を認めると、国際的合意ができるまでは從來どおりの通航を認めていく、つまり新たに領海がたつた部分については、そういう方法だつてあるわけですね、これは。五つに特定せずに、全部それに該当するところについては領海だけれども通過通航、つまりただ通り過ぎるというだけについては、国際的合意ができるまで從來どおりの通航を認めるという選択がある。

それからもう一つは、国際海峡に該当すると思われるものについては全部特定海域に指定するという選択の方法がある。五つじゃなくて、いま私の指摘したような領空侵犯とか無害通航ということとを避けるためには、そういう方法があるんですね。大体、私が海の関係の知識で拾つてみますと、多少議論があるけれども、あと二十四、五拾えは大体その問題がなくなるんです。つまり東海、黄海と太平洋とを行つたり来たりするとかいうようなところを、しかも、幅も大体十海里程度、三海里、三海里、領海との間に三海里ぐらゐは残るというところを拾つていきますと、それは大体三十ぐらゐ指定すればどこからも文句は言われなかつた、トラブルを起こさないということもできるわけですね。それを全部特定海域にひとつ指定するという行き方もある。それはそんなに困難なやり方ではない。

そして、最後に出てくるものが、政府案のように、日本が恣意的に日本としての独自の判断で五つだけを国際海峡に相当するものとして領海三海里で凍結をしておいて、自余の分については全部十二海里でふたをしてしまつて無害通航を全部適用するという選択の方法がある。こういう幾つかの政策的な決め方があるにもかかわらず、きわめ

て恣意的に、日本が日本の判断で五つだけに限定をして、そして自余の分については十二海里一律、しかもそれは現行領海条約との関連において無害通航をそこには強制的に適用するという立法措置をとった、その積極的理由は何か。そのメリットは何なのか。それによってどういふデメリットが出るのか。その点をお伺いしたい。

○政府委員(岡安誠君) いま先生は非常に整理をされて、いろいろな方法があり得るのではないかと、いろいろのことを申し上げられたので、政府案のメリット、デメリットを申し上げることも一つの方法でございますが、先生お挙げになりました方法についての問題点を申し上げるということでもお答えになるかと思えますけれども、先生がまず最初にお捨てになりましたすべての日本沿岸は、すべて領海は十二海里である、一切特例を設けないで無害通航ということ、これはやはりいろいろ問題がある、これはやはり私もとり得ない点であります。

それから逆に、説明の順序からいって逆に申し上げますと、三番目に先生が挙げられました、政府案よりもより数多くの海峡について特定海域として指定したらどうかという御提案がございまして、これは、いわば境界の話でございまして、政府案の考え方のもとに立って五がいいのか、十がいいのか、二十がいいのかという話になるわけでございます。私も、この特定海域を指定する場合、海上保安庁にお願いをいたしまして、現状の外国船の航行の頻度を調査をお願いをいたしまして、その結果によりまして非常に頻度の多いところ、これを閉じれば――閉じると言いますか、無害通航にすれば問題がある、やはり従来どおり三海里にする必要のあるところ、ほかを特定海域に指定しなくても、いわば領海として無害通航のままにしておいても問題がないところという選択をいたしまして、大体私もいたしましては、五つの海峡について特定海域を設定すれば問題は無いと。先ほど航空機のお話ございましたけれども、航空機につきましても、軍用機は一応

別にいたしまして、民間航空機の場合にはこの五つの海峡について特定海域を設ければ現状としてはほとんど変化がなく問題がないというふうな考え、いわば現状から考えまして、問題のないところを現状のとおり三海里にとめ置くといういわばわが国の選択でございまして、なるべくそういう異例の選択は、必要は満たし、最小限度にとどめるという考え方にいたしましたわけでございます。

最後にいいますか、先生二番目に御提案になりました、国際海峡についてはすべて従来どおり自由航行を認めるといふ御提案でございまして。問題は、国際海峡という定義が先ほど外務省の御説明にございましたとおり、何が国際海峡であるかというところは必ずしも明確ではない。したがって、どの海峡について従来どおり自由航行を認めるかというところにつきましては、やはり選択がなければならぬという点は同じでございますが、二番目に従来どおり自由航行については非常に問題がある、というのは表現をいたしまして、私どもの特定海域という考え方も、必要な海域につきましては領海を三海里にとどめまして、残りは公海部分として残し、したがって公海部分ですから、従来どおりの航行が認められるということにいたしておるわけでございます。違いは、従来どおりの考え方でもって自由通航という新しい概念を導入するといふ点が政府案として違う。この辺はやはりいろいろ御議論ございましてけれども、新しい自由航行という概念をこの際設定することについては、いろいろ問題があるのではなからうかというふうな私どもは考えておるところでございます。

○和田春生君 肝心なところにお答えになつておらぬのですが、その積極的な理由は一体何なのか、五つに非常に恣意的に選んだのは。あなたはいまそれは、いままでの現状において海上保安庁等の話を聞けばそこさういうふうにしてのけておけば問題がないだろうと判断したというのは、日本の判断ですね。しかも、それは日本の恣

意的な選択なんです。しかし、それに外国が必ずしも従わなくてはならぬということはないわけですね。日本が法律で決めたに従わざるを得ないわけです。しかし、これ考えてみて大体中国の沿岸から太平洋に行くという場合に、北米に行く場合、中米に行く場合に、あるいは南方の方にいくという場合に、おむね汕頭からずっと上海から旅大地区へかけてのあの辺の中から、あるいは韓国から、北朝鮮から行くという場合ですね、それは北米に行くときに大隅海峡を政府が指定したように抜けられたいでしょう。しかしそうでない場合に、こういうふうにおりてきて、こう行つてこう行くというのには常識じゃないんですよ。たとえば先ほど言ったような沖繩の本島と与論島の間あるいは沖永良部の島をすりつと突つ切つたて横断なわけですね。航空機だつて、いままでは公海部分だつたから監視してなかっただけのことな

んで、そこを通過してはいないとは限らない。軍用機が通るかも知れない。中国本土から飛び立った軍用機が太平洋に行くというときに、ちゃんとこ

うよけて通つてその大隅海峡のところを通過するか、あるいは沖繩の南の方との先島群島との間に二手に分かれて通るといふことだけではないわけでしょう。見てなかっただけだ、統計に出てないだけなんだ。通つていふことはよくよく知つてい

れますか。

○政府委員(渡邊伊助君) 先生すでによく御承知のとおり、全国二十八カ所にレーダーサイトを設けて見て監視をいたしておるわけでございます。スクランブル体制はA D I Z という防空識別圏がございまして、防空識別圏を通過する際に、航空機を識別して領空侵犯のおそれのある航空機についてのみスクランブルをかけるという形にしております。先生ただいま御議論になりましたこの南西諸島の方面につきましても、航空自衛隊のレーダーサイトのレーダーカバレッジは、すべてこの辺を全部カバーしております。したがって、私どもも見ております。そこで、新たに領空になつたところ、侵犯をされた航空機についてのスクランブルをかけるわけではなくて、かなり遠方のところから見て、そのおそれのあるものについてだけスクランブルをかけるということになっておりますので、今回領海が三海里から十二海里に広がつた程度の距離では、たとえば現在のジェット機は速度等から考えまして、スクランブルの体制にはほとんど影響はないというふうに私どもは考えております。

○和田春生君 それは防空識別圏があることは知つていますよ。領海侵犯のおそれがある、領空侵犯のおそれがある場合にスクランブルをかけるというところになりますね。そうすると、たとえばいままでいけば、徳之島と沖永良部の間は十八海里の幅があるわけですね。両方から三海里でも真ん中に十二海里残つていられるわけですね。それをすりつと突つ切つていくという場合には、領空侵犯にならぬわけでしょう。だから、それは防空識別にかかつておつた方がいいわけだ、そちらの方に進路が向いておれば、今度はそれは領空侵犯ですからね、おまえ帰れといつてやらないかんです。それはやるんです。ただいま御指摘になりました海峡の上空を、方向、速度等を変化せずに行進してきたという場合には、スクランブルをかけます。

○和田春生君 そういたしますと、これは日本の統計にはちゃんと上がっていないし、そこまでは調べていないと思いますけれども、少なくとも西側に東海あり黄海あり太平洋あり、そこにこの図をごらんになってもわかりますように、日本の領空侵犯をせざるに通り抜けようとするれば、大隅海峡の特定海域を行くか、あるいは吐噶喇列島と鹿美群島との間はこういうふうにならなっていますから、それを一たん南下がてきて、北にこういうふうなジグザグで抜けるか、あるいは沖繩の南を迂回するかしれない限り、全部領空侵犯になっちゃう。だから民間航空機で、その協定をしているものが、はっきり識別できるものがあればいいけれども、国籍不明とか、そこでソ連艦隊みたいな南へ来ていますからね、やっています。アメリカが来る、中国がやる、演習をやる、これも全部やっぱりやらなければいかぬことになりますね、無害通航なんですから。それをやっぱやるという決意で閣内でも意思統一をして、航空自衛隊、防衛庁としてはそういうお答えをしているわけですね。断固として領空侵犯としてそういうものを追っ払うのですな。

○政府委員(渡邊伊助君) いま私はっきりした数値を記憶しておりませんが、確かに吐噶喇海峡ですか、ここは通過をしたという実績はございます。ただ非常に多くは沖繩本島と下地島ですか、南方の方でございます。非常に広くあいていて、そこを非常に多く通っております。そこで、たとえばソ連ならソ連の航空機が日本海から太平洋に出るという場合には、対馬海峡を通りまして、ただいま申しました沖繩本島の南の方を迂回して通るといふことにならうかと思ひます。現在のそういう体制が非常に多いでございますし、それからいわば現在の航空機の数等からいまして、この程度の迂回では大した支障はないというふうに考えております。ただ先生おっしゃいましたように、新たに領空になるようなところをもし通らうという姿勢が見えれば、私どもはスクランブルをかけるということにならうかと思ひます。

○和田春生君 いままでは余り問題がなかったから、そういう形で多くはそこを通過しているということなんです。ほかは絶対に通っていないという保証はないわけですね。通っている例もあるのです。艦船の場合もあるのです、実際、それがきちんとして全部監視網を置いてどこかの何かが通ったというところは統計として上がっていないというだけでしょう。大隅海峡のときでも、現地視察に行つて海上保安庁に聞いたところによれば、レーダーで識別するという場合に、それは国籍まで識別できませんから、相当の外国船が通っているであらうというだけであつて、どこかの国籍のどういふ船が何隻通つたという統計は海上保安庁でさえとっていないわけですね、大隅海峡についてさえてね。ましてほかについては、それがわからないわけですね。その部分が全部いまこの図で見たように領海になるわけですね。領海の上は領空がそのまま乗っかるわけですね。そうすると、それはいままでとはやっぱ航空自衛隊としても体制というものは変わつてこぬと筋が通らぬという問題があるわけですね。それを聞いておられるわけですから、それはもう一機や二機ぐらいお目こぼしでいいわというんじや、これは国土防衛の責任は果たせないです。自衛隊があるのはいかぬかどうかという議論はあるけれども、いま税金使つて存在しているわけだから、守るためにあるわけですから、一つか二つぐらいお目こぼしでそれはよからうなというんじや、これは通らないわけですね。びしんとやらにやいかぬわけですね。従来とはそれは違ふのです。従来は三海里だったわけですね。ずっと通れるところが幾つもあつたわけですね。すつと路、方向変えなけりや領空侵犯にならないと、よろしいで済んだわけですね。これからそうはいかないという問題が、しかもこれは非常に戦略的に要衝の列島に起きてくる。それでいいのかと聞いています。いいと言ふのなら、そういう言質とおきたいと思ひますからね。

○政府委員(渡邊伊助君) 先ほど、先生統計がないというふうにおっしゃいましたが、その意味はよくわかりませんが、航空自衛隊がスクランブルをかける場合に、領空を通過する航空機全部にかけるわけじゃございません。私も航空自衛隊のレーダーサイトに運輸省の航空局、あるいは航空管制本部の方からフライトプランが全部入つてまいります。それでインプットされておりますので、瞬間的に照合できるわけでございます。そういうフライトプランのインプットされていないものについて、いわば私もアンノーンと称しておりますけれども、アンノーンの航空機についてのみスクランブルをかけるという体制をとっておりますので、それはどなたもはだしい状態の変化というものはないのではないかとさういふふうに考えております。

○委員(橋直治君) 時間が参りましたから、和田さん、もう一問をお願いいたします。

○和田春生君 時間が来ましたので、きょうの質問はこれで終わりますけれども、ないだらうというだけのことなんで、そういうところは絶対に通らない、日本がこういうふうな決意をすれば間違ひなく指定水域を通るんだということは、こつちがさう思つていておられるわけであつて、相手も思つておられるかどうかはわかりません。現に日ソ漁業条約でも鈴木農林大臣が大変苦汁をなめられておられるのは、こう思つておられるだらうといつたらまるきり違つた手に出てくるわけですから、やっぱさういふことを予想に入れてやるというのが国際的な対策だと思ふんです。その点を質問しているわけですね、きょうのところは私の割り当ての時間も来まして、お疲れのようでございますから、あとは次回にひとつ伺いをしたいと思います、こう思ひます。

○青井政美君 大変時間経過いたしましたので、関係の方々もお疲れだと思ひますので、私も簡単にしましてお尋ねをいたしたいと思ふのでございます。

御承知のように、韓国や中国等は二百海里というものの漁業水域を設定をいたしております。

また、わが国との関係においては漁業協定が結ばれて、安定した漁業関係が維持されておるのでございまして、これらに對しましては、今後この法案が通つたときに特別な措置をせられる用意があるのかどうか、お伺いいたします。

○政府委員(岡安誠君) 現在中国、韓国との間にございましては、日中漁業協定と、それから日韓漁業協定がございまして、両国間の漁業関係は非常に円滑にいつているわけでございます。また両国とも、現在において二百海里漁業専管水域というものを設定しておらないという状態でございますので、私どもといたしましては、この法律施行のときには第三條の第三項によりまして、「政令で定める海域」ということによりまして、日本海の西部、先ほどちよつと申し上げましたけれども、対馬の周辺を除くと、それから東海、黄海、太平洋の南西部、そのうち大隅海峡等を除くというような措置によりまして漁業水域から外していくというところ、それから十四條によりまして、個々の条文に当たりまして、韓国人、中国人の漁船につきましては、それぞれの本案によりまして必要に応じて適用除外をいたしたいというふうに思つております。

○青井政美君 日ソ間の損害賠償請求処理委員会の現状の活動を説明いただきました。

○政府委員(岡安誠君) 日ソの損害賠償請求処理委員会、これは一昨年の十月に日ソの漁業協定が発効しまして昨年の三月に発効いたしましたわけでございます。その発効以前といひますか、協定発効以前二カ年間に起こりましたいろいろなトラブルを一括して請求の対象にいたしておりますので、七百件を超える請求がございまして、そのうち三十七件現在審査中であり、それからそのうち三件がモスクワに行つて処理をされておると。非常に審議がはかどっているわけでございますけれども、今後はさらにこれを促進をいたしまして、申請されておる案件をなるべく早く処理をいたしたい、かように考えております。

○青井政美君 わが国の周辺の海峡の中から、特

に特定海域として五つの海峡を選定をしました根拠の説明をいただきたい。

○政府委員(岡安誠君) いわゆる国際海峡というものにつきましては、国際的にもまだはっきり確定された定義がないわけですが、私ども領海法案におきまして考えておりますのは、まず現在の領海三海里の状態でもって公海部分が残っている、それが十二海里になった場合にはほとんどこれが閉ざされるか、または航行に不適の程度ぐらいいしが残らないというような海峡であるということ、公海と公海をつないでいる海峡であること、最後には、現に外国船舶が相当な頻度において第三国間の航行をいたしておるといふうなところから、五つの海峡を選んだわけでございます。

○青井政美君 沿岸の漁業保護という観点から見ますときには、五つの海峡の現状凍結の部分には非常によい好漁場があるのではないかと。政府はこの部分における外国漁船の操業の防止及びわが国の漁業者が損害をこうむった場合における救済措置を考えておられるかどうか。

○政府委員(岡安誠君) いま御指摘の特定海域の中等におきましては、御指摘のとおり、優良漁場もございます。それらに対しまして従来どおりの領海にとどめるといふことによる外国漁船の操業による被害等につきましては、漁業水域に関する法律の第五条一号によりまして、外国人漁船につきましては、特定海域につき三海里から十二海里までの間につきましては、外国人漁船の操業を禁止をするということにしたいと思っております。

○青井政美君 法案の第二項第一項の「湾口若しくは湾内又は河口に」引かれんとする線は、どのような線を考へておられるのか。

○説明員(鈴木登喜君) 領海の線の引き方につきましては、実は現在領海条約という条約で引き方が決まっております。低潮線から引くようにといふふうになっております。低潮線につきましては、現在の大きな縮尺の海図にすでにもう記入されて

ございます。したがって、そこから十二海里を引くということになります。それから湾口閉鎖線またあるいは先生御指摘の河口につきましても、それぞれ、湾口につきましては湾口の幅が二十四海里以内のものにつきましては、そのそれぞれ一番突端部の低潮線から低潮線へ引く、河口につきましては河口の低潮線から低潮線へ引く、それを基線にいたしまして、その基線から十二海里に領海線を引くことに相なります。

○青井政美君 法案の付則第二項の「当分の間」とはいつまでを考へておられるのですか。

○政府委員(岡安誠君) 特定海域を設けるという制度は、やはり現在海洋法会議が継続中でございまして、国際海峡等の取り扱いにつきまして国際間の合意が成立しておらないということに着目いたしまして、こういう特定の例外措置を設けるわけでございますので、私どももいたしましては、国連海洋法会議におきまして合意が成立し、それが国際法として有効に働くまでの間ということを考えております。

○青井政美君 施行期日につきまして公布後三月以内としておられるわけですが、二百海里法案ともにもっと早く施行すべきじゃないかと思うのですが、その見解を伺いたい。

○政府委員(岡安誠君) これは三月といたしておりますのは、この法律の施行の準備、いわば政令、省令の制定その他の準備のほか、諸外国に対しまして趣旨の徹底のために要する期間というのを考慮いたしまして三月以内というふうに書いてあるわけでございますが、御指摘のとおり、私どもで考えるだけ早くこれは施行したいというふうに考へております。

○青井政美君 領海を三海里から十二海里に拡張することによりまして、わが国の領海の面積はどのくらいふえるのですか。

○説明員(鈴木登喜君) お答えいたします。三海里の場合は概略申し述べまして七万五千平方キロメートルの、現在三海里の場合ですが、七万五千平方キロメートルの領海の面積に相なりますが、それを十二海里にいたしますと約三十一万平方キロになります。二十三万五千平方キロが増加するということになります。

○青井政美君 領海が拡張せられますと、やはり今後警備の問題が非常に大きく問題になるのじゃないかというふうに思いますが、警備体制という問題の万全を期すためには、保安庁あるいは自衛隊というふうな分担関係はできておられるかどうか、伺いたいわけですが。

○説明員(鈴木登喜君) 御指摘の点につきまして、実は現在海上保安庁の方で三百十隻の巡視船、それから三十四機の航空機を所持しております。それを当分の間、それを有効的に重点海域に張りつけまして、これはまあ水産庁あるいは外務省の方とも御相談しながら重点海域に張りつけまして万全の措置をとりたいと思っております。

なお、先生御指摘の海上保安庁と自衛隊の関係につきましては、第一義的にはこの領海警備というのには海上保安庁の職務となっております。ただ、非常に大規模な騒乱が起ったような場合、これは自衛隊法八十二条に基づきまして、総理大臣の承認を得て自衛隊が出動するということになっております。ふだんは、自衛隊法の百一条によりまして、自衛隊と海上保安庁の間で十分の連絡、すなわち、たとえば情報の御提供をいただくとか、あるいは海難救助のときにお手伝いをいただくとか、そういうふうなことをやっておりますので、そういう関係は今後とも十分充実してまいりたいというふうに考へております。

○青井政美君 漁業水域を設定した場合、ソ連の漁船が全部締め出されるのかどうか。また、韓国や中国が二百海里の漁業水域を設定した場合に、今後どのように対応せられるのか。さらに、現段階で二百海里法案を早く設定をせにやらないという意義について伺いたいと思っております。

○国務大臣(鈴木幸吉君) わが方が国会の御承認を得まして二百海里の漁業水域を設定をいたしました際、ソ連との間にはいままでも伝統的な漁業実績というものをソ連漁船が持つておられるわけござ

いますので、一定の条件、一定の規制のもとに、また総合的に判断をして、言いますところのクォータに基づいてソ連漁船のわが国の漁業水域に対する操業を認めてまいりたいと、このように考へております。

それから、韓国並びに中国等が二百海里を設定をするという事態になりますれば、わが方も相互主義の立場から直ちに政令に基づきまして二百海里を設定すると、こういう方針でございます。

○青井政美君 これは最後の質問でございます。この法案も各野党の皆さん方の御協力を得て速やかに、早く法案を成立いたしたいと私も身も念願をする者でございます。また、先ほどのモスコへ訪問いたしましたいろいろな感觸を考へてみますときには、やはり対等の土俵の中で相撲をとらなければならぬという感觸の中からも、やはりこの問題は国策の中でも最大の大きな課題であり、また北洋漁業を守るという日本産業全体の中でも非常に大きなウェイトを持つことだと思つたのでございまして、先ほど来、大臣は第三次の訪ソをせられるというのを伺っておるわけでございますが、一億の国民が全部大臣の御努力を期待いたしておるわけでございます。答弁は要りませんが、よろしくお願いを申し上げまして私は質問を終わりたいと思っております。

○委員長(橋直治君) 両案に対する質疑は本日はこの程度といたし、本日はこれにて散会いたします。

午後八時二分散会

第四号中正誤

少	段	行	誤	正
四	から	八	海岸	海洋
三	一	七	いんが	いんが
三	七	申し並	べ	申し述べ

昭和五十二年五月十八日印刷

昭和五十二年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局